

だい き し じょうなわて し ち いきふく し けいかく
第4期四 條 畷市地域福祉計画

へいせい 平成 3 1 (2 0 1 9) - 3 5 (2 0 2 3) ねん ど 年度

へいせい 平成 3 1 (2 0 1 9 年) ねん ねん がつ 年 3 月



も く じ

だい しょう き ほんてき かんが かた 第1章 基本的な考え方	1
1. けいかくさくてい はいけい 計画策定の背景	1
2. けいかく い ち づ 計画の位置付け	2
3. けいかく き かん 計画の期間	2
4. けいかく き ほんてき かんが かた 計画の基本的な考え方	3
5. けいかくさくてい たいせい 計画策定の体制	5
6. ちいきふくし ていぎ 地域福祉の定義	6
7. ちいきふくし かんれん おも だんたい き かんとう 地域福祉に関連する主な団体・機関等	9
だい しょう だい き けいかく けつ か 第2章 第3期計画の結果	12
だい しょう けいかく たいけい 第3章 計画の体系	21
だい しょう き ほんけいかく 第4章 基本計画	23
き ほんもくひょう 1. ちいきふくし ささ ひと ここ い しかうじょう 基本目標 1. 地域福祉を支える人づくり ～個々の意識向上～	24
き ほんもくひょう 2. ちいききょうせいしゃかい し ぐ わ ごと まる ちいき 基本目標 2. 地域共生社会の仕組みづくり ～「我が事・丸ごと」の地域づくり～	28
き ほんもくひょう 3. あんしん く しゃかいかんきょう だれ す 基本目標 3. 安心して暮らせる社会環境づくり ～誰もが住みやすいまちづくり～	28
き ほんもくひょう 4. てきせつ し えん し ぐ だれ じ りつ く 基本目標 4. 適切な支援につなぐ仕組みづくり ～誰もが自立して暮らせるまちづくり～	35
だい しょう けいかくすいしん む 第5章 計画推進に向けて	45
1. きょうどう けいかく すいしん 協働による計画の推進	45
2. けいかくないよう こうほう けいはつ 計画内容の広報・啓発	47
3. すいしんじょうきょう ていきてき てんけん 推進状況の定期的な点検	47
しりょうへん 資料編	49

第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化の急速な進展、単身世帯の増加などにより、ライフスタイルや価値観が多様化する中で私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、家庭や地域における社会的なつながりが希薄になり、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。また、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人々だけでなく、青少年や中年層においても生活不安やストレスを抱える人が増え、自殺や家庭内暴力、貧困、虐待、ひきこもりなど地域の生活課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。

一方で、東日本大震災の発生をきっかけに地域のつながりの大切さが再認識され、住民の福祉に関するニーズも多様化していることから、子どもから高齢者まであらゆる世代の人や障がいの有無、性別などの違いにかかわらず、だれもが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るための地域社会における支え合いの機能に対する期待が高まってきています。

今後、地域が抱える生活課題を解決するためには、住民、地域団体、社会福祉協議会及び行政等が相互に協力し、災害時に関わらず、「自助」「共助」「公助」に基づく地域福祉の推進を通じて、地域がともに支え合うことができる「地域共生社会」の実現が必要です。

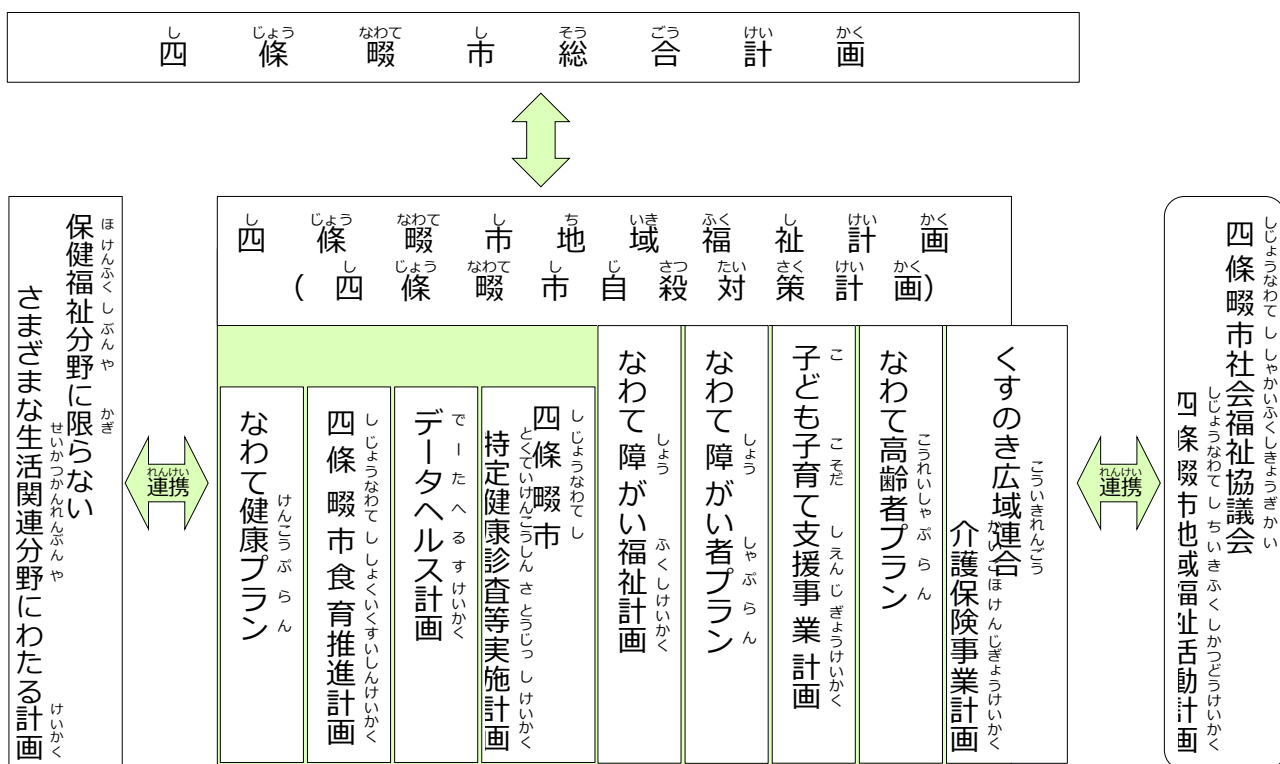
これまで本市では、地域の実情に沿いながら資源や人材などを活用し、地域福祉を推進してきました。しかし、地域福祉の考え方についてはまだまだ地域に浸透しておらず、住民への周知に課題があるのが現状です。

これらの状況及び第3期四條畷市地域福祉計画の計画期間が終了することを受け、第3期から継続している課題及び新たな課題へ対応するため「第4期四條畷市地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置付けます。なお、本計画には自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」を包含したものとします。

また、本計画は、国及び大阪府の施策に加え、本計画の上位計画である「四條 畷 市総合計画」に盛り込まれた保健福祉分野における本市の個別計画等との整合・連携を図り、住民との協働という視点で策定するものです。なお、地域福祉を推進する具体的な取組については、四條 畷 市社会福祉協議会が策定する「四條 畷 市地域福祉活動計画」と連携しながら進めていくものとします。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5カ年とし、国や大阪府の動向及び社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)	平成36年度 (2024年度)	平成37年度 (2025年度)	平成38年度 (2026年度)	平成39年度 (2027年度)	平成40年度 (2028年度)
第4期四條 畷 市地域福祉計画					第5期四條 畷 市地域福祉計画				

4. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域住民のつながりが希薄化している中で、すべての人が慣れ親しんだ地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を構築するためには、地域住民のつながりを再構築し、支え合いの仕組みをつくっていくことが大切です。

本市では、地域のさまざまな生活課題に対して福祉サービスを提供していますが、公的な福祉サービスだけでは対応することができない課題も多く、地域の支え合い「共助」の視点からの総合的な支援を考える必要性がますます高まっています。

本市では第3期計画において、住民一人ひとりの人権を尊重することを基本とし、課題を抱え困難な状況に陥っている人を地域で包み支え合う地域社会の実現に視点を置いたまちづくりに取り組むため、「みんなの力で地域からつくる、暖かみのあるまち」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

本計画においてもこの考えを継承し、人と人がつながり、地域の住民が助け合い支え合いの意識を高め、互いに声を掛け合いながら、それぞれの幸せを追求できる環境づくりを進めます。

基本理念

みんなの力で地域からつくる、暖かみのあるまち

本計画では、すべての住民が、年齢や障がいの有無、性別、国籍などの違いを超えて、地域の理想の姿を共有し、地域の取組に積極的に参加、協働、連携し、地域に愛着をもって、一人ひとりがその人らしい生き方を実現することをめざします。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標 1. 地域福祉を支える人づくり ～個々の意識向上～

地域福祉を推進するためには、地域でのさまざまな困りごとを、すべての住民が「我が事」として意識し、地域の生活課題を身近なものとして捉えることが必要です。

住民の福祉意識の向上のために、福祉意識の啓発や福祉教育とともに、民生委員・児童委員、地区福祉委員など地域を構成するさまざまな個人や団体及び市、社会福祉協議会等が協働し、人材の確保・育成を図り、地域福祉を支える人づくりを進めます。

基本目標 2. 地域共生社会の仕組みづくり ～「我が事・丸ごと」の地域づくり～

地域福祉を推進するためには、顕在化しない小さな地域の困りごとや支援を必要としている人に、地域で気づき、相談し、助け合い、支え合おうとする環境が必要です。

地域の中で、住民がともに支え合う「共助」の活動が充実したものとなるよう、地域交流を活性化させ、住民同士や住民と福祉団体間などのつながりを強化することで住民が支え合える地域づくりを進めます。

基本目標 3. 安心して暮らせる社会環境づくり ～誰もが住みやすいまちづくり～

福祉のまちを実現するためには、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域で安心して暮らすことができる環境づくりが必要で、高齢者や要介護者が増加する中、安心・安全なまちづくりを進めることがますます重要となっています。

本市がさらに住みやすく、暮らしやすい、安心・安全なまちとなるよう、行政をはじめとする関係機関の連携により、安全で活動しやすい生活環境、災害に強いまちづくりに取り組み、だれもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標 4. 適切な支援につなぐ仕組みづくり ～誰もが自立して暮らせるまちづくり～

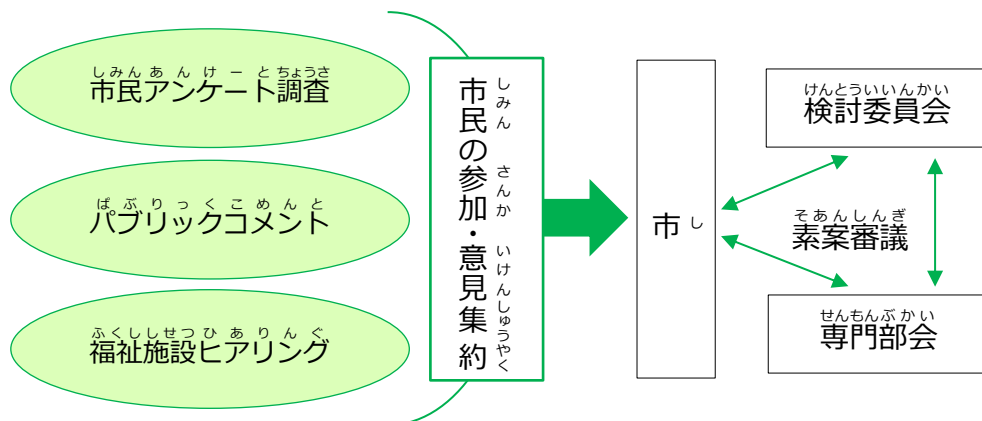
近年、高齢化が進展する中で要介護者が増加するとともに、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから子育てに悩む人、ひきこもりや不登校等、社会的に孤立している人が増えています。また、社会情勢の変化等により、生活困窮者や生活不安やストレスを抱える人も増えるなど、地域の生活課題は多様化、複雑化しています。

こうした中、地域で暮らすすべての住民が、住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活を営むことができるよう、高齢者や障がい者をはじめ、生活上のさまざまな困難を抱える人が、必要な支援が受けられるよう、適切な支援につなぐ仕組みづくりを進めます。

5. 計画策定の体制

計画策定の過程において、住民の地域福祉に関する現状とニーズを把握し、計画に反映するため、「第4期四條市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査」を実施したほか、公募住民、当事者、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「四條市福祉計画検討委員会※」や「四條市地域福祉計画策定専門部会※」での審議を行いました。

また、社会福祉協議会、市内関係課などへのヒアリング調査を実施し、策定段階から地域の住民や団体等と関わりをもつことで計画の実効性を確保するよう努めました。



(1) 第4期四條市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施

平成29年度に四條市に住む20歳以上の住民1,000人を無作為抽出し、地域に対する思いや日々の生活の中で抱えているさまざまな課題、地域活動やボランティア活動の参加状況・利用意向などの現状を調査し、その結果を本計画策定のための基礎資料としました（結果は資料編内P62）。

(2) 福祉施設ヒアリングの実施

本市所管の社会福祉法人9法人（介護関係法人及び保育所、認定子ども園関係法人を各3法人、障がい者支援関係法人を2法人、社会福祉協議会）を対象とし、住民との交流状況や地域福祉に関する取組状況などを調査し、その結果を本計画策定の基礎資料としました（実施概要は資料編内P100）。

※四條市福祉計画検討委員会：市における福祉に関する計画等を策定、推進、点検、評価及び調査等を行っている。
 ※四條市地域福祉計画策定専門部会：上記、福祉計画検討委員会が地域福祉計画を専門に調査審議するために設置。

(3) 四條畷市福祉計画検討委員会及び四條畷市地域福祉計画策定専門部会への 住民参画

住民の参画を得ながら計画策定を進めるため、「四條畷市福祉計画検討委員会」「四條畷市地域福祉計画策定専門部会」に住民の参加を募りました（実施概要は資料編内P115）。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する住民意見を募るため、平成31年（2019年）1月15日から2月15日まで、パブリックコメントを募集しました。また、この結果について行政等関係機関の意見を聞き、対応を検討しました（実施概要は資料編内P114）。

6. 地域福祉の定義

この計画における「地域福祉」とは、幅広い意味をもちますが、「地域」における人と人とのつながりの中で、地域住民の「福祉」を高めようというものです。

この計画における地域福祉の定義は、年齢や障がい等の有無にかかわらず、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように地域に存在する公私の多様な主体が協働し、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成をめざす福祉活動の総体をさします。

また、住民一人ひとりが主体となって行う多様な支え合いの活動をつなぐことこそが地域福祉の役割です。

○地域共生社会の実現に向けて

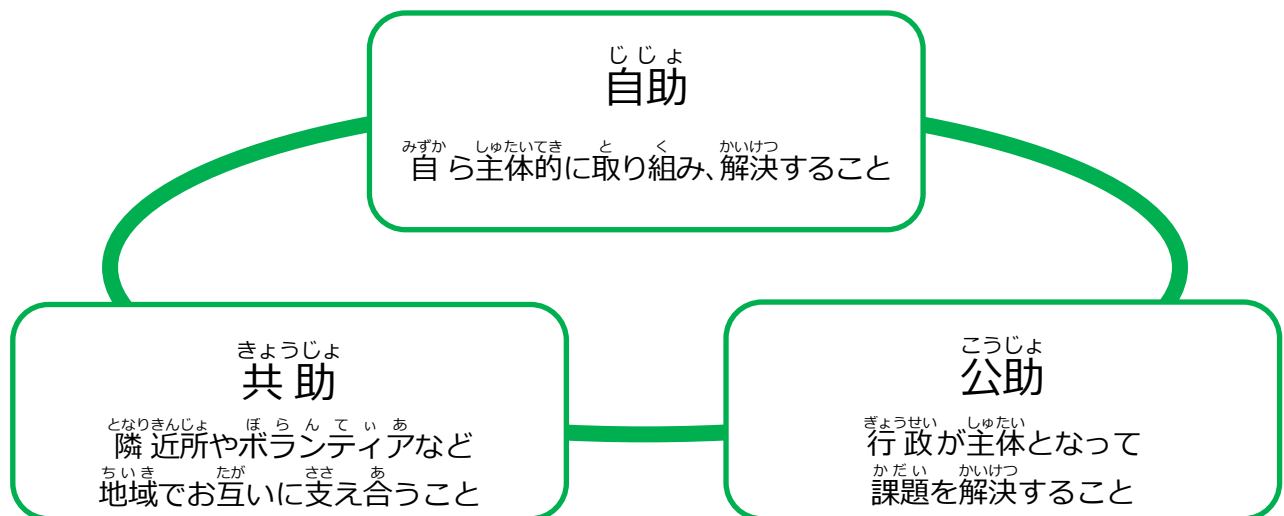
わが国では昔から、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活のさまざまな場面において、支え合いの機能が存在しています。しかし、高齢化や核家族化等の社会情勢の変化によってその機能が薄れ、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者を区分し、社会保障制度などの公的支援制度の整備と充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

しかし現在では高齢化や人口減少が進んでいる影響で、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤がますます弱まってきています。対象者別・機能別に整備された公的支援についても、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

このような地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

地域共生社会とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える人」「受ける人」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて相互につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、支え合いの地域をともに創っていく社会をめざすものです。

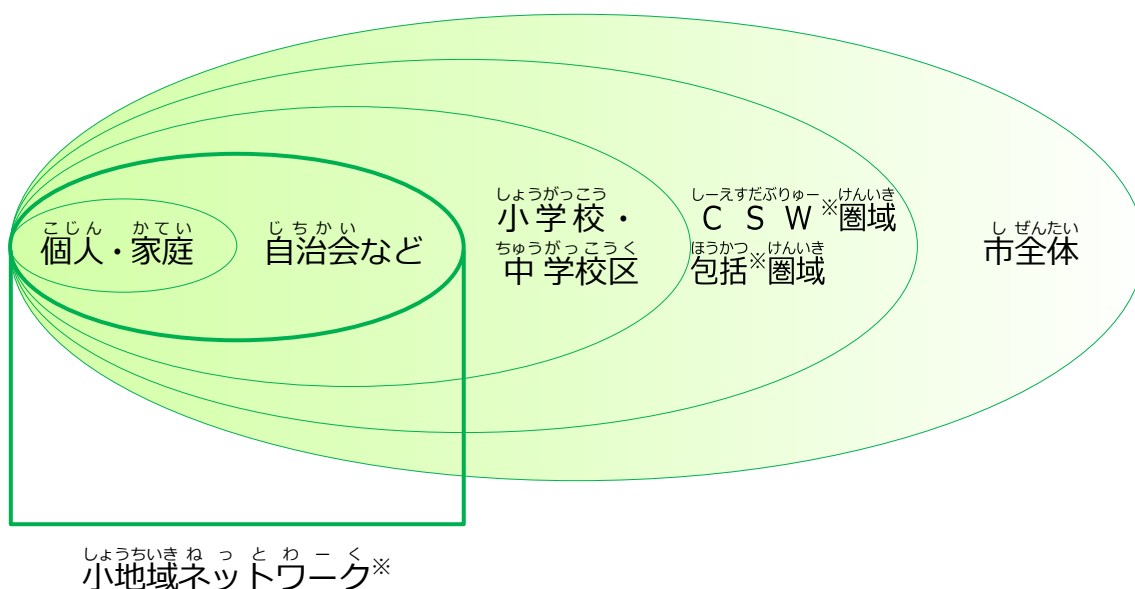
地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりが自発的に自身の生活課題を解決する「自助」を前提とし、住民や地域団体等が、お互いに助け合って生活課題を解決する「共助」や行政による救助・支援の「公助」を組み合わせ、相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉の推進に重要な視点となります。



○「地域」の範囲

「地域」は固定的・限定的なものではなく、活動の取組内容やサービスの内容などによって、さまざまな枠組みが考えられます。

本計画での「地域」は、「課題を共有し、その課題に取り組む共通認識をもち、具体的な行動を起こしやすい範囲」として捉え、隣近所・自治会区域（小地域ネットワーク※）や小学校区レベルでは見守り支え合う関係づくりを強化し、より広域の市域レベルでは、専門的な支援の提供や関係機関との連携調整を行うことで、エリアに応じた、それぞれの役割を果たすことが期待されます。



※ 小地域ネットワーク活動：地域の高齢者や、子育て中の親子等で、自立生活を行う上で援助を必要とする人や家庭に対して、近隣住民が中心となってサロン活動や見守り訪問を行うなど、地域で暖かく包み込み、支えていく仕組みとその活動をいう。

※ C S W：コミュニティソーシャルワーカーの略。（10ページにて後述）

※ 包括：地域包括支援センターの略。（10ページにて後述）

7. 地域福祉に関連する主な団体・機関等

【1 民生委員・児童委員】

それぞれの担当地区の中で、生活や子どもに関する内容のほか、高齢者福祉、障がい者福祉など、市民が抱えるさまざまな問題について相談などを行っています。また、必要なときは、福祉事務所や関係機関に連絡や調整を行うなど、住民が安心して暮らせるように支援をしています。

この中でも、特に児童に関する相談・支援を担当していただく委員を「主任児童委員」とし、各小学校区に1人配置しています。

【2 ボランティア・NPO】

ボランティアは近年、多様化・複雑化する市民ニーズに伴い、社会貢献を目的として社会や地域の課題に対して、できることを自らすすんで活動しています。また、NPOは団体の構成員に対し収益を分配することを目的とせず、ボランティア団体や市民活動団体などの様々な社会貢献活動を行っています。ボランティアは個人が個人の責任の範囲で活動、または個人それぞれの意志を主体としグループ活動をするのに対し、NPOは目的達成のために運営ルールをもち、組織的、継続的に活動を行います。

【3 福祉関係事業者・福祉施設】

福祉関係事業者は福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携を行います。また、福祉施設は、施設や施設利用者と地域の距離がより縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。

【4 四條畷市社会福祉協議会】

本市における社会福祉事業その他の社会福祉に関する事業の健全な発達及び社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを趣旨とする社会福祉法人です。

・地区福祉委員会

地区内の福祉増進をめざし、地域福祉の推進に貢献します。住みよいまちづくりを進めることを主旨として、すべての住民が安心して暮らせるよう、住民が主体となって取り組むための推進役となっています。また、多くの地区で個別援助活動やグループ援助活動などの小地域ネットワーク活動を推進しています。

※社会福祉協議会の定款で、内部組織として規定されており、社会福祉協議会と連携して活動しています。

【5 市】

市は人口の減少や少子高齢化、地方分権化、社会情勢の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化
と施策の狭間にある福祉課題に対応するため、地域の実態やニーズを把握し、住民による主体的な
地域福祉活動が推進されるよう、支援に取り組んでいます。

〔市から委託されている機関等〕

1. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

コミュニティソーシャルワーカーとは、市内3か所（福祉政策課・グリーンホール田原・市民活動
センター（社会福祉協議会））に設置しているいきいきネット相談支援センター※に所属する相談員
のことで、様々な機関と連携し既存の福祉サービスだけでは対応困難な制度の狭間や複数の福祉
課題を抱える人等への支援を行います。

2. 障がい者相談支援センター

障がい者やその家族などからの相談に応じる機関で、必要な情報の提供や福祉施設・福祉
サービスの紹介や利用相談など、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むための支援
を行っています。市内には、障がい者基幹相談支援センターさつき、障がい者相談支援
センターフロンティア、障がい者相談支援センターしのぶが丘、障がい者相談支援センター和幸の
4か所があります。

3. 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活ができるように、さまざまな支援を行う地域介護の
中核拠点です。地域包括支援センターでは、保健師又は看護師、社会福祉士や主任ケアマネジャー
が中心となって高齢者やその家族などからの相談に応じたり、介護予防ケアマネジメント（介護
予防対象者の選定や介護予防プランの策定・評価）、高齢者の権利擁護※、虐待の早期発見・防止、
地域ケアマネジャーの後方支援などの活動を行っています。市内には、第1地域包括支援センター、
第2地域包括支援センター、第3地域包括支援センターの3か所があります。

※いきいきネット相談支援センター：地域で福祉の援護が必要とされる人の見守り・発見、相談支援などを円滑に行う
ため、市内3か所にコミュニティソーシャルワーカーを配置して、訪問相談、電話
相談、面接相談などを行っている。

※権利擁護：人間としての権利を保障すること。高齢者や障がい者など社会的に不利な立場にある人に対する人権
侵害（財産侵害や虐待等）を防ぐことや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わって、
援助者が権利やニーズを表明すること（代弁）をいう。

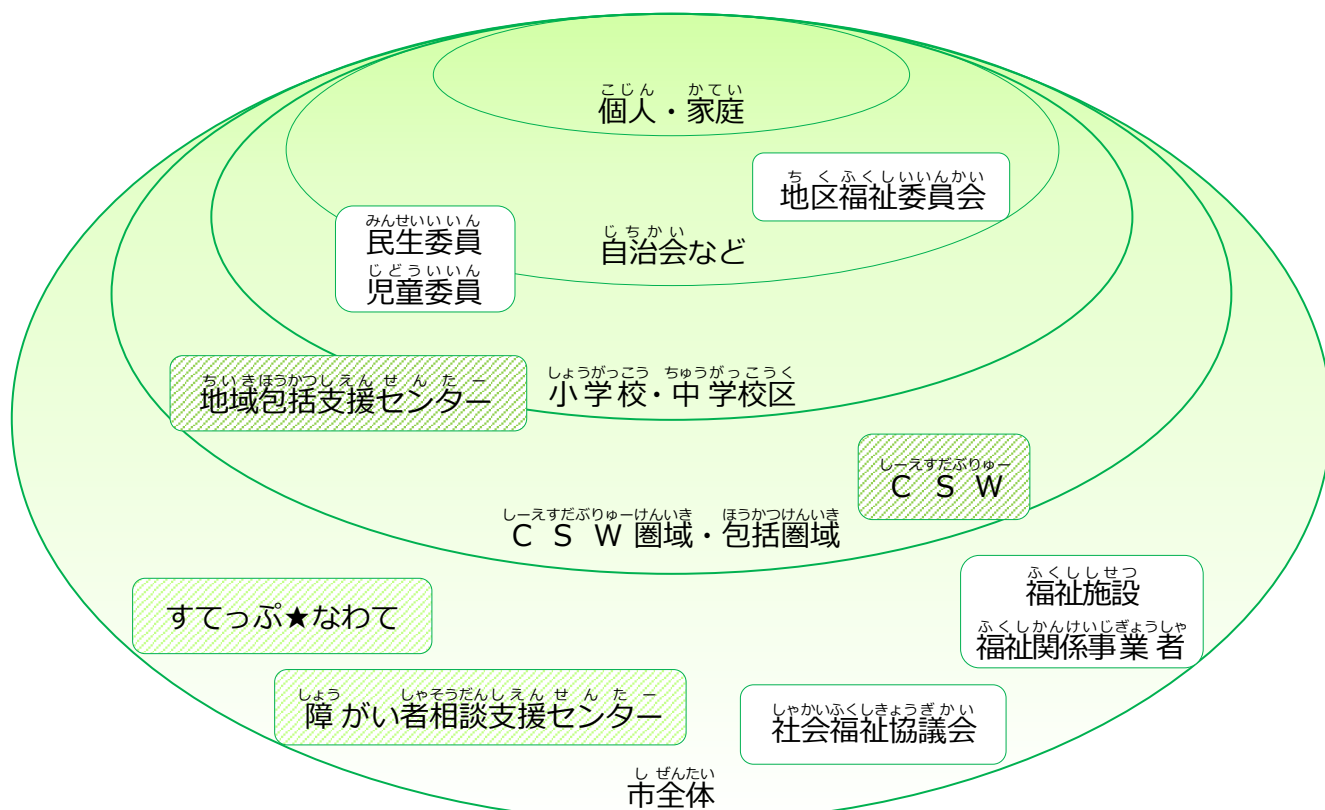
〔市が運営している機関〕

4. 子育て総合支援センター・児童発達支援センター（すてっぷ★なわて）

子育て総合支援センターと児童発達支援センターの複合施設をすてっぷ★なわてといいます。

子育て総合支援センターでは、0～18歳までの子どもに関する総合的な相談をはじめ、子育て支援の実施、児童虐待の通告受付や対応を行っている市の機関です。つどいの広場※、おやこ教室※、おもちゃ・絵本の貸出し、親子支援プログラム等を実施しています。また、地域で子育てを助ける有償ボランティア活動であるファミリー・サポート・センター事業も行っています。

児童発達支援センターは、18歳までの子どもとその家族を対象に、発達についての心配ごとなどを相談できる市の機関です。発達に不安のある児童の保護者の相談に応じ、個別支援や通園による療育などのグループ支援、リハビリ支援等を行っています。また、発達障がいに関する普及、啓発のため発達障がい啓発研修なども行っています。



市から委託・運営されている機関

※つどいの広場：概ね就園前の子どもと保護者が自由に遊んだり、交流できる場所です。市内に4か所あります。
※おやこ教室：子どもの年齢別で開催しており、親子で体操やふれあい遊びを楽しみながら、友達を作る場所です。

第2章 第3期計画の結果

第3期計画の基本目標ごとに住民アンケートや関係機関へのヒアリングから現状を把握し、課題をとりまとめました。

基本目標1. 地域福祉への意識の醸成

(1) 取組の状況

取組の方向1：地域交流の推進

- ・あいさつ運動や声かけ運動の奨励による地域コミュニティ醸成につながる雰囲気づくりの支援
- ・地域を構成するさまざまな主体の交流の支援
- ・地域交流ひろば※事業などによる地域住民の気軽な交流の支援
- ・福祉コミュニティセンターを拠点とした福祉団体の交流活動や地域での交流の活性化の支援

取組の方向2：地域福祉の理解の促進

- ・地域における支え合いによる地域福祉についての啓発
- ・学校での福祉教育の推進
- ・地域における福祉体験機会の提供や高齢者、障がい者との交流促進

取組の方向3：地域福祉の情報提供・発信

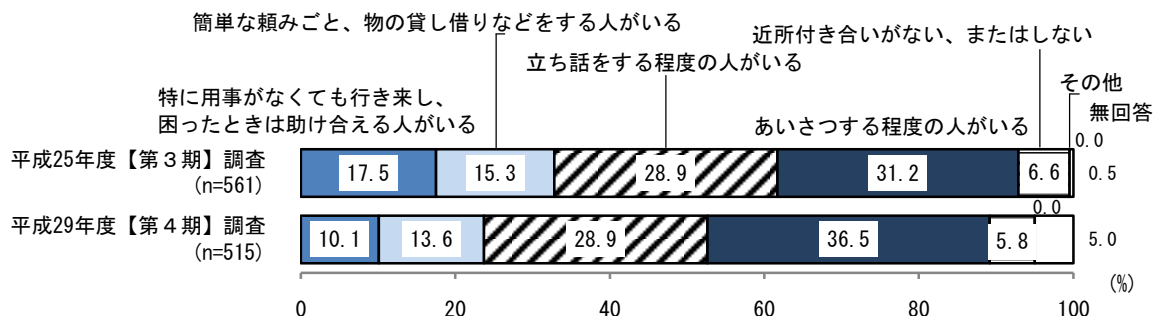
- ・市から発信する情報について、高齢者や障がい者等に配慮した情報のバリアフリー化の推進
- ・C S Wや地域包括支援センターなどを核とした地域課題の共有と対策についての意見交換の推進
- ・地域福祉活動団体等の情報の収集・発信

※地域交流ひろば：お住まいの地区、年齢等にかかわらず、市民の方が気軽に集える交流の場としてサロン等を行っており、市内に4か所あります。

(2) 現状

【アンケートより】

- ・何らかの近所付き合いをしている人が約9割となっていますが、「特に用事がなくても行き来し、困ったときには助け合える人がある」は第3期計画では2割だったのに対し、第4期計画では1割と減少しています。



- ・近所付き合いをしない人の理由としては「知り合う機会がない」が4割、「わずらわしい」が3割となっています。
- ・近所付き合いが必要だと思う人は7割となっています。そのうち、親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う人は4割となっています。
- ・地域の行事や活動に参加していない人が5割となっています。また、参加しない理由は「時間がない」が4割、「知らない」が3割、「興味がない」「体力がない」が2割となっています。

【ヒアリングより】

- ・施設を開放することで地域の人が気軽に集える地域活動の場を提供しています。
- ・自治会の行事へ参加し、地域活動に取り組んでいます。
- ・地域向けの広報を発行することで地域へ情報を発信しています。

(3) 課題

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域の課題を自分の課題と考え、地域に積極的に参画することが大切です。

しかしながら、アンケート結果を見ると、近所で助け合うことが必要だと思う人は4割、用事がなくても地域の行事や活動に参加していない人は5割となっています。

福祉のまちづくりのために、住民の福祉意識の向上を図るとともに、住民同士の交流を推進していく必要があります。

(4) 今後の方向性

- ・地域福祉の考え方を普及・啓発し、地域コミュニティの必要性や重要性についての理解を深める必要があります。
- ・住民が地域行事等に参加しやすいよう、効果的な情報の発信を行っていく必要があります。
- ・地域活動への参加のきっかけづくりとして、時間がない人でも空いた時間を活用して参加できる活動や住民の興味をひく活動を検討するとともに、参加しやすい仕組みをつくることが求められます。

基本目標 2. 地域福祉を担う人材の育成

(1) 取組の状況

取組の方向1：人材の育成

- ・地域で福祉活動を行う人材の育成
- ・各種団体による講座等の実施の支援
- ・ボランティアを養成するための研修や講座等の実施

取組の方向2：NPO・ボランティア活動等の支援

- ・福祉コミュニティセンターを拠点とした福祉団体の活動支援
- ・関係各課の連携による小地域ネットワーク活動への参加の促進
- ・ボランティア・NPO活動等の情報発信
- ・福祉基金助成金による福祉活動団体の運営支援

(2) 現状

【アンケートより】

- ・ボランティア活動に参加したことがある人は2割となっています。
- ・ボランティア活動に参加したことがない理由は「仕事や家事で忙しい（時間がない）から」が4割、「きっかけがないから」が3割となっています。
- ・今後、もしくはこれからボランティア活動に参加したい人は4割となっています。また、今後ボランティア活動を広げるために必要なこととして「ボランティア団体や活動に関する情報提供」が4割となっています。

【ヒアリングより】

- ・講座開催の過程でボランティア活動者の増加に取り組んでいます。
- ・定期のボランティアが多く、新規のボランティアの受入れがあまりできていない状態です。
- ・ボランティアの高齢化や指導者等のリーダー役となる人の減少が問題となっています。
- ・人材確保のため、他法人・他団体等と協働し、考え方の共有やイベントの企画・実施を行っています。

(3) 課題

さき 支え合いによる福祉のまちづくりを進めるためには、ちいきふくしかつどう ボランティア活動の活性化を図っていくことが大切で、そのためには住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域社会の一員として積極的に地域活動に参加することが求められます。

しかしながら、アンケート結果をみると、ボランティア活動に参加したい人は4割、実際に参加した人は2割にとどまっています。

福祉のまちづくりを進めるために、ボランティア活動等への住民の主体的な参加を促進し、地域の福祉活動を活性化させていく必要があります。

(4) 今後の方向性

- ・住民が、福祉活動を行っているボランティア団体やNPO等と出会うきっかけをつくるとともに、ボランティア団体等も、時間がない人でも空いた時間を活用して参加できる活動や住民の興味をひく活動を検討する必要があります。また、地域の活動をより一層周知できるよう発信を行っていく必要があります。
- ・ボランティア活動の推進にはリーダーの存在が重要であるため、リーダー育成に対する取組が求められています。
- ・地域の団体間での情報共有の場の確保や連携の仕組みづくりが必要です。

基本目標 3. 地域での支え合いの充実

(1) 取組の状況

取組の方向1：支え合い活動・見守り活動の推進

- ・ 地域を構成する全ての主体を地域福祉活動への参加につなげる啓発活動
- ・ 孤立を防ぐための各種事業を活用した見守りや訪問活動の推進

取組の方向2：相談に結び付けるための支援の充実

- ・ 住民や関係機関に対し、相談窓口の周知と相談の必要性の啓発
- ・ C S Wと専門機関が連携する相談体制の構築
- ・ C S Wと各地域のサロン活動の交流機会の創出
- ・ 生活困窮者（経済的困窮・社会的孤立）など社会情勢を踏まえた新たな相談事業の検討

取組の方向3：災害対策の推進と避難行動要支援者の支援体制の強化

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に係る制度の周知と認知度向上の推進
- ・ 避難行動要支援者名簿の整備及び定期的な更新等の管理や避難支援等関係者との情報共有による、発災時に有効に活用できる体制づくりの推進
- ・ すべての方々が参加できる防災訓練の実施と、関係団体を含めた参加の呼びかけの推進

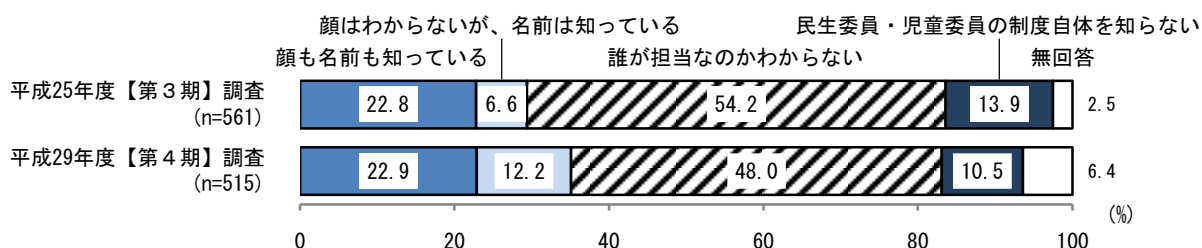
取組の方向4：専門機関、事業者等との連携と活動支援

- ・ 自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、各種団体との連携強化による支え合い活動の促進
- ・ 民生委員・児童委員、地区福祉委員会、関係機関・団体などが実施する地域活動と連携した公的支援の推進

(2) 現状

【アンケートより】

- ・地域の福祉の問題に対し、住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性については、「必要だと思う」が9割となっています。また、隣近所に高齢者、障がい者の介護や子育てなどで困っている人がいた場合にできる援助は「安否確認の声かけ」が6割、「買い物の手伝い」が3割となっており、実際にしてほしい援助としては「安否確認の声かけ」、「買い物の手伝い」が5割となっています。
- ・四條畷市社会福祉協議会の活動内容を知らない人は8割となっています。
- ・民生委員・児童委員の名前を知らない人は第3期計画では7割だったのに対し、第4期計画では6割となっており、民生委員・児童委員の名前を知らない割合が減少しています。



- ・コミュニティソーシャルワーカーの活動内容について知らない人の割合は8割となっています。
- ・「四條畷市避難行動要支援者支援プラン」を知らない人は8割となっています。

【ヒアリングより】

- ・複数の団体が集まることで課題の共有化や先進的な取組の周知を行っています、公的な機関との連携は不十分だと感じています。
- ・一人暮らしの人や地域とのつながりが薄い人へのアプローチの方法が課題となっています。
- ・避難訓練や防犯教室を行うことで防災・防犯の意識の向上に努めていますが、災害時における備品の不足など、あらゆる想定に対しての対応は不十分です。

(3) 課題

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域コミュニティを基礎として、そこに暮らすすべての住民が主体となり、互いに助け、支えられる関係を作ることが必要です。

しかしながら、アンケート結果をみると、地域の見守り・支え合い活動を担う四條畷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーの活動は多くの人に知られていないのが現状です。ヒアリング結果をみると、地域と行政の連携が不十分であることが課題としてあげられています。

住民同士が協力して、お互いに助け合い、支え合える関係をつくるために、住民、地域団体、行政の協働による福祉活動のすすめ方を検討していく必要があります。

また、近年の大規模災害や風水害の発生により、災害時の安全対策も重要視される中、災害時における自助・共助の推進も重要な視点となっています。

(4) 今後の方向性

- ・支え合いや助け合いの活動を担う四條畷市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーの活動や利用方法の周知・啓発を行うことが大切です。
- ・各主体の情報共有化や協働の体制づくりを推進し、横断的な支援体制の構築が求められます。
- ・災害が発生した時に避難行動要支援者への円滑な避難支援が行われるように「四條畷市避難行動要支援者支援プラン」の周知を行う必要があります。

基本目標 4. 安心して利用できる福祉サービスの充実

(1) 取組の状況

取組の方向1：福祉にかかわる権利擁護

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度の周知
- ・高齢者、障がい者、児童の虐待・人権侵害防止に向けた啓発活動
- ・市民後見制度実施に向けての調査・研究

取組の方向2：福祉情報等提供体制の充実

- ・多様な媒体を活用した福祉サービスに関する情報発信
- ・地域団体等に向けて出前講座等を活用した情報提供

取組の方向3：適正な福祉サービスの提供

- ・市民の意見から把握できる福祉サービスに関する改善の推進
- ・多様なニーズに対応できる、職員の資質向上の推進

(2) 現状

【アンケートより】

- ・成年後見制度を知っている人は4割となっています。
- ・市民後見人の内容を知っている人は2割、市民後見人に興味がある人は1割となっています。また、興味をもっている人のうち、自身が市民後見人になりたいと思う人は3割となっています。
- ・福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために必要なことは「福祉サービスの種類や内容、利用料などの情報」が7割、「相談できる場所や相談員の情報」が5割、「福祉サービスを提供する事業者の情報」が4割となっています。
- ・市の福祉や保健に関する情報源として希望されるのは「市の広報誌や窓口」が7割、「自治会の回覧板や掲示板」が5割、「地域情報誌」が3割となっています。また、知りたい情報の内容は「サービスの情報」「サービスの利用方法の情報」「介護保険」が4割、「健康づくりについて」、「提供事業者について」が3割となっています。

【ヒアリングより】

- ・専門分野の相談だけでなく、その他の幅広い相談に対応できるよう努めています。
- ・施設として相談の受け入れ体制は整っているものの適切な支援につなげられておらず、多様化するニーズに対応できていない状況です。

(3) 課題

支援を必要とする人に適切なサービスを提供するためには、どのようなサービスがあり、どのようにすれば利用できるかなど、利用者側に必要な情報を積極的に発信することが大切です。また、生活スタイルや考え方が多様化する中において、住民が求める福祉サービスも多様化・個別化し、それぞれに応じたきめ細かなサービスの提供が求められています。

しかしながら、ヒアリング結果をみると、多様化するニーズには対応できていないのが現状です。多様化・個別化した福祉ニーズにきめ細かに対応するためには、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会の機能強化とともに、行政や社会福祉協議会、専門機関のネットワークづくりの推進が求められます。

(4) 今後の方向性

- ・権利擁護体制の構築に向けて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度の周知を行う必要があります。
- ・福祉サービスを安心して利用できる状況をつくるために、正確な情報をより効果的に発信するとともに、支援を必要とする人に情報がいきわたるよう、効果的な情報発信の方法を検討する必要があります。
- ・福祉サービスの利用者などの当事者だけでなく、家族を含め広く、各保健福祉関係機関の事業内容等の情報提供を行う必要があります。
- ・多様化するニーズに対応するため、各分野の相談窓口が連携した、福祉の総合相談窓口の設置など、包括的な支援体制の整備が求められます。

第3章 計画の体系

庁内関係部署、関係団体が連携を図り、施策の展開を図っていきます。

基本理念 みんなの力で地域からつくる、暖かみのあるまち

基本目標 1. 地域福祉を支える人づくり ～ 個々の意識向上 ～

基本方針	施策の方向	連携課等
1. 福祉意識の醸成	1. 福祉意識の啓発 2. 福祉教育の推進 3. 福祉に関する情報提供	社会福祉協議会、学校教育課 等
2. 人材の養成	1. 福祉人材の確保・育成 2. 市職員の意識の向上	社会福祉協議会、地域協働課 等

基本目標 2. 地域共生社会の仕組みづくり ～ 「我が事・丸ごと」の地域づくり ～

基本方針	施策の方向	連携課等
1. 地域の課題を「我が事」として捉える地域づくり	1. 「我が事」の意識の醸成 2. 地域の多様な活動の促進 3. 自治会活動等への支援 4. 支え合い・見守り活動の推進	社会福祉協議会、人権・市民相談課、地域協働課、学校教育課 等
2. 「丸ごと」受け止める仕組みづくり	1. 協働による包括的な支援体制の整備 2. 地域交流の場・居場所づくりの推進	社会福祉協議会 等

基本目標 3. 安心して暮らせる社会環境づくり ～ 誰もが住みやすいまちづくり ～

基本方針	施策の方向	連携課等
1. 防災対策の推進 (★重点的な取組)	1. 防災対策の推進 2. 災害時支援対策の推進	危機管理課、高齢福祉課、障がい福祉課 等
2. 生活環境の整備	1. 移動環境の整備 2. 情報環境の整備	建設課、秘書広報課、生涯学習推進課 等
3. 生涯を通じた健康づくり	1. 健康づくりの推進 2. 食育の推進	保健センター 等

基本目標 4. 適切な支援につながる仕組みづくり ～ 誰もが自立して暮らせるまちづくり ～

基本方針	施策の方向	連携課等
1. さまざまな地域課題への対応	1. 高齢者、障がい者、子育て支援の充実 2. 生活困窮者、就労が困難な方への支援の充実 3. その他の支援が必要な人への対応	高齢福祉課、障がい福祉課、子ども政策課、学校教育課、青少年育成課、人権・市民相談課・生活福祉課、子ども支援課 等
2. 権利擁護の推進	1. 虐待・DVの防止 2. 権利擁護体制の充実	社会福祉協議会、高齢福祉課、障がい福祉課、人権・市民相談課、子ども政策課、子育て総合支援センター、等
3. 自殺対策の推進	1. 自殺防止対策の推進 2. 自殺未遂者や遺族等への支援の充実	庁内窓口対応各課、人権・市民相談課 等
4. 包括的な支援体制の整備	1. 福祉サービスの提供体制の整備 2. 相談・支援体制の整備	社会福祉協議会 等

★ 重点的な取組

「四條畷市避難行動要支援者支援プラン～なわて災害時地域支え合い制度～」の推進

東日本大震災の発生をきっかけに、地域における防災活動の重要性が再認識され、住民の防災に対する関心も高まってきています。また、近年の大規模災害や風水害の発生により、災害時の対応に不安を感じる人が増えており、災害に強いまちづくりが重要視されています。

地域の防災力を強化するためには、災害発生時において、自分自身を守る「自助」、近所や地域の人々と助け合う「共助」、行政が主体となって課題を解決する「公助」、それぞれの取組が連携し、効果的に機能することが求められています。

特に災害発生直後は、安否確認や被災者の救出など地域活動が果たす役割である「共助」が機能することが大変重要で、中でも、高齢者、障がい者等、災害時に自力で避難することが困難な人「避難行動要支援者」への支援体制の充実が急務となっています。

このような中、平成25年に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者」の名簿の作成が市町村に義務付けされました。

本市では、この名簿を活用し、災害発生時には「避難行動要支援者」への円滑な避難支援が行われるよう「四條畷市避難行動要支援者支援プラン」を作成・推進し、日頃から防災に対する意識を高めるとともに、地域コミュニティの向上により災害に強いまちづくりを進めています。

今後も「四條畷市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、災害発生時に「共助」の取組が効果的に機能するよう、住民に対しプランの内容等に関する周知を行うなど、地域の「共助」の重要性の理解を深めるとともに、地域の防災力の向上に向けて、積極的に取り組んでいきます。

第4章 基本計画

第4章の構成（計画書の見方）

基本目標 1. 地域福祉を支える人づくり ～個々の意識向上～ ◆

この計画の柱となる
4つの基本目標です

近年の人口減少・高齢化に加えて少子化・世帯の小規模化等が進む中で、地域の生活課題は多様化・複雑化してきています。しかしその一方で、地域活動を支える人や福祉人材が減少している現状にあります。

地域福祉を支える人を増やし、地域を活性化するためには、住民がお互いをめ合い、尊重し合うことができるよう福祉意識の醸成を図る必要があります

この計画の策定にあたり、
設定した数値目標です。

【数値目標】

ナンバ No.	指標	第3期計画 策定時値 (平成24年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
①	地域の支え合いの必要性を感じる人の増加	88.8%	81	

各取組の基本方針を示しています。

1 福祉意識の醸成 ◆

(1) 福祉意識の啓発 ◆

取組の方向を示しています。

- 住民の地域福祉、地域共生への理解を深めるため、地域福祉や地域共生の理念、本計画や関連計画について周知・啓発を行います。

取組例	取組への関連		
	市民	社会福祉協議会	市
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による啓発（拡充）	○		

具体的な取組を示しています。
●のマークの取組は、すべての住民を対象としています。

(2) 福祉教育の推進

- 家庭における福祉教育の推進に向けて、学校、関係団体に対し、学習機会の提供に努めます。

取組例	取組への関連		
	市民	社会福祉協議会	市
◆ 学校や関係団体での研修、啓発実施（拡充）	○	○	○

かつこ内は今後の取組内容を示しています。
拡充：現行の取組をさらに拡大します。
継続：現行の取組を維持します。
新規：新たな取組を行います。

取組例に対して関連がある場合は○をつけています。

基本目標 1. 地域福祉を支える人づくり ～個々の意識向上～

近年の人口減少・高齢化に加えて少子化・世帯の小規模化等が進む中で、地域の生活課題は多様化・複雑化してきています。しかしその一方で、地域活動を支える人や福祉人材が減少している現状にあります。

地域福祉を支える人を増やし、地域を活性化するためには、住民がお互いを理解し、多様性を認め合い、尊重し合うことができるよう福祉意識の醸成を図る必要があります。

また、地域福祉を支えるのは住民一人ひとりの主体的な活動であるため、人と人とが助け合い、支え合う地域福祉の推進役となるボランティアやNPOなど、活動にかかわる団体の人材の確保・育成によって、自発的・主体的な活動の活性化を促進していく必要があります。

地域福祉の推進に向け、住民一人ひとりの地域福祉の主体としての自覚を促すため、地域福祉や地域共生の理念の普及、福祉に関する学習機会や福祉体験機会の提供、地域福祉活動のPR等を行うとともに、福祉人材の確保・育成に向けた取組を推進します。

【数値目標】

ナンバ No.	指標	第3期計画 策定時値 (平成24年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
①	地域の支え合いの必要性を感じる人の増加	88.8%	86.4%	91.0%
②	ボランティア活動に参加したい人の増加	—	41.0%	45.0%

1 福祉意識の醸成

(1) 福祉意識の啓発

- 住民の地域福祉、地域共生への理解を深めるため、地域福祉や地域共生の理念、本計画や関連計画について周知・啓発を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による啓発（拡充）	○	○	○

(2) 福祉教育の推進

- 子どもの頃から、すべての人を個人として尊重し、「ともに生きる力」を培うことができるよう、学校、関係団体と連携し、小学生・中学生に対し、学習機会の提供に努めます。
- 家庭における福祉教育の推進に向けて、学校、関係団体と連携し、小学生・中学生の保護者に対し、学習機会の提供に努めます。
- 一人ひとりの個性と多様性への理解を深めるため、地域における福祉体験機会の提供や多世代の交流を促進します。

とりぐみれい 取組例	とりぐみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 学校や関係団体での研修、啓発実施（拡充）	○	○	○
◆ 他分野のイベント等の活用による啓発（新規）	○	○	○
◆ 地域交流ひろば支援（継続）	○	○	○

(3) 福祉に関する情報提供

- 住民の地域福祉への関心を高めるため、地域福祉活動に関する情報収集に努め、活動の内容や魅力を発信していきます。
- 地域福祉の推進に向けて、地域活動を行う団体や住民に対し、地域の取組の好事例等を発信していきます。

とりぐみれい 取組例	とりぐみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による情報発信（拡充）	○	○	○

※ SNS：インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称

2 人材の養成

(1) 福祉人材の確保・育成

- 地域福祉推進の重要な役割を担う民生委員・児童委員として活躍できる人を増やすため、委員の役割や制度、活動内容について、住民に周知し、理解の促進に努めます。
- 住民が地域団体の活動を知り、地域福祉への関心を高めることができるよう、各種団体、地域活動の情報提供を行います。
- 福祉人材の育成に向け、ボランティアを養成するための研修や講座等の実施に努めます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 民生委員・児童委員活動の周知・啓発（拡充）	○	○	○
◆ NPO・ボランティア団体活動の情報提供（拡充）	○	○	○
◆ ボランティア養成講座の開催支援（継続）	○	○	○

(2) 市職員の意識の向上

- 市職員が地域福祉への理解を深めることができるよう、すべての職員に対し、意識啓発を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 職員に対する意識啓発（拡充）			○

基本目標 2. 地域共生社会の仕組みづくり～「我が事・丸ごと」の地域づくり～

地域にはさまざまな人が生活しています。その中には、高齢で介護を必要とする人、認知症で見守りを必要とする人、障がいにより支援を必要としている人、子育てや介護で悩みを抱えている人、ひとり暮らしで孤立している人など、さまざまな悩みや生きづらさを感じ、支援を必要としている人も少なくありません。

そのような中で、住民の一人ひとりが自ら住んでいるまちの現状を知り、地域や地域で暮らす人に関心をもち、地域で困っている人の問題を「我が事」としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組むことが、地域福祉の原点になります。

支え合いによる福祉のまちづくりを推進するためには、地域団体の活動を促進するとともに、住民が積極的に地域に参加することができる環境を整備し、住民のつながりや地域団体の連携を一層強化していく必要があります。また、地域の様々な問題を「丸ごと」受け止める総合相談支援体制の整備に取り組んでいくことも重要になっています。

地域のつながりを強化し、地域の支え合いの仕組みをつくるため、住民個々の生活状況に応じて、できる範囲で地域に参加しやすい環境をつくることや、住民が地域に参加しやすい環境づくりや地域福祉を担う者となる地域活動への支援に取り組むとともに、支援が必要な人に適切な支援が行えるよう、対象者ごとに整備された公的福祉サービスを「縦割り」から「丸ごと」へと転換していくため体制づくりを進めていきます。

【数値目標】

番号 No.	指標	第3期計画 策定時値 (平成24年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
③	住んでいる地域の行事や活動に参加している人の増加	46.5%	45.0%	50.0%
④	ボランティア活動の経験がある人の増加	18.7%	19.8%	22.0%
⑤	立ち話以上の近所づきあいがある人の増加	61.7%	52.6%	58.0%

1 地域の課題を「我が事」として捉える地域づくり

(1) 「我が事」の意識の醸成

- 表に出にくい深刻な状況にある世帯を早期に発見できるのは身近な地域住民であることを住民それぞれが認識し、他人事を「我が事」と捉えてもらえるよう啓発を行います。
- 地域住民が互いの理解を深めるため、社会的差別を受ける可能性のある人が排除されないよう、正しい知識の啓発を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による啓発（拡充）	○	○	○
◆ 研修等の開催、他分野のイベント等の活用等による啓発（新規）	○	○	○
◆ 人権問題解消にむけた広報、研修の実施（継続）	○	○	○

(2) 地域の多様な活動の促進

- 地域の活動、交流の活性化に向けて、ボランティア等の地域で福祉活動を行う団体に対し、必要な情報提供を行います。
- ボランティア活動の促進に向けて、ボランティアセンター機能強化を働きかけます。
- 福祉基金助成金により、福祉活動を行う団体の事業運営を支援します。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ ボランティアセンター機能強化の働きかけ（拡充）	○	○	○
◆ 福祉基金助成金活用（継続）	○	○	○

(3) 自治会活動等への支援

- 地域コミュニティの活性化や住民の生きがいや居場所づくりを進めるため、地域組織の活動への支援を行います。
- 自治会などへの加入促進を図るため、住民に対し、町内会・自治会が地域の重要なコミュニティであることを広く周知します。

とりくみ 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ ふれあいサロン、小地域ネットワーク活動への支援（継続）	○	○	○
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による加入促進（拡充）	○	○	○

(4) 支え合い・見守り活動の推進

- 地域での支え合いの意識を醸成するため、学校や地域活動団体等によるあいさつ運動や声かけ運動を奨励します。
- 見守り活動を行う民生委員・児童委員が活動しやすいよう、委員の役割や制度、活動内容について周知し、理解の促進に努めます。

とりくみ 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ あいさつ運動や声かけ運動の奨励（拡充）	○	○	○
◆ 民生委員・児童委員活動の周知・啓発（拡充）	○	○	○

2 「丸ごと」受け止める仕組みづくり

(1) 協働による包括的な支援体制の整備

- 地域の中で生活課題を抱える人を見逃さずに、「我が事」として地域住民が気づいた人々を、「丸ごと」受け止めて、円滑に専門的な支援につなげることができるような地域と連携した体制の構築に努めます。
- 支援が必要な人に適切な支援が行えるよう、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、関係機関・団体間等で情報共有を図るための方策を検討します。
- 地域福祉活動を担う者がそれぞれの活動を理解し、連携を進められるよう、情報交換の場の設置を検討します。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 行政機関や、民生委員、コミュニティソーシャルワーカー、各地域でのサロン、福祉コミュニティセンター等の既存の各種社会資源の整理・周知・横つなぎ等による効率的な連携体制構築方法の検討（拡充）	○	○	○
◆ 要支援者に対する情報の共有に向けた取組（拡充）	○	○	○
◆ 必要に応じて、地域団体間の情報共有に向けた取組の検討（新規）	○	○	○

(2) 地域交流の場・居場所づくりの推進

- 助け合い・支え合いの地域づくりに向けて、子育て家庭や高齢者など、幅広い年齢層による、できる範囲での交流を促進します。
- 子どもや高齢者等の孤立や閉じこもり防止のため、気軽に立ち寄り安心して過ごせる居場所を整理するとともに、多世代交流拠点の充実に努めます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 地域交流ひろば支援（継続）	○	○	○
◆ 行政機関や、民生委員、コミュニティソーシャルワーカー、各地域でのサロン、福祉コミュニティセンター等の既存の各種社会資源の整理・周知・横つなぎ等による効率的な連携体制構築方法の検討（拡充）	○	○	○

基本目標 3. 安心して暮らせる社会環境づくり ～誰もが住みやすいまちづくり～

だれもが住みよい福祉のまちを実現するためには、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人々が不便や障壁を感じることはないユニバーサルデザインの視点からまちづくりを進める必要があります。

また、近年の大規模災害や風水害の発生により、災害時の対応に不安を感じる人が増えており、日常生活の安全対策とともに災害時の安全対策も重要視されています。

すべての住民が住み慣れた地域で、安全に安心して生活できるよう、生活環境の整備を進めるとともに、災害時支援対策を充実させていくことが必要です。

安心・安全のまちづくりに向けて、交通バリアフリー、情報バリアフリーの環境整備とともに、防災対策、災害時の支援体制づくりに取り組みます。

【数値目標】

ナンバ No.	指標	第3期計画 策定時値 (平成24年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
⑥	「四條畷市避難行動要支援者支援プラン※」を知っている人の増加	11.8% (旧制度)	9.5%	15.0%
⑦	地域への情報提供に同意する避難行動要支援者の割合の増加	-	51.9%	57.0%

※四條畷市避難行動要支援者支援プラン：在宅で生活していて、災害発生時等に自力避難が困難な「避難行動要支援者」（本プランでは、①「要介護3～5の方」②「身体障がい者手帳1、2級の第1種・療育手帳A・精神障がい者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方」③「障がい者総合支援法に基づくサービスを受けている難病患者」④「①～③に該当しないが、名簿掲載を希望し、市が認めた方」としている。）のうち、あらかじめ同意を得た方の情報を名簿にし、公的機関に加え、特定の範囲の地域の人々「避難支援等関係者」（民生委員・児童委員、自主防災組織、ちくふくしいいんかい、ちくたいひよう、ちくくちよう、じちかいちようとう、とうにちじよう、ていきよう）地区福祉委員会、地区の代表（地区区長、自治会長等）等に日常から提供します。その名簿を参考に日常から交流していただき、災害発生時の安否確認等に役立てていただくための、地域での助け合いを推進する制度です。

1 防災対策の推進

(1) 防災対策の推進

- 防災をテーマとした講演会・出前講座の開催や防災マップの周知等により、住民の防災意識の向上に努めます。
- 年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が参加できる防災訓練を実施するとともに、関係団体を含めた参加の呼びかけを積極的に行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 講演会等の開催（防災講習会、出前講座等）（継続）	○	○	○
◆ 市総合防災訓練（拡充）	○	○	○

(2) 災害時支援対策の推進

- 地域防災計画、避難行動要支援者避難支援プランに従い、災害時の支援体制づくりを推進します。
- 住民の地域防災、特に共助の重要性への意識を高めるため、地域防災計画、避難行動要支援者避難支援プランの周知に努めます。
- 65歳以上のひとり暮らしまたは70歳以上の高齢者世帯や障がい者に対し、緊急連絡カード等を配布し、災害時を含めた緊急時における救護活動、安否確認や避難所での情報伝達などに役立てます。
- 避難行動要支援者名簿の整備及び定期的な更新等の管理や避難支援等関係者との情報共有等を行い、発災時に有効に活用できる体制づくりを進めます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 災害時連携体制の確立（継続）	○	○	○
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による避難行動要支援者避難支援プランの周知（拡充）	○	○	○
◆ 緊急連絡カード配布（継続）	○	○	○

2 生活環境の整備

(1) 移動環境の整備

- 移動が困難な人を含めた交通利便性の向上にむけて、コミュニティバスも含めた地域の公共交通の検討を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ ちいきこうきょうこうつうかいぎ 地域公共交通会議での協議（継続）	○	○	○

(2) 情報環境の整備

- 必要な情報が必要な人にいきわたるよう、効果的な情報発信の方法を検討します。
- 高齢者や障がい者が適切に情報を受け取ることができるよう、情報バリアフリー※化に取り組めます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ こうほうし ほーむぺーじ えすえぬえすとう 広報誌・ホームページ・SNS等による情報発信方法 の検討（拡充）		○	○
◆ きぞん しゃかいしげん い 既存の社会資源を活かした情報発信方法の検討 （効果的なチラシ設置等）（拡充）		○	○
◆ おんせい こうほうし ほーむぺーじ 音声による広報誌・ホームページ（継続）			○
◆ ふりがな表記の徹底（継続）		○	○

※バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味

3 生涯を通じた健康づくり

(1) 健康の推進

- 市民が生涯にわたり健康的な生活をおくることができるよう、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「検(健)診」「歯」「たばこ」の5分野を中心とした生活習慣病予防事業の強化及び健康意識の改善への取組を実施します。
- 規則正しい食生活、運動習慣者の増加、口腔内の健康を促進することで介護予防を推進していきます。
- がん検診・成人健診・歯科検診の啓発、受診しやすい環境整備、健康教育等の取組を通じて健康の維持や異常の早期発見・早期治療を推進していきます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆「なわて健康プランⅡ（計画後半の取組）」「四條畷市特定健康診査等実施計画」「データヘルス計画」に基づく取組（継続）	○	○	○

(2) 食育の推進

- 年齢や健康状態、生活環境に合わせた健康的な食生活を考慮し、必要な食に対する知識及び判断力を培い、市民の生涯にわたる心身の健康増進を推進します。
- 教育や保育の場での食育推進に加え、家庭、保育所、認定こども園、学校、地域の協働体制の確立により、子どもの成長や発達に合わせた「切れ目のない食育」を推進します。
- 朝食の欠食率の低下につながるよう、適切な朝食メニューの情報発信や、朝食の必要性の啓発を推進します。
- 日本の伝統的な食文化である「和食」をはじめ、家庭で受け継がれている味や行事食、食事の作法など、次世代への食文化継承を推進します。
- 地域で生産したものを地域で消費する「地産地消」を推進することにより、地域の活性化や環境の保全、安全で安心な食生活につながるよう取組を推進します。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆「第3次食育推進計画」に基づく取組（継続）	○	○	○

基本目標 4. 適切な支援につなぐ仕組みづくり ～誰もが自立して暮らせるまちづくり～

地域の中では、子どもから高齢者まであらゆる世代の人、障がいのある人やない人、さまざまな国籍の人などが暮らしています。

近年、社会情勢や生活をめぐる環境が大きく変化する中、地域で暮らしていく上で生じる困りごととは、高齢者や介護、障がい、子育て、病気などにとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして孤立など、暮らし全般に及んでおり、複合化・複雑化した課題を抱える場合も多く、制度の狭間で苦しんでいる人や支援に結びつきにくい人がいることも明らかになっています。

そのため、多様な生活課題に対応する体制や権利擁護の体制を充実させるとともに、地域で活動するさまざまな団体や関係機関と連携しながら、地域でのさまざまな困りごとに地域を基盤として対応できる仕組みづくりを推進する必要があります。

さまざまな困難を抱え支援を必要とする人に、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うことができるよう、関連計画における施策との連携による効果的な取組を展開するとともに、包括的な支援体制の整備に取り組みます。

【数値目標】

ナンバ No.	指標	第3期計画 策定時値 (平成24年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成34年度)
⑧	保健福祉サービスや相談体制への満足度の増加	-	38.8%	43.0%
⑨	成年後見制度の概要を知っている人の増加	-	39.4%	43.0%
⑩	自殺者数（5年間の平均）の減少	6.5人 (平成21年～24年)	8.2人 (平成25年～29年)	30.0%減少

1 さまざまな地域課題への対応

(1) 高齢者、障がい者、子育てへの支援の充実

① 高齢者

- 高齢者が心身ともに健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防と社会参加・就労の促進に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、日常生活を支援する体制、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。
- 認知症になっても安心して生活できるよう、認知症高齢者への総合的支援に努めます。
- 高齢者が安心して暮らせるよう、地域包括支援センターや関係機関が連携し、さまざまな面から総合的な支援を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 「なわて高齢者プラン」「くすのき広域連合介護保険事業計画」に基づく取組（継続）	○	○	○

② 障がい者

- 障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるための教育・啓発を行います。
- 障がい者が地域でいきいきと活躍できるよう、社会参加・就労の促進に努めます。
- 将来自立し社会参加することができるよう、一人ひとりの個性や可能性を育むための教育環境の整備に努めます。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、生活の質（QOL）を高めるための支援と安心・安全なまちづくりに取り組みます。
- 障がい者やその家族・介助者等に寄り添いながら相談に応じることができるよう、障がい者相談支援センターを中心とした体制づくりに取り組むとともに、相談員の資質の向上に努めます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 「なわて障がい者プラン」・「なわて障がい福祉計画」に基づく取組（継続）	○	○	○

③ 子育て

- すべての家庭が安心して子どもを育てていけるよう、子育て中の親と子の育ちを支援する環境の整備に努めます。
- 仕事と子育ての両立に向けて、子育て家庭に対し、多様な保育サービスの充実などの支援を行います。
- 子どもが健やかに育つことができるよう、母と子どもの健康の確保と増進に努めるとともに、健全育成支援に努めます。
- 地域で安心して子育てができるよう、子育て総合支援センターにて、子どもや子育てに関する総合的な相談に応じるとともに、必要な情報提供や支援を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組（継続）	○	○	○

(2) 生活困窮者、就労が困難な方への支援の充実

- 生活困窮者が抱える多様な複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行います。
- 今までずっと働いていない、人とかかわりに自信がないなどの理由で、現時点で就職活動が困難な人に対し、プログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を行うとともに、就労機会の提供を行います。また、就職活動が可能になれば、市内事業者等から収集した四條畷市独自の求人やハローワークの求人を紹介し、希望職種のマッチングを行います。
- 住居をもたない人やネットカフェ等の不安定な住居形態の人に、一定期間、宿泊場所を提供し、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援を行います。
- 貧困の連鎖の防止を図るため、子どもの学習支援を行うとともに、希望進路の実現に向けて、奨学金制度の活用方法の紹介や個々のニーズに合わせた進路情報等の相談に応じます。

とりくみ例 取組例	とりくみ 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 自立相談支援事業（なわて生活サポート相談窓口）（継続）	○	○	○
◆ 経済的支援（生活保護制度、各種貸付制度）（継続）		○	○
◆ 就労準備支援事業（生活習慣改善に関する助言、ボランティア活動体験、模擬面接、就労体験等）（継続）		○	○
◆ 無料職業紹介所（継続）		○	○
◆ 一時生活支援事業（継続）		○	○
◆ 子どもの学習支援（土曜日フォローアップ教室）（継続）			○
◆ 進路選択支援相談（継続）			○

(3) その他の支援が必要な人への対応

① ひとり親

- ひとり親家庭の抱えるさまざまな悩みにきめ細やかに対応できるよう、母子・父子自立支援員による相談を行うとともに、関係機関の連携を図りながら、必要に応じて就労支援等、経済的支援、学習支援等、適切な支援につなぎます。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組（継続）	○	○	○

② ひきこもり・不登校

- ひきこもり・不登校で悩んでいる本人やその家族に対し、臨床心理士による相談や学校に配置しているスクールソーシャルワーカー※・スクールカウンセラー※等による相談を行うとともに、関係機関の連携を図りながら、必要に応じた支援を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ ひきこもり相談窓口（継続）		○	○
◆ 教育センター（不登校世帯の支援等）（継続）		○	○
◆ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等の専門家による教育相談（継続）		○	○

※スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、教育分野や社会福祉等の専門的な知識や技術を有する専門家
 ※スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する専門家

③ 住宅確保要配慮者

- 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等で、自身での住宅の確保が困難である場合において、必要に応じて住居探しの支援を行います。
- 離職などにより住宅を失った人や住宅を失うおそれのある人に、家賃相当額を期限付きで支給します。

とりぐみれい 取組例	とりぐみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 必要に応じて、賃貸住宅等の情報収集や提供、不動産業者への同行（継続）		○	○
◆ 住居確保給付金の支給（継続）		○	○

④ 犯罪を犯した人等

- 保護司等と連携し、犯罪を犯した人や非行のある少年等の相談に応じ、必要に応じて適切な支援を行います。

とりぐみれい 取組例	とりぐみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 保護司等との連携による支援（継続）	○	○	○

2 権利擁護の推進

(1) 虐待・DV※の防止

- 高齢者、障がい者、児童の虐待やDV等の人権侵害の防止に向け、人権侵害に対する意識の啓発を行います。
- 虐待やDV等の未然防止と早期発見・対応に向け、相談窓口や通報窓口、通報方法の周知を行うとともに、地域が虐待やDVのサインに気づくことができるよう啓発を行います。
- 虐待の加害者に対し、心理的ケアを含めた支援を行えるよう、関係機関との連携を図ります。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 「なわて高齢者プラン」・「くすのき広域連合介護保険事業計画」に基づく取組（継続）	○	○	○
◆ 「なわて障がい者プラン」・「なわて障がい福祉計画」に基づく取組（継続）	○	○	○
◆ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組（継続）	○	○	○
◆ 女性相談や人権相談をはじめとした各種相談窓口等の連携（継続）	○	○	○

(2) 権利擁護体制の充実

- 高齢や障がいなどの理由により判断能力が不十分な人たちが、財産管理や身上監護などの福祉サービスを安心して利用できるよう、高齢者や障がい者、その家族に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、利用促進に努めます。
- 権利擁護体制の充実に向けて、市民後見人の養成等の必要性について需要の把握に努め、必要に応じて取組を推進します。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 「なわて高齢者プラン」に基づく取組（継続）	○	○	○
◆ 「なわて障がい者プラン」・「なわて障がい福祉計画」に基づく取組（継続）	○	○	○
◆ 市民後見人の需要把握・養成講座実施の検討（新規）		○	○

※ DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振られる暴力のこと。

3 自殺対策の推進

(1) 自殺防止対策の推進

- 住民の自殺に関する問題意識を高めるため、自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成するための啓発を行います。
- いのちを大切にすることを育むとともに、悩みを抱えたときの援助の求め方や、保護者等の気づく力の向上に向けて学校、関係団体と連携し、小学生・中学生への学習機会の提供に努めます。
- 自殺防止に向け、地域が自殺のサインに気づくことができるよう啓発を行います。
- 自殺防止に向け、自殺防止に関する正しい知識を普及したり、自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成を行います。
- 自殺防止に向け、必要な支援へ適切につなげるための体制づくりに努めます。
- 過労、失業、いじめ、育児や介護疲れ、孤立など、自殺の原因となりうるさまざまなリスクのある人に対し、ストレスを軽減するための支援を行います。

とりくみ例 取組例	とりくみ 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるリーフレット配布等の啓発活動（拡充）	○	○	○
◆ ゲートキーパー養成研修の実施（継続）	○	○	○
◆ 福祉関係課以外も含めた市民相談や各課窓口での気づき、つなぎ（継続）	○	○	○
◆ 既存の各種社会資源の整理・周知・横つなぎ等による効率的な活用法の検討（拡充）	○	○	○
◆ 学校や関係団体での研修、啓発実施（拡充）	○	○	○
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による周知・啓発（拡充）	○	○	○

(2) 自殺未遂者や遺族等への支援の充実

- 自殺未遂者や遺族に対し、大阪府こころの健康総合センターの専門相談員による相談へのつなぎ等を行います。
- 府と協力し、救急病院や精神科など医療機関との連携を図り、本人や家族に対し、適切な医療・相談支援ができる体制を検討します。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 大阪府こころの健康総合センター等の関係機関との連携による対応（継続）	○	○	○

4 包括的な支援体制の整備

(1) 福祉サービスの提供体制の整備

- サービスを必要とする人が適切なサービスを利用することができるよう、多様な媒体を活用し、福祉サービスに関する幅広い情報発信を行います。
- 福祉サービスに関する住民の意見を把握し、サービスの改善につなげます。
- 高齢者や障がい者等、支援を必要とするさまざまな人への一体的な支援体制として、分野横断的に福祉サービスを展開する仕組みを検討します。

とりくみ例 取組例	とりくみ かんれん 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 広報誌・ホームページ・SNS等による情報提供の充実（拡充）	○	○	○
◆ 住民アンケートの実施（拡充）	○	○	○
◆ 分野横断的に福祉サービスを展開するための関係機関の連携強化（拡充）	○	○	○
◆ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実情把握、推進（拡充）		○	○

(2) 相談・支援体制の整備

- 多様なニーズに対応できるよう、支援に携わる市職員の資質向上を図ります。
- 行政や社会福祉協議会、各相談機関の相談員、地域等との情報共有、連携による包括的に支援を行う相談体制の構築を図ります。
- 公的支援までには至らない困難事例や複合的な問題を抱えるケースについて、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員等と連携した対応に努めます。

とりくみ例 取組例	とりくみ 取組への関連		
	しみん 市民	しゃかいふくし 社会福祉 きょうぎかい 協議会	し 市
◆ 相談機関ネットワーク会議の活用等による職員間の連携強化、資質向上（拡充）		○	○
◆ 既存の各種社会資源の整理・周知・横つなぎ等による効率的な活用法の検討（拡充）	○	○	○

第5章 計画推進に向けて

1. 協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体と行政が連携していくことが必要です。

住み慣れた地域で、地域の住民が互いに支え合い、助け合いながら、安全で安心して暮らせる地域を築くため、住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担い、協働した上で活動の充実を図り、本計画を推進します。

(1) 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える暖かみのあるまちをつくっていくため、地域社会の構成員の一人として、声かけやあいさつ、小さな手助けなど、自分を取り組めることから始めるとともに、各種講座や地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として、地域で過ごす人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりに向け、地域福祉の推進に努めることが期待されています。

特に、制度の狭間や複数の困難を抱える人を早期に発見し、相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の推進役として期待されています。

(3) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOには、住民が地域福祉活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供することが期待されています。

また、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体との連携のもと、活動内容の充実とサービスの多様化を図るなど、多様化する地域の福祉ニーズに対応する取組が期待されています。

(4) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉施設は、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動へ参加するなどより一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う団体として位置づけられています。

そのため、行政と協働して地域福祉の中核的な役割を担うとともに、その推進において住民、地域団体、行政等との調整役を果たすことが期待されています。

(6) 行政の役割

行政には、住民の福祉の向上のため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。

人口減少、少子高齢化、地方分権等、社会情勢の変化に伴う福祉ニーズの急激な変化や施策の狭間にある福祉課題に対応するため、地域の実態やニーズを把握するとともに、住民による主体的な地域福祉活動が推進されるよう、情報提供や啓発交流機会の確保、各団体間の連携に努めるなどの支援を行います。

また、地域福祉は、福祉・保健・医療をはじめ、人権、教育、就労、住宅、環境など、住民生活に関連する幅広い分野にわたるため、庁内各課との連携を図りながら、施策の推進を図ります。

2. 計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、市はもとより、住民、関係団体、関係機関、民間サービス事業者等が一体となって取り組んでいく必要があります。それらの主体が本計画の基本理念を共有し、地域福祉推進に能動的に取り組めるよう、広報誌やホームページ、イベント等、さまざまな媒体や機会を活用し、計画内容の周知に努めます。

3. 推進状況の定期的な点検

本計画については、より実効性のあるものとするために、半期ごとに開催する「四條畷市福祉計画検討委員会」において計画の進捗状況を定期的に点検、評価、改善するとともに、必要に応じて住民の意向等を把握しながら、施策の検討・調整を行います。また、関係機関とも連携を図り、計画の具体化に向けて調整を行います。

とりくみ じっしせきにんしゃ 取組の実施責任者	しんちよくかんり 進捗管理	しんちよく ひょうか 進捗の評価	ひんど 頻度
けんこうふくしぶちょう 健康福祉部長	ふくしせいさくかちょう 福祉政策課長	しじょうなわて し ふくしけいかくけんとういんかい 四條畷市福祉計画検討委員会	はんき 半期ごと

だい 4 き しじょうなわて し ちいきふくしけいかく しりょうへん
第4期四條畷市地域福祉計画 (資料編)

へいせい 平成30 (2018年) 年10月
ねん ねん がつ

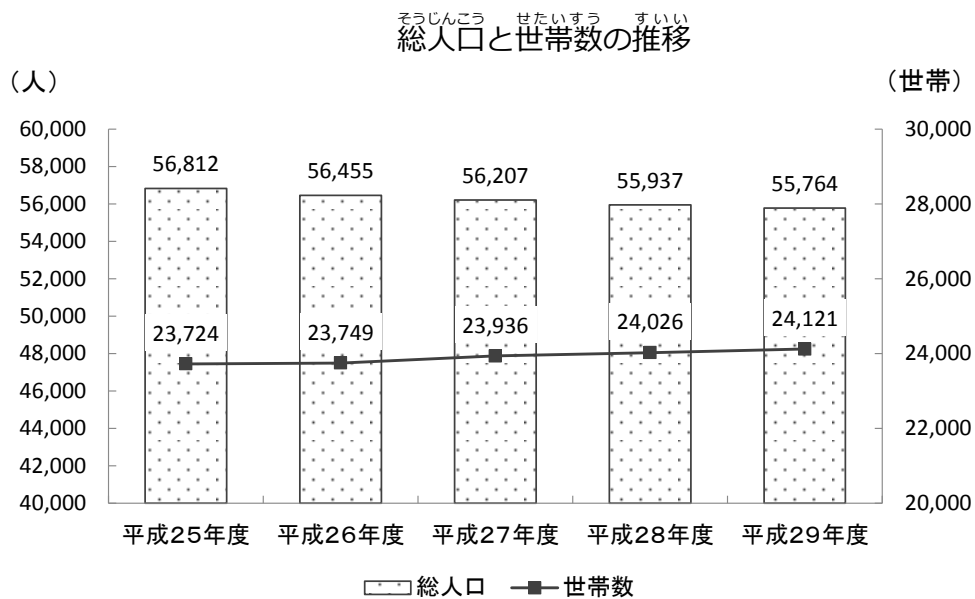


1. 統計データからみた四條畷市の現状

(1) 人口と世帯

1. 総人口と世帯数の推移

人口は年々減少する一方、世帯数は増加傾向にあり、平成29年度の人口は55,764人、世帯数は24,121世帯となっています。

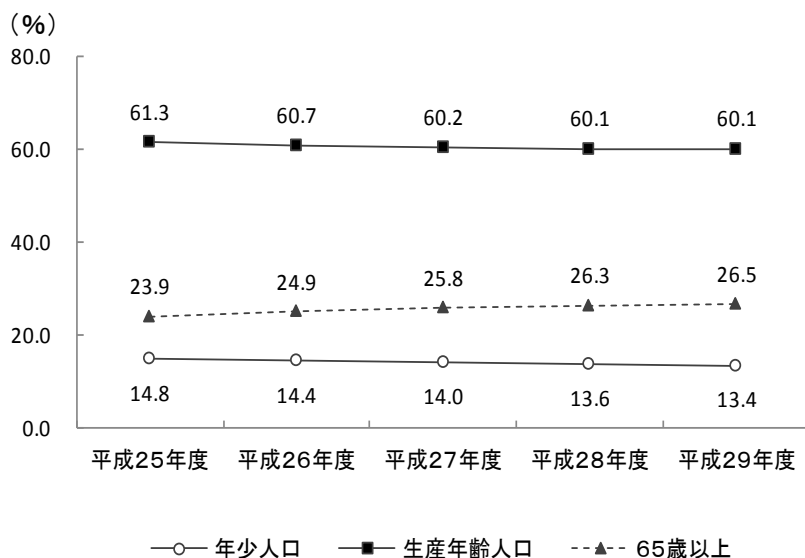


資料：四條畷市住民基本台帳
(各年度3月末現在)

2. 年齢3区分別人口比の推移

高齢者人口の割合（65歳以上の割合）が増加している一方、年少人口の割合（0～14歳の割合）は年々減少しており、本市の平成29年度の高齢者人口の割合は26.5%、年少人口の割合は13.4%となっています。

年齢3区分別人口比の推移



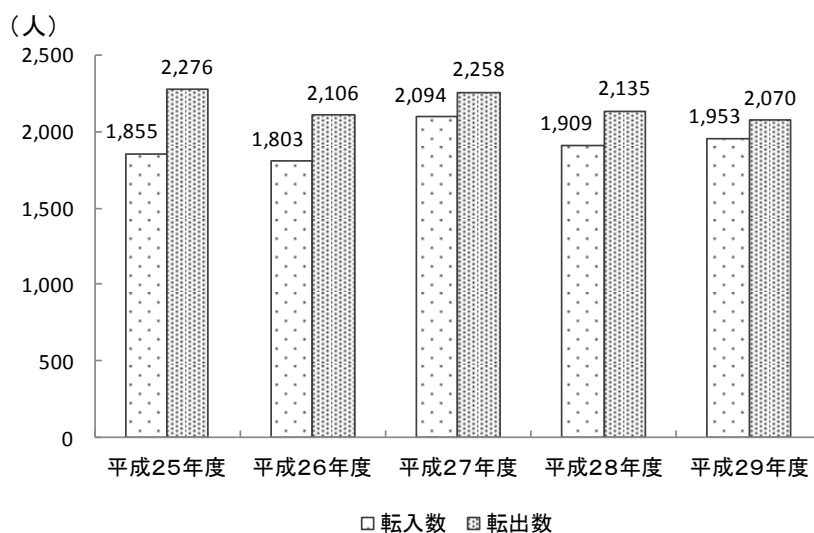
資料：四條畷市住民基本台帳
(各年度3月末現在)

3. 社会動態人口（転入・転出）の推移

平成25年度から平成26年度にかけ、転入者は減少していましたが、平成27年度では2,000人を上回り、その後は再び減少し、平成29年度では1,953人となっています。

また、転出者は、平成27年度以降減少傾向にあり、平成29年では2,070人となっています。いずれの年度でも転出者が転入者を上回っている状況です。

社会動態人口（転入・転出）の推移



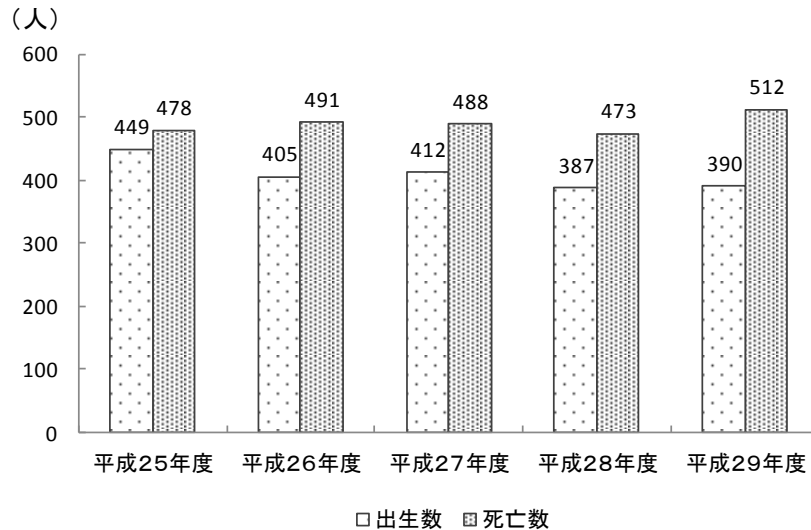
資料：四條畷市住民基本台帳
(各年度12月末現在)

4. 自然動態人口（出生・死亡）の推移

出生率は400人前後で推移しており、平成29年度では390人と、ここ5年で最も低くなっています。

死亡数については、平成29年度で512人と、ここ5年で最も高くなっています。

自然動態人口（出生・死亡）の推移

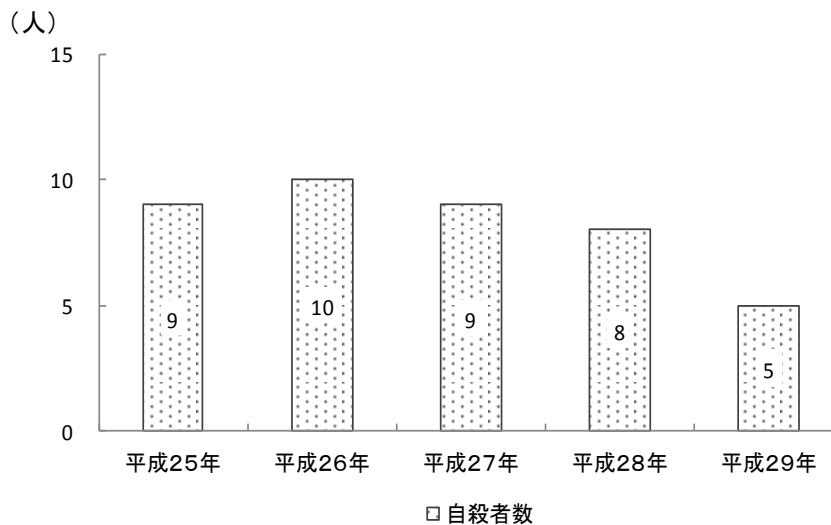


資料：四條畷市住民基本台帳
(各年度12月末現在)

4-1. 死亡数のうち自殺者数の推移

自殺者数は平成25年から平成28年までは10人前後で推移していましたが、平成29年では5人となっています。

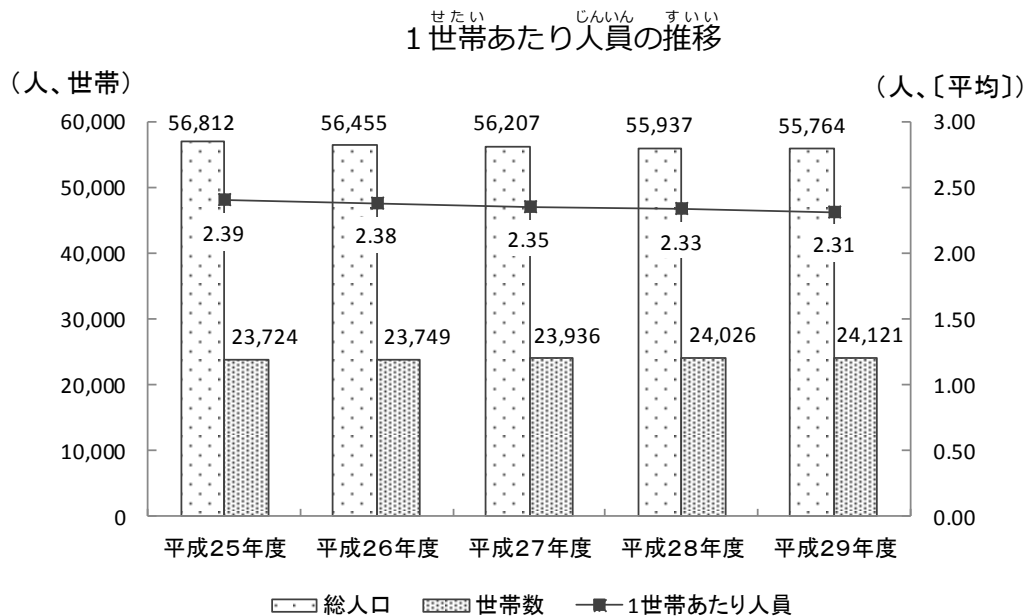
自殺者数の推移



資料：厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料
(各年度12月末現在)

5. 1世帯あたり人員の推移

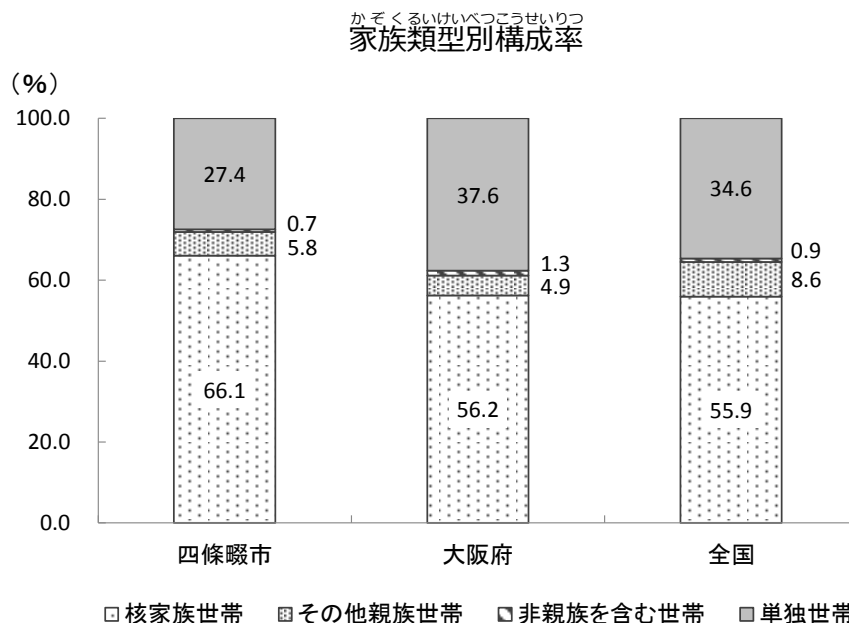
総人口は平成26年度以降 年々減少する一方、世帯数は増加傾向にあります。そのため、1世帯あたり人員数は減少しており、平成29年度には2.31人となっています。



資料：四條畷市住民基本台帳
(各年度3月末現在)

6. 家族類型別構成率

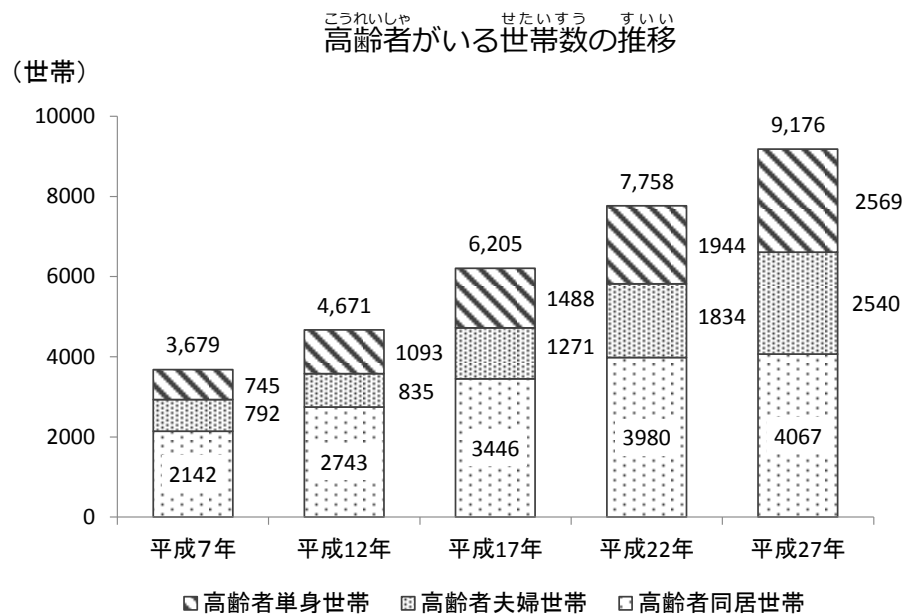
世帯の家族類型は、全国・大阪府と比較して単独世帯の割合が低く、27.4 % となっています。



資料：総務省統計局国勢調査 (平成27年)

7. 高齢者がいる世帯数の推移

高齢者がいる世帯数は年々増加しており、平成27年では9,176世帯となっており、平成7年の約2.5倍となっています。



※高齢者夫婦世帯：夫婦ともに65歳以上とする
資料：総務省統計局国勢調査

8. 町別人口と高齢化率
 地区別人口をみると、楠公一丁目と清滝新町、大字逢阪で高齢化率が4割を超えています
 (市の平均高齢化率は約26.5%)。

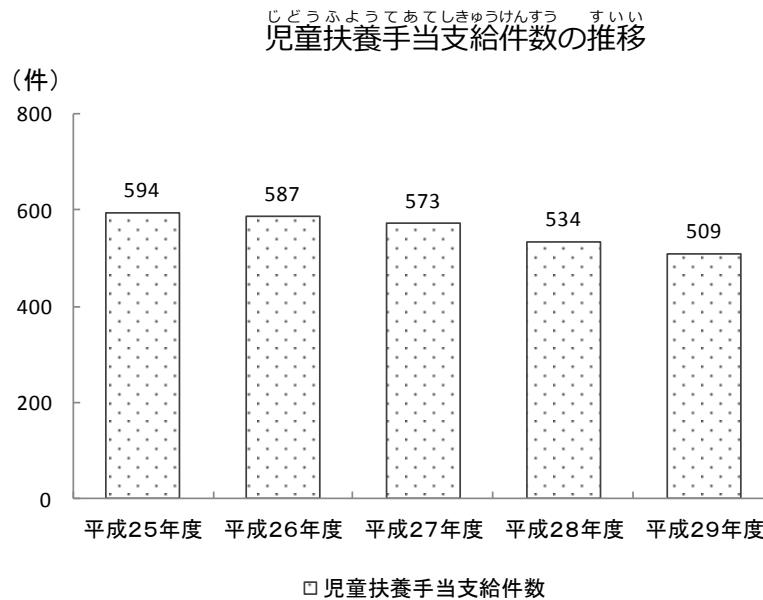
町別人口と高齢化率

町丁字名	総数 (人)	比率 (%)	高齢化率 (%)	町丁字名	総数 (人)	比率 (%)	高齢化率 (%)
大字南野	23	0.0	8.7	清滝新町	1,187	2.1	50.0
南野一丁目	950	1.7	34.7	大字岡山	281	0.5	21.7
南野二丁目	1,969	3.5	28.6	岡山一丁目	1,109	2.0	37.8
南野三丁目	376	0.7	31.9	岡山二丁目	2,029	3.6	25.1
南野四丁目	1,161	2.1	37.5	岡山三丁目	461	0.8	30.4
南野五丁目	776	1.4	23.1	岡山四丁目	1,257	2.3	23.7
南野六丁目	607	1.1	28.0	岡山五丁目	1,221	2.2	34.1
江瀬美町	1,920	3.4	30.0	岡山東一丁目	703	1.3	17.5
雁屋北町	1,256	2.3	33.6	岡山東二丁目	695	1.2	24.5
雁屋南町	1,680	3.0	31.6	岡山東三丁目	1,405	2.5	14.6
雁屋西町	361	0.6	36.0	岡山東四丁目	923	1.7	25.2
北出町	1,344	2.4	37.0	岡山東五丁目	1,509	2.7	26.2
二丁通町	1,359	2.4	28.3	砂一丁目	415	0.7	29.9
楠公一丁目	683	1.2	42.2	砂二丁目	646	1.2	19.7
楠公二丁目	599	1.1	28.5	砂三丁目	411	0.7	25.1
米崎町	1,760	3.2	32.2	砂四丁目	0	0.0	0.0
塚脇町	337	0.6	28.5	大字逢阪	33	0.1	63.6
大字中野	1,009	1.8	18.0	大字下田原	535	1.0	35.1
中野一丁目	417	0.7	30.0	大字上田原	560	1.0	37.7
中野二丁目	297	0.5	20.9	田原台一丁目	664	1.2	18.7
中野三丁目	712	1.3	15.7	田原台二丁目	731	1.3	17.5
中野新町	1,332	2.4	26.3	田原台三丁目	961	1.7	24.3
中野本町	2,319	4.2	22.2	田原台四丁目	685	1.2	23.9
美田町	1,130	2.0	36.1	田原台五丁目	721	1.3	24.4
西中野一丁目	604	1.1	12.7	田原台六丁目	76	0.1	1.3
西中野二丁目	878	1.6	15.5	田原台七丁目	647	1.2	19.6
西中野三丁目	1,501	2.7	12.7	田原台八丁目	1,256	2.3	21.4
部屋本町	989	1.8	29.0	田原台九丁目	991	1.8	16.0
部屋新町	241	0.4	33.2	さつきヶ丘	894	1.6	9.6
大字清瀧	2,024	3.6	20.2	緑風台	346	0.6	25.4
清滝中町	1,798	3.2	28.4	総数	55,764	100.0	26.5

資料：：四條畷市住民基本台帳
 (平成30年3月末現在)

(2) ひとり親家庭等の推移

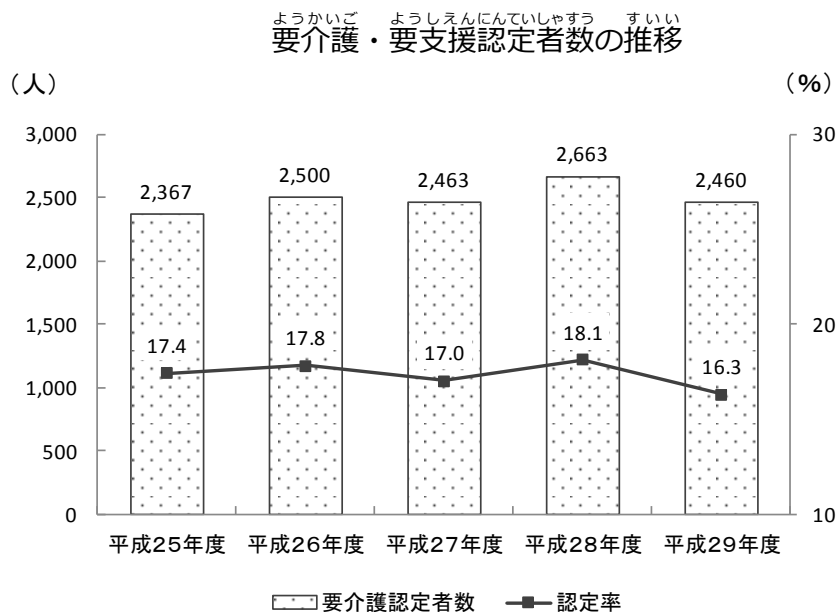
ひとり親家庭等に深く関係する児童扶養手当支給件数は平成26年度以降減少傾向にあり、平成29年度では509件となっています。



資料：主要な施策の実績報告（各年度3月末現在）

(3) 要介護・要支援認定者数の推移

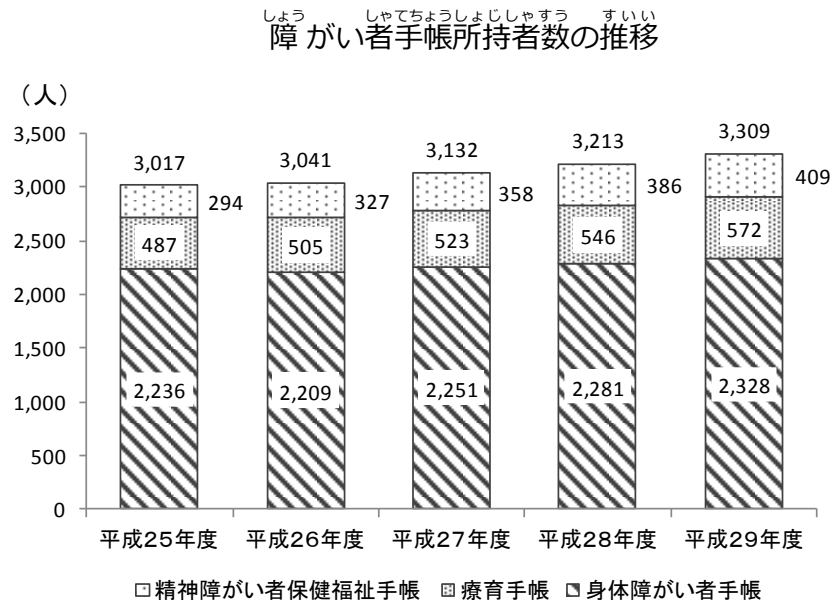
要介護・要支援認定者数と認定率は平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度には2,460人に減少しており、認定率は16.3%とここ5年で最も低くなっています。



資料：主要な施策の実績報告（各年度3月末現在）
 ※認定率＝要介護・要支援認定者数／65歳以上高齢者数

(4) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者の総数は年々増加傾向にあり、平成29年度は3,309人となっています。



資料：主要な施策の実績報告（各年度3月末現在）

(5) 外国人世帯の状況

外国人世帯数及び人口の推移は横ばいとなっており、平成29年度の外国人世帯数は246世帯、外国人人口は504人となっています。

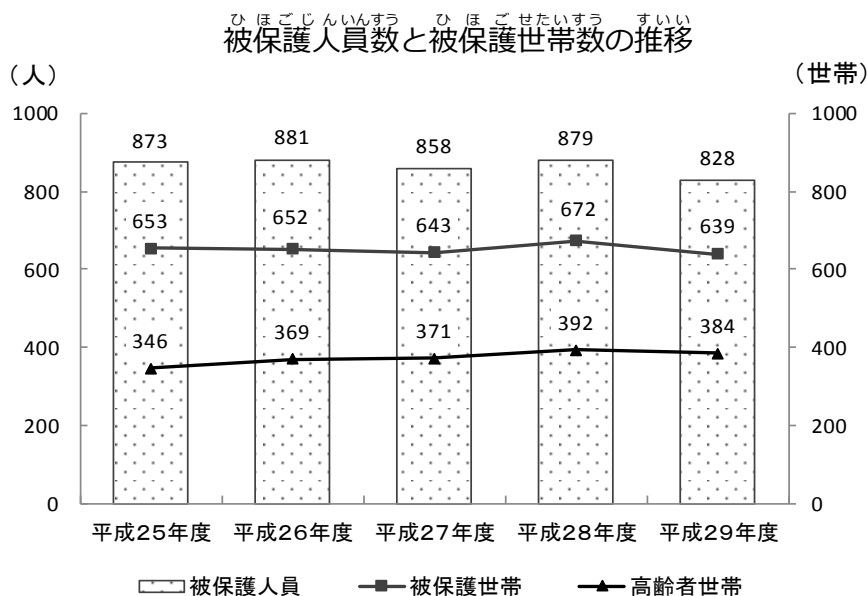
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
外国人世帯数（世帯）	237	244	254	242	246
全市世帯数に占める割合（%）	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0
外国人人口（人）	500	507	512	500	504
全市人口に占める割合（%）	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9

資料：四條畷市統計書（各年度3月末現在）

(6) 生活困窮者等の状況

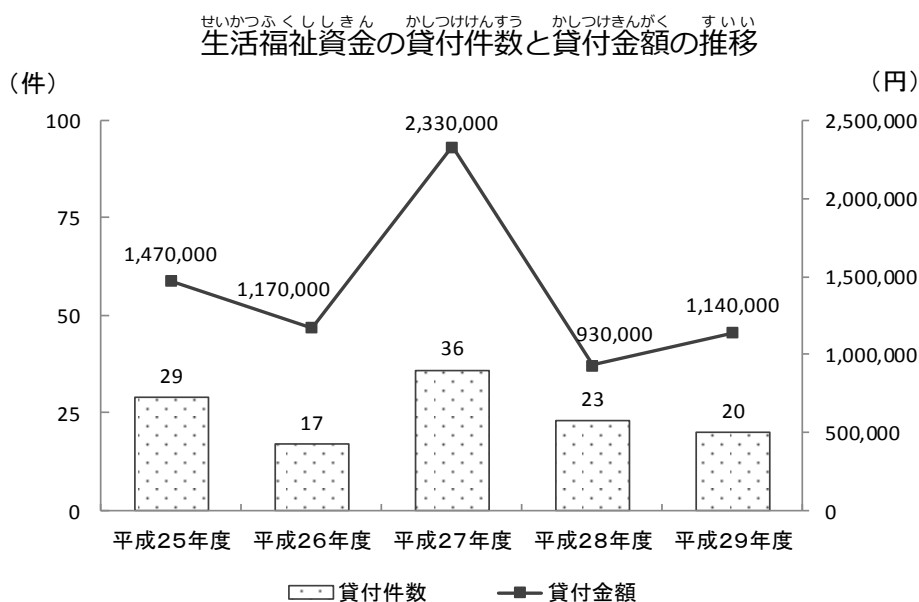
1. 生活保護の状況

被保護人員数は平成28年度まで横ばいとなっていましたでしたが、平成29年度には828人と減少しています。また、被保護世帯数も平成28年度まで横ばいとなっていましたでしたが、平成29年度には639世帯となっています。高齢者世帯は平成28年度まで増加傾向となっていましたでしたが、平成29年度には384世帯と減少しています。



2. 生活福祉資金の貸付状況

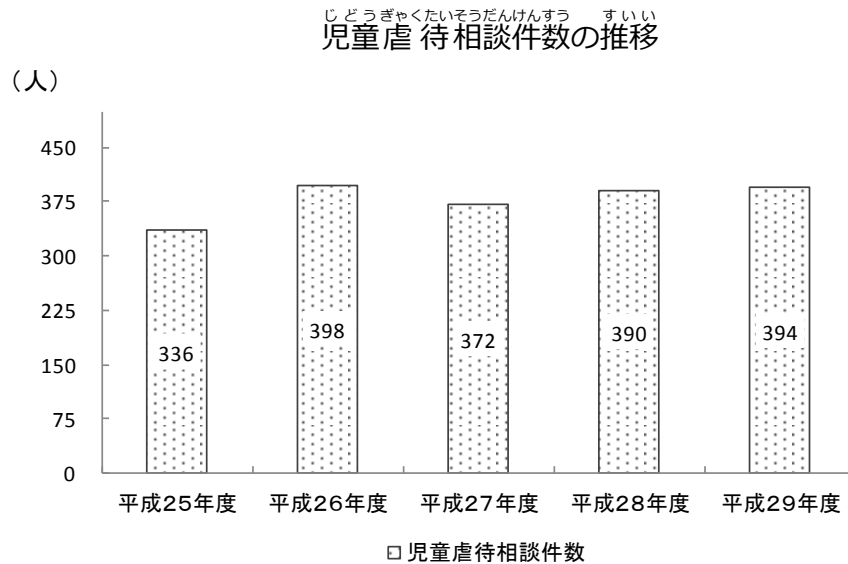
生活福祉資金の貸付件数は平成27年度をピークに減少傾向にあり、平成29年度には20件となっています。また、生活福祉資金の貸付金額も同様に平成27年度以降減少傾向にあり、平成29年度では1,140,000円となっています。



(7) 児童虐待、高齢者虐待の状況

1. 児童虐待相談件数の推移

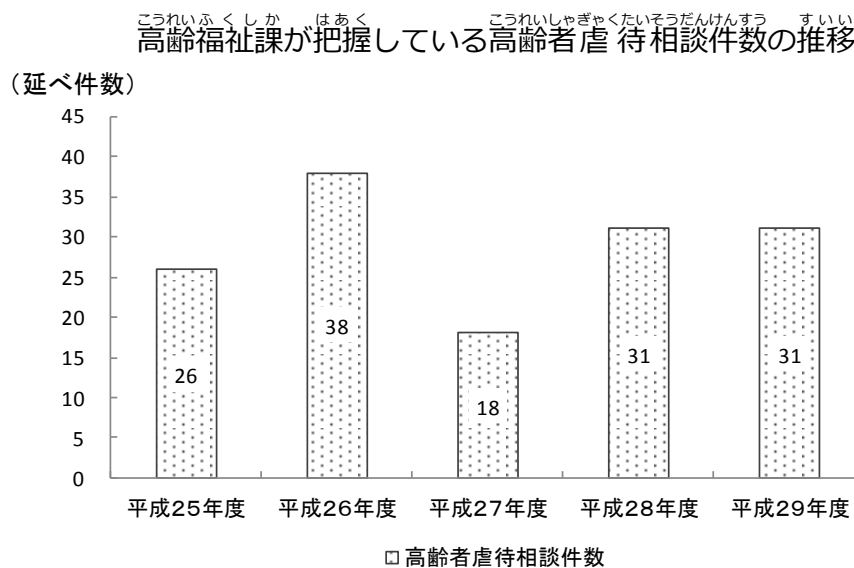
子育て総合支援センターが把握している児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成29年度は394件となっています。



資料：主要な施策の実績報告（各年度3月末現在）

2. 高齢者虐待相談件数の推移

高齢福祉課が把握している高齢者虐待相談件数は、平成26年度の38件（延べ件数）が最も多く、その後は減少したものの、平成28年度から再び増加に転じ、平成29年度では31件（延べ件数）となっています。

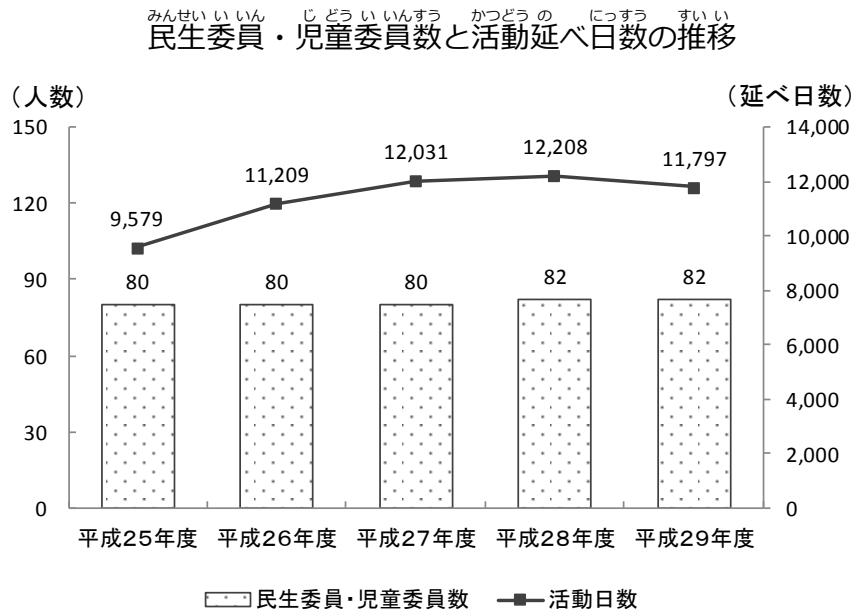


資料：高齢福祉課（各年度3月末現在）

(8) 民生委員・児童委員数と活動状況

1. 民生委員・児童委員数と活動日数の推移

民生委員・児童委員数と活動延べ日数はほぼ横ばいとなっており、平成29年度の委員数は82人、活動延べ日数は11,797日となっています。



資料：福祉政策課（各年度3月末現在）

2. 活動内容の推移

平成28年度から平成29年度の活動内容のうち、相談支援、調査・実態把握、証明事務、要保護児童の発見の通告・仲介の活動が増加しています。

単位：件数

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
相談支援	2,248	2,383	1,941	2,099	2,716
調査・実態把握	309	3,242	555	461	4,812
行事・事業・会議への参加・協力	2,140	2,454	2,539	2,483	2,371
地域福祉活動・自主活動	4,287	4,856	5,024	5,103	4,559
民児協運営・研修	1,472	1,545	1,586	1,700	1,445
証明事務	172	142	154	197	242
要保護児童の発見の通告・仲介	63	20	37	15	27

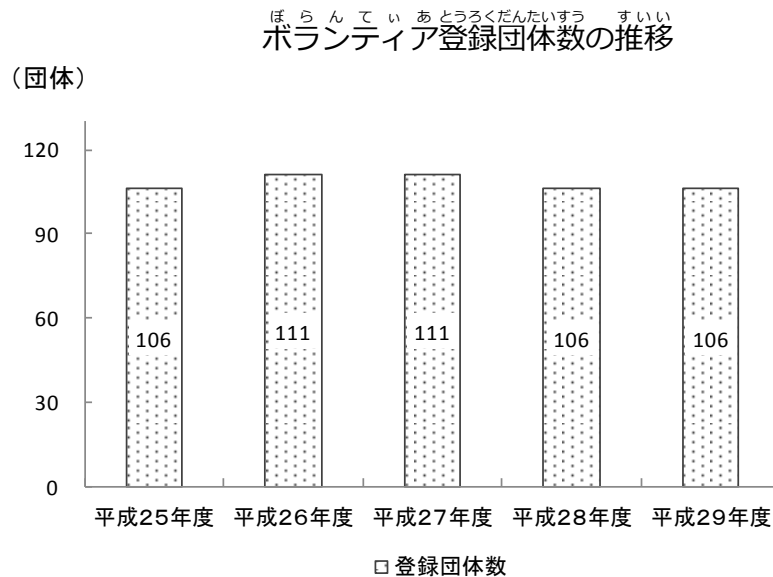
資料：福祉政策課（各年度3月末現在）

※社会資源：福祉ニーズに対応するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、技能、ノウハウ等の総称。

(9) ボランティア・NPO※団体の状況

1. ボランティア登録団体数と登録人数の推移

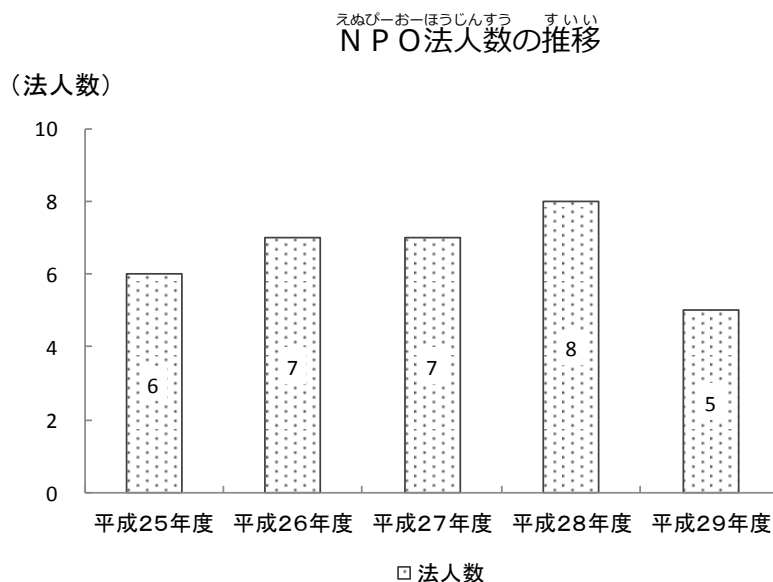
ボランティア登録団体数は横ばいとなっており、平成29年度では106団体となっています。



資料：地域協働課（各年度3月末現在）

2. NPO法人数の推移

本市に主たる事務所を置くNPO法人数は横ばいとなっており、平成29年度で5法人となっています。



資料：地域協働課（各年度3月末現在）

※NPO：Non Profit Organizationの略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを本旨としない団体の総称。したがって、収益を本旨とする事業を行うこと自体は認められるが、法人格で取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

(10) コミュニティソーシャルワーカーの活動状況

コミュニティソーシャルワーカーが対応した相談件数は、平成29年度で155件となっています。内容別の内訳では、福祉制度・サービスに関する相談、生活費に関する相談、生活に関する身近な相談が多くなっています。

内容別相談件数の推移

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
福祉制度・サービスに関する相談	22	25	238	19	32
生活に関する相談	45	45	22	30	27
健康・医療に関する相談	9	13	8	10	24
生活費に関する相談	27	17	6	11	31
就労に関する相談	4	2	1	4	4
財産管理・権利擁護に関する相談	2	1	0	1	6
消費者被害に関する相談	0	0	1	0	1
多重債務に関する相談	0	1	1	0	3
D V・虐待に関する相談	0	1	2	6	7
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	21	10	3	27	12
住宅に関する相談	6	8	3	1	4
子育て・子どもの教育に関する相談	6	0	25	7	3
その他	4	4	0	0	1
総数	146	127	310	116	155

資料：C S W 活動実績報告（各年度3月末現在）

2. 住民意識調査からみた四條畷市の現状

第4期四條畷市地域福祉計画策定にかかるアンケート調査の実施

平成29年度に四條畷市に住む20歳以上の住民1,000人を無作為抽出し、地域に対する思いや日々の生活の中で抱えているさまざまな課題、地域活動やボランティア活動の参加状況・利用意向などの現状を調査し、その結果を本計画策定のための基礎資料としました。

調査の趣旨

平成30年度に第4期四條畷市地域福祉計画を策定するにあたり、地域に対する思いや日々の生活の中で抱えているさまざまな課題、地域活動やボランティア活動の参加状況・利用意向などの現状を調査し、今後の地域福祉のあり方についての検討を行うため。

調査概要

対象：平成29年9月1日現在、四條畷市に住む20歳以上の住民
 対象数：1,000人
 調査期間：平成30年1月15日（月）～平成30年1月29日（月）
 調査方法：調査票による自記式質問紙、郵送配布・郵送回収

回収結果

配布数：1,000人

有効回収数：515件（有効回収率：51.5 %）

回答属性

性別		
男性	女性	無回答
41.6 %	56.5 %	1.9 %

年代別

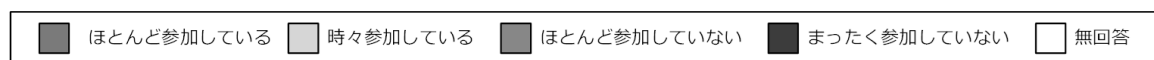
20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	無回答
5.2 %	10.1 %	20.2 %	13.0 %	18.8 %	31.8 %	0.8 %

※図表等の「N (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。各設問の図表上の「M A %」「3 L A %」等との表記は、回答選択肢の中からあてはまるものを複数選択する場合（すべてに○、3つまで○等）を示しています。これ以外の場合は、特に断りがない限り、単一回答（回答選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する）形式の設問です。

(1) 地域のつながりについて

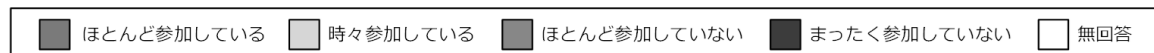
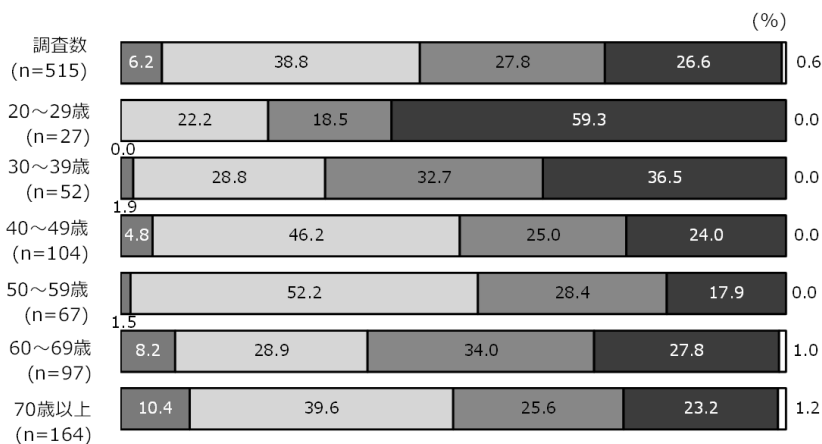
1. 地域の行事や活動への参加度

地域の行事や活動への参加度の程度をみると、「時々参加している」が38.8 % と最も高く、次いで、「ほとんど参加していない」が27.8 % 、「まったく参加していない」が26.6 % 、「ほとんど参加している」が6.2 % となっています。



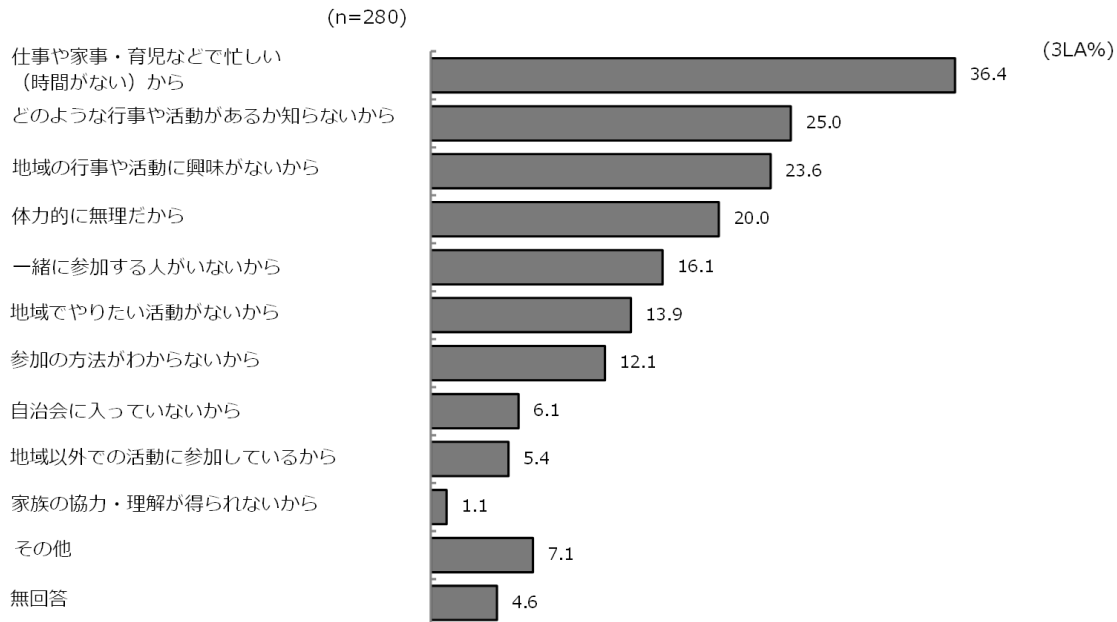
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、30～39歳では「まったく参加していない」がそれぞれ59.3 % 、36.5 % と最も高く、40～49歳、50～59歳、70歳以上では「時々参加している」がそれぞれ46.2 % 、52.2 % 、39.6 % と最も高く、60～69歳では「ほとんど参加していない」が34.0 % と最も高くなっています。



2. 地域の行事や活動に参加していない理由

参加していない理由をみると、「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」が36.4 % と最も高く、次いで、「どのような行事や活動があるか知らないから」が25.0 %、「地域の行事や活動に興味がないから」が23.6 %、「体力的に無理だから」が20.0 %、「一緒に参加する人がいないから」が16.1 % となっています。



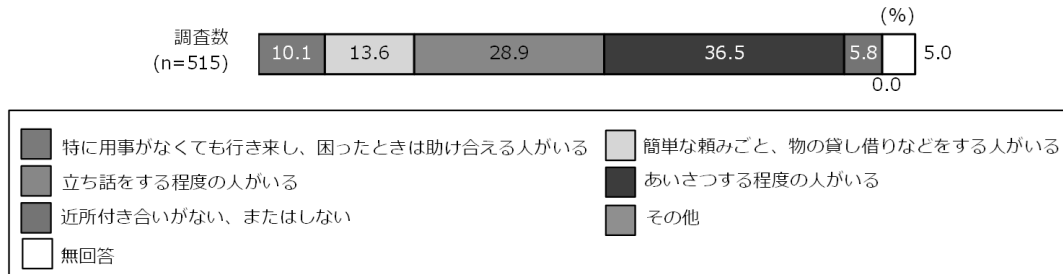
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳では「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」がそれぞれ52.4 %、47.2 %、60.8 %、71.0 % と最も高く、60～69歳では「どのような行事や活動があるか知らないから」が28.3 % と最も高く、70歳以上では「体力的に無理だから」が46.3 % と最も高くなっています。

	調査数	自治会に入っていない	仕事や家事・育児などで忙しい	一緒に参加する人がいない	地域の行事や活動に興味がない	参加の方法がわからない	体力的に無理だから	家族の協力・理解が得られない	動のあやうな知らない	地域でやりたい活動がない	地域以外での活動に参加していない	その他	無回答
調査数	280	17	102	45	66	34	56	3	70	39	15	20	13
	100.0	6.1	36.4	16.1	23.6	12.1	20.0	1.1	25.0	13.9	5.4	7.1	4.6
20～29歳	21	-	11	4	8	3	-	-	8	5	-	2	-
	100.0	-	52.4	19.0	38.1	14.3	-	-	38.1	23.8	-	9.5	-
30～39歳	36	3	17	-	9	4	2	-	10	7	1	4	2
	100.0	8.3	47.2	-	25.0	11.1	5.6	-	27.8	19.4	2.8	11.1	5.6
40～49歳	51	6	31	12	10	10	2	-	15	4	1	3	1
	100.0	11.8	60.8	23.5	19.6	19.6	3.9	-	29.4	7.8	2.0	5.9	2.0
50～59歳	31	1	22	4	4	3	3	-	4	2	3	2	1
	100.0	3.2	71.0	12.9	12.9	9.7	9.7	-	12.9	6.5	9.7	6.5	3.2
60～69歳	60	3	15	13	12	3	12	3	17	11	5	5	4
	100.0	5.0	25.0	21.7	20.0	5.0	20.0	5.0	28.3	18.3	8.3	8.3	6.7
70歳以上	80	4	5	12	22	11	37	-	16	9	5	4	5
	100.0	5.0	6.3	15.0	27.5	13.8	46.3	-	20.0	11.3	6.3	5.0	6.3
無回答	1	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
	100.0	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-

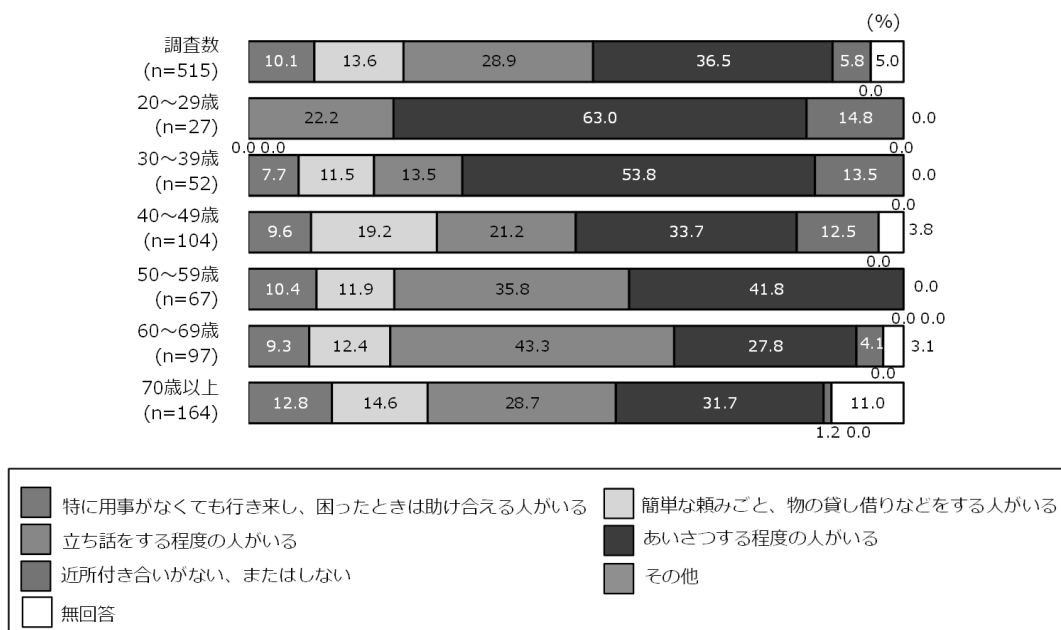
3. 近所付き合いの程度

近所付き合いの程度をみると、「あいさつする程度の人がある」が36.5 % と最も高く、次いで、「立ち話をする程度の人がある」が28.9 % 、「簡単な頼みごと、物の貸し借りなどをする人がある」が13.6 % 、「特に用事がなくても行き来し、困ったときは助け合える人がある」が10.1 % 、「近所付き合いがない、またはしない」が5.8 % となっています。



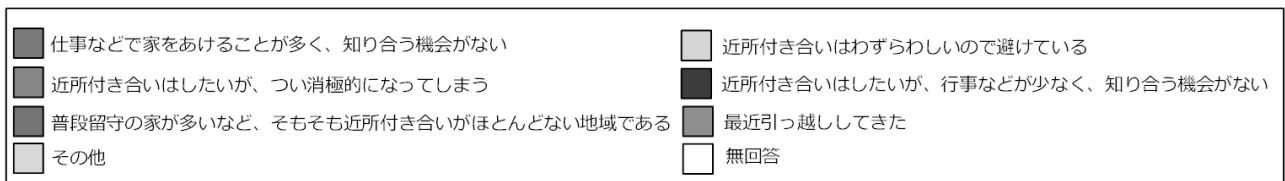
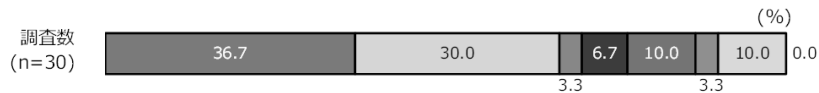
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、70歳以上では「あいさつする程度の人がある」がそれぞれ63.0 % 、53.8 % 、33.7 % 、41.8 % 、31.7 % と最も高く、60～69歳では「立ち話をする程度の人がある」が43.3 % と最も高くなっています。



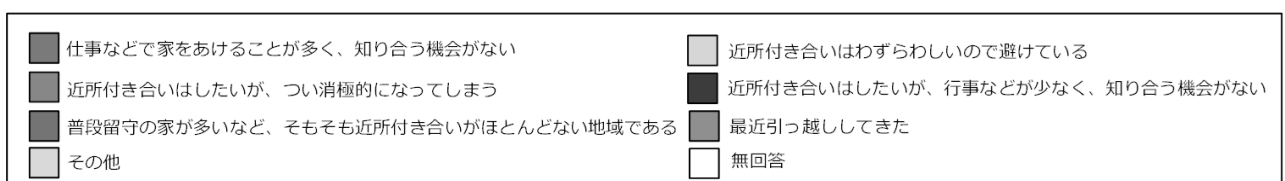
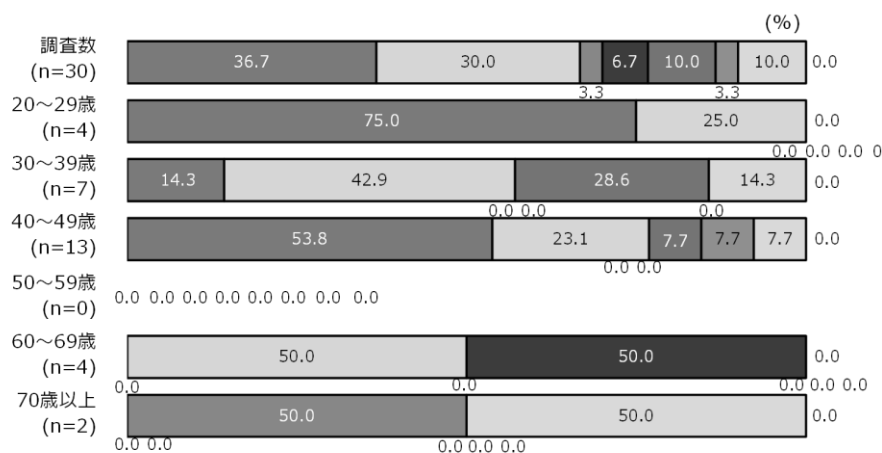
4. 近所付き合いがない、またはしない理由

近所付き合いがない、またはしない理由についてみると、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が36.7 % と最も高く、次いで、「近所付き合いはわずらわしいので避けている」が30.0 %、「普段留守の家が多いなど、そもそも近所付き合いがほとんどない地域である」が10.0 %、「近所付き合いはしたいが、行事などが少なく、知り合う機会がない」が6.7 %、「近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう」、「最近引っ越ししてきた」がそれぞれ3.3 % となっています。



【年代別】

年代別でみると、20～29歳、40～49歳では「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」がそれぞれ75.0 %、53.8 % と最も高く、30～39歳では「近所付き合いはわずらわしいので避けている」が42.9 % と最も高く、60～69歳では「近所付き合いはわずらわしいので避けている」と「近所付き合いはしたいが、行事などが少なく、知り合う機会がない」が50.0 % と最も高く、70歳以上では「近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう」が50.0 % と最も高くなっています。50～59歳では調査数が0人になっています。



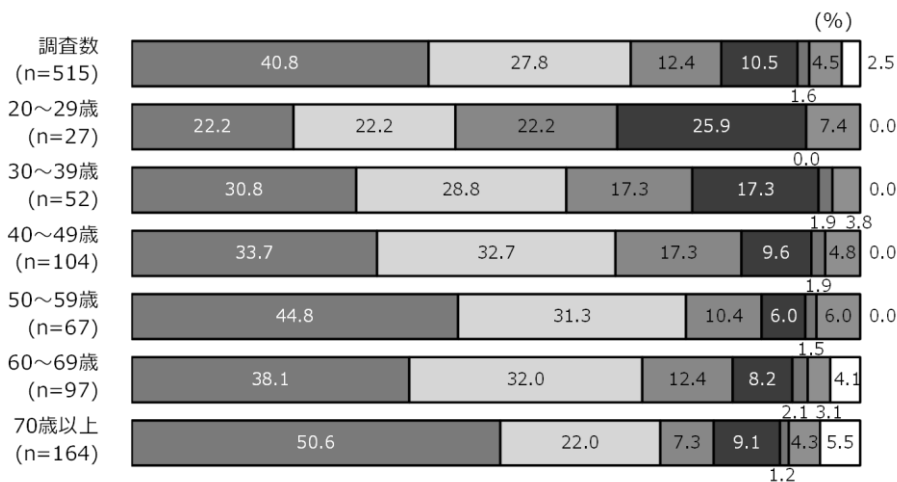
5. 近所付き合いに対する考え方

近所付き合いに対する考え方をみると、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だ」と思うが40.8 % と最も高く、次いで、「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なが多いので必要である」が27.8 %、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が12.4 %、「なくても困らないので、必要がない」が10.5 % となっています。



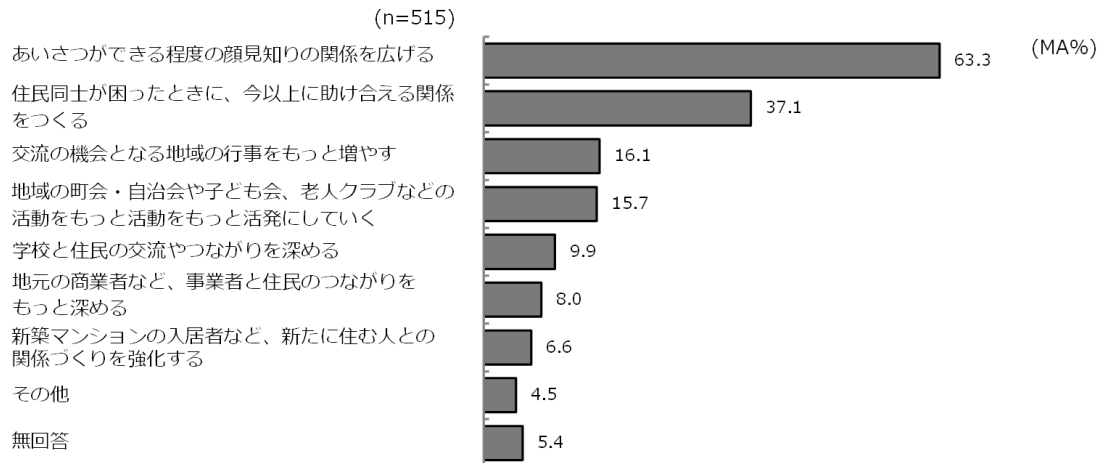
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「なくても困らないので、必要がない」が25.9 % と最も高く、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だ」と思うがそれぞれ30.8 %、33.7 %、44.8 %、38.1 %、50.6 % と最も高くなっています。



6. 地域のつながりの活性化に大切なこと

お住まいの地域活動や近所付き合いがもっと活発に行われるためにどのようなことが大切かをみると、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が63.3 % と最も高く、次いで、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が37.1 % 、「交流の機会となる地域の行事をもっと増やす」が16.1 % 、「地域の町会・自治会や子ども会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしてい」が15.7 % 、「学校と住民の交流やつながりを深める」が9.9 % となっています。



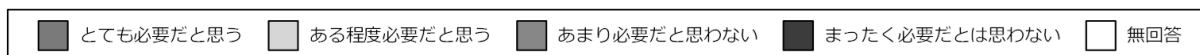
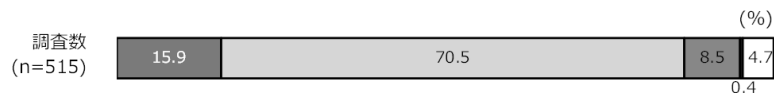
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が最も高く、20～29歳では77.8 % 、30～39歳では69.2 % 、40～49歳では55.8 % 、50～59歳では70.1 % 、60～69歳では66.0 % 、70歳以上では60.4 % となっています。

	調査数	るに住民関係今同士が困った場合えき	げの顔見知りのできる関係の程度	すとのな関係、新築マンションの住居強化	発にどの活動、子ども会、老人クラブ	な学校と住民の交流や	を業者と住民のつながり	の交流の機会を増やす	その他	無回答
調査数	515	191	326	34	81	51	41	83	23	28
	100.0	37.1	63.3	6.6	15.7	9.9	8.0	16.1	4.5	5.4
20～29歳	27	7	21	2	4	5	1	4	-	1
	100.0	25.9	77.8	7.4	14.8	18.5	3.7	14.8	-	3.7
30～39歳	52	16	36	3	5	5	6	7	6	1
	100.0	30.8	69.2	5.8	9.6	9.6	11.5	13.5	11.5	1.9
40～49歳	104	38	58	8	19	16	10	18	6	3
	100.0	36.5	55.8	7.7	18.3	15.4	9.6	17.3	5.8	2.9
50～59歳	67	20	47	5	8	8	9	9	2	2
	100.0	29.9	70.1	7.5	11.9	11.9	13.4	13.4	3.0	3.0
60～69歳	97	38	64	7	19	9	8	18	3	6
	100.0	39.2	66.0	7.2	19.6	9.3	8.2	18.6	3.1	6.2
70歳以上	164	70	99	9	26	8	7	27	5	15
	100.0	42.7	60.4	5.5	15.9	4.9	4.3	16.5	3.0	9.1
無回答	4	2	1	-	-	-	-	-	1	-
	100.0	50.0	25.0	-	-	-	-	-	25.0	-

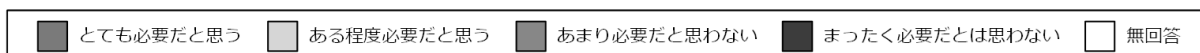
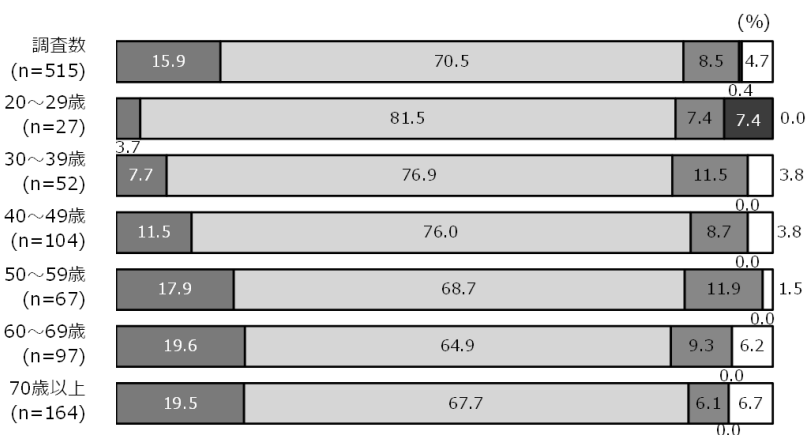
7. 住民相互の自主的な支え合いの必要度

住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要度をみると、「ある程度必要だと思う」が70.5 % と最も高く、次いで、「とても必要だと思う」が15.9 % 、「あまり必要だと思わない」が8.5 % 、「まったく必要だとは思わない」が0.4 % となっています。



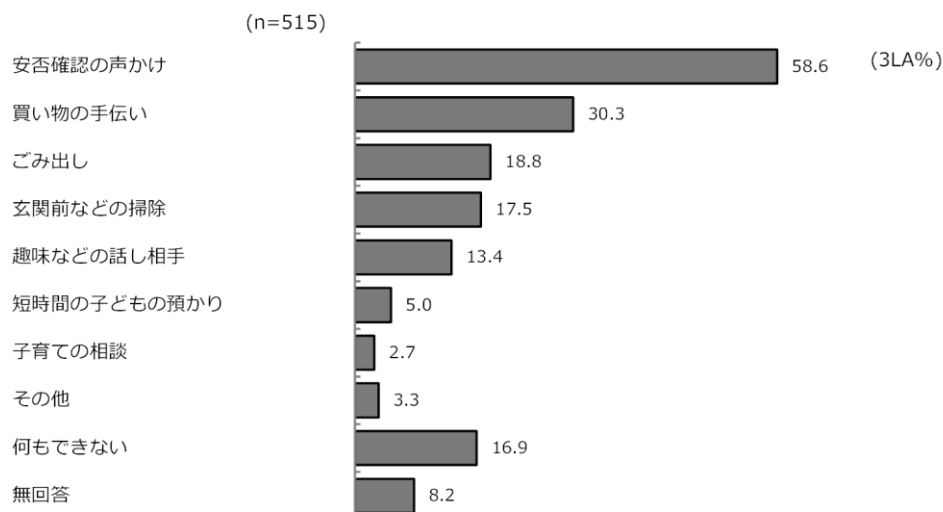
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「ある程度必要だと思う」が高く、20～29歳では81.5 % 、「30～39歳では76.9 % 、「40～49歳では76.0 % 、「50～59歳では68.7 % 、「60～69歳では64.9 % 、「70歳以上では67.7 % となっています。



8. 近所の困っている世帯の援助方法

近所に困っている世帯があった場合、どのような援助ができるのかをみると、「安否確認の声かけ」が58.6 % と最も高く、次いで、「買い物の手伝い」が30.3 % 、「ごみ出し」が18.8 % 、「玄関前などの掃除」が17.5 % 、「趣味などの話し相手」が13.4 % となっています。



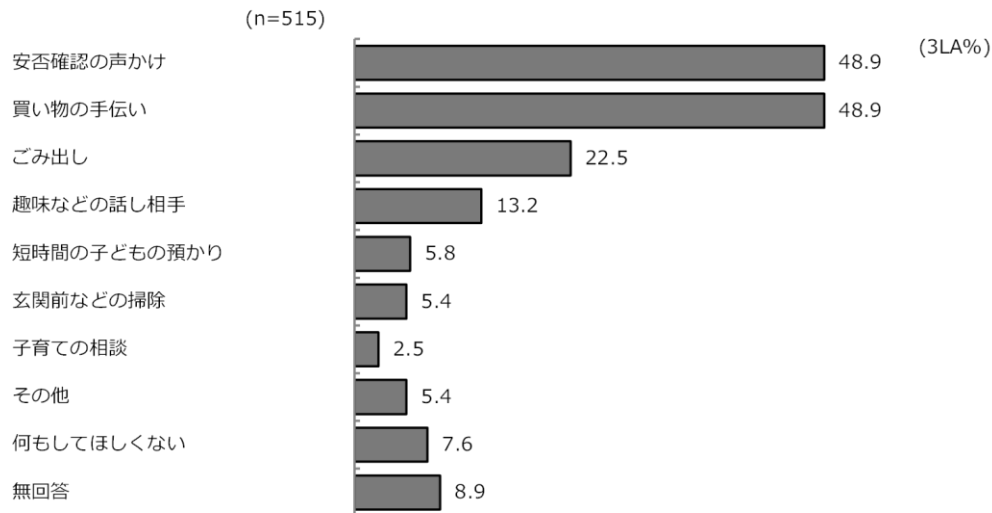
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「安否確認の声かけ」が高く、20～29歳では40.7 % 、30～39歳では59.6 % 、40～49歳では53.8 % 、50～59歳では56.7 % 、60～69歳では68.0 % 、70歳以上では59.8 % となっています。

	調査数	安否確認の声かけ	趣味などの話し相手	買い物の手伝い	ごみ出し	玄関前などの掃除	短時間の子どもの預かり	子育ての相談	その他	何もできない	無回答
調査数	515	302	69	156	97	90	26	14	17	87	42
	100.0	58.6	13.4	30.3	18.8	17.5	5.0	2.7	3.3	16.9	8.2
20～29歳	27	11	6	8	4	4	3	2	-	6	-
	100.0	40.7	22.2	29.6	14.8	14.8	11.1	7.4	-	22.2	-
30～39歳	52	31	10	12	7	12	4	1	-	8	5
	100.0	59.6	19.2	23.1	13.5	23.1	7.7	1.9	-	15.4	9.6
40～49歳	104	56	16	31	16	19	8	5	6	18	8
	100.0	53.8	15.4	29.8	15.4	18.3	7.7	4.8	5.8	17.3	7.7
50～59歳	67	38	6	25	9	11	3	2	2	18	3
	100.0	56.7	9.0	37.3	13.4	16.4	4.5	3.0	3.0	26.9	4.5
60～69歳	97	66	11	36	21	11	6	3	4	8	11
	100.0	68.0	11.3	37.1	21.6	11.3	6.2	3.1	4.1	8.2	11.3
70歳以上	164	98	20	44	39	32	2	1	4	29	15
	100.0	59.8	12.2	26.8	23.8	19.5	1.2	0.6	2.4	17.7	9.1
無回答	4	2	-	-	1	1	-	-	1	-	-
	100.0	50.0	-	-	25.0	25.0	-	-	25.0	-	-

9. 日常生活が不自由になったときの地域の援助

日常生活が不自由になったとき、地域でどのような援助をしてほしいかをみると、「安否確認の声かけ」、「買い物の手伝い」がそれぞれ48.9 % と最も高く、次いで、「ごみ出し」が22.5%、「趣味などの話し相手」が13.2 %、「短時間の子ども預かり」が5.8 %、「玄関前などの掃除」が5.4 % となっています。



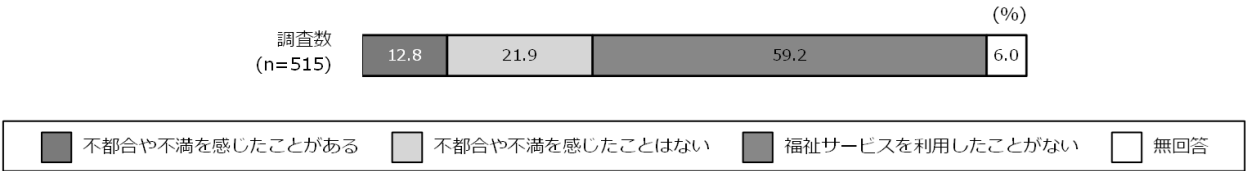
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、40～49歳では「買い物の手伝い」がそれぞれ63.0 %、56.7 % と最も高く、30～39歳、60～69歳、70歳以上では「安否確認の声かけ」がそれぞれ48.1 %、58.8 %、49.4 % と最も高く、50～59歳では「安否確認の声かけ」と「買い物の手伝い」が52.2 % と最も高くなっています。

	調査数	安否確認の声かけ	趣味などの話し相手	買い物の手伝い	ごみ出し	玄関前などの掃除	短時間の子ども預かり	子育ての相談	その他	何もしてほしくない	無回答
調査数	515	252	68	252	116	28	30	13	28	39	46
	100.0	48.9	13.2	48.9	22.5	5.4	5.8	2.5	5.4	7.6	8.9
20～29歳	27	8	1	17	6	2	9	1	-	5	-
	100.0	29.6	3.7	63.0	22.2	7.4	33.3	3.7	-	18.5	-
30～39歳	52	25	7	20	9	1	10	9	2	4	3
	100.0	48.1	13.5	38.5	17.3	1.9	19.2	17.3	3.8	7.7	5.8
40～49歳	104	44	20	59	24	8	9	3	9	9	5
	100.0	42.3	19.2	56.7	23.1	7.7	8.7	2.9	8.7	8.7	4.8
50～59歳	67	35	9	35	18	1	2	-	1	5	6
	100.0	52.2	13.4	52.2	26.9	1.5	3.0	-	1.5	7.5	9.0
60～69歳	97	57	10	48	23	5	-	-	4	7	8
	100.0	58.8	10.3	49.5	23.7	5.2	-	-	4.1	7.2	8.2
70歳以上	164	81	21	71	36	11	-	-	12	9	23
	100.0	49.4	12.8	43.3	22.0	6.7	-	-	7.3	5.5	14.0
無回答	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	1
	100.0	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	25.0

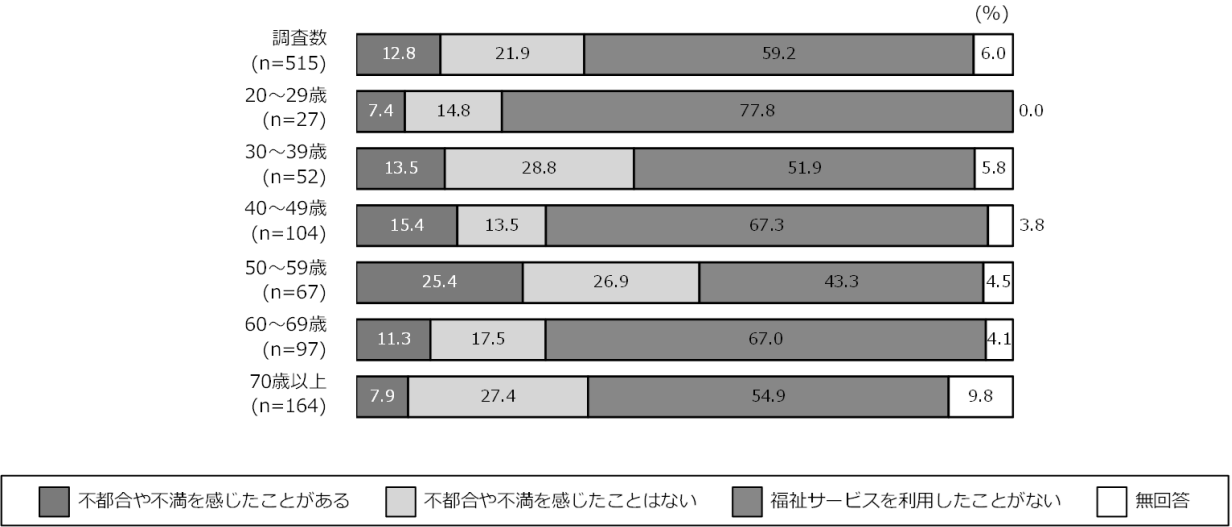
10. 福祉サービスの利用に関しての不満等の有無

ご自身やご家族は福祉サービスの利用に関して、これまで不都合に感じたり不満に思ったことについてみると、「福祉サービスを利用したことがない」が59.2 % と最も高く、次いで、「不都合や不満を感じたことはない」が21.9 %、「不都合や不満を感じたことがある」が12.8 % となっています。



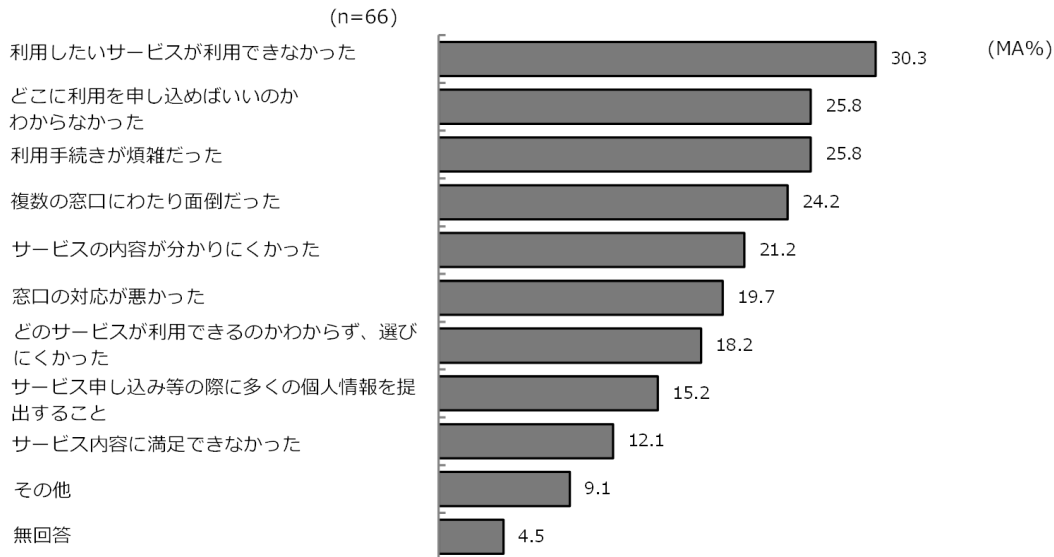
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「福祉サービスを利用したことがない」が高く、20～29歳では77.8 %、30～39歳では51.9 %、40～49歳では67.3 %、50～59歳では43.3 %、60～69歳では67.0 %、70歳以上では54.9 % となっています。



11. 不都合に感じたり、不満に思った理由

不都合に感じたり、不満に思った理由についてみると、「利用したいサービスが利用できなかった」が30.3 % と最も高く、次いで、「どこに利用を申し込めばいいのかわからなかった」、「利用手続きが煩雑だった」がそれぞれ25.8 % 、「複数の窓口にわたり面倒だった」が24.2 % 、「サービスの内容が分かりにくかった」が21.2 % 、「窓口の対応が悪かった」が19.7 % となっています。



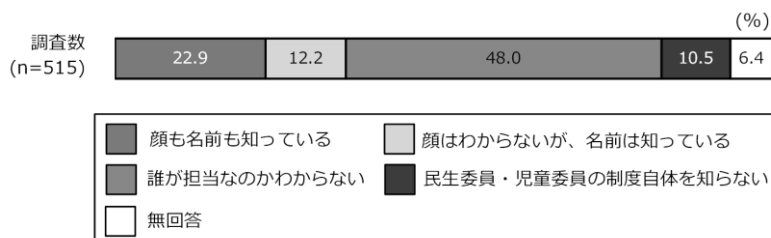
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「サービス内容に満足できなかった」が50.0 % と最も高く、30～39歳では「どこに利用を申し込めばいいのかわからなかった」と「窓口の対応が悪かった」が28.6 % と最も高く、40～49歳では「利用したいサービスが利用できなかった」が31.3 % と最も高く、50～59歳では「利用手続きが煩雑だった」と「サービスの内容が分かりにくかった」が52.9 % と最も高く、60～69歳では「窓口の対応が悪かった」が36.4 % と最も高く、70歳以上では「利用したいサービスが利用できなかった」と「複数の窓口にわたり面倒だった」が30.8 % と最も高くなっています。

	調査数	なめど かばこ たい利 の用 かを 申し から 込	だ 用 た 手 続 き が 煩 雑	面 倒 複 数 の 窓 口 に わ た り	た 窓 口 の 対 応 が 悪 か っ	か り に ビ ス の 内 容 が 分	ず で の 選 び に か わ か ら な か っ た	が 利 用 し た い サ ー ビ ス が 利 用 で き な か っ た	で サ ー ビ ス の 内 容 に 満 足 で な か っ た	報 の サ ー ビ ス の 申 込 み 情 報 等	そ の 他	無 回 答
調査数	66	17	17	16	13	14	12	20	8	10	6	3
	100.0	25.8	25.8	24.2	19.7	21.2	18.2	30.3	12.1	15.2	9.1	4.5
20～29歳	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	100.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0
30～39歳	7	2	1	1	2	1	-	1	1	1	3	-
	100.0	28.6	14.3	14.3	28.6	14.3	-	14.3	14.3	14.3	42.9	-
40～49歳	16	3	4	4	2	2	4	5	1	1	2	-
	100.0	18.8	25.0	25.0	12.5	12.5	25.0	31.3	6.3	6.3	12.5	-
50～59歳	17	7	9	4	3	9	5	7	2	4	-	-
	100.0	41.2	52.9	23.5	17.6	52.9	29.4	41.2	11.8	23.5	-	-
60～69歳	11	2	2	3	4	1	1	3	1	2	-	-
	100.0	18.2	18.2	27.3	36.4	9.1	9.1	27.3	9.1	18.2	-	-
70歳以上	13	3	1	4	2	1	2	4	2	2	1	2
	100.0	23.1	7.7	30.8	15.4	7.7	15.4	30.8	15.4	15.4	7.7	15.4
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

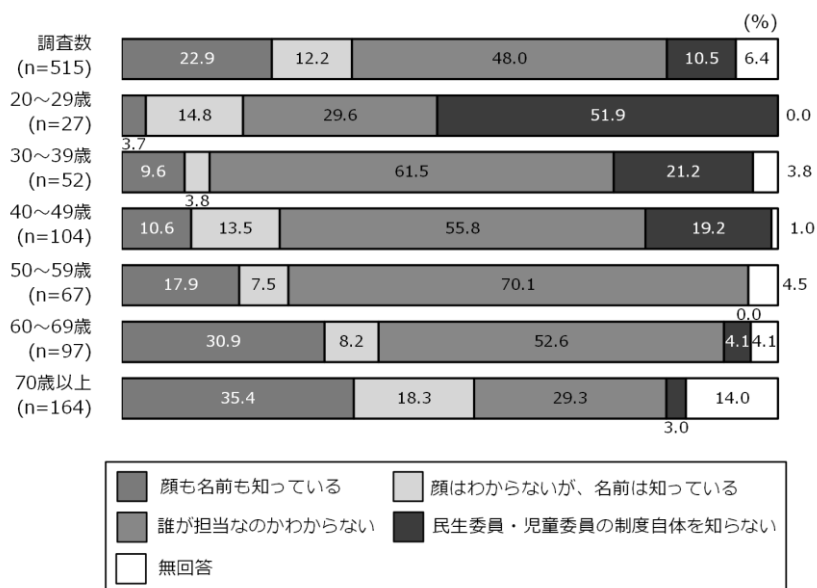
12. 民生委員・児童委員の認知度

地域の民生委員・児童委員の認知度についてみると、「誰が担当なのかわからない」が48.0 % と最も高く、次いで、「顔も名前も知っている」が22.9 %、「顔はわからないが、名前は知っている」が12.2 %、「民生委員・児童委員の制度自体を知らない」が10.5 % となっています。



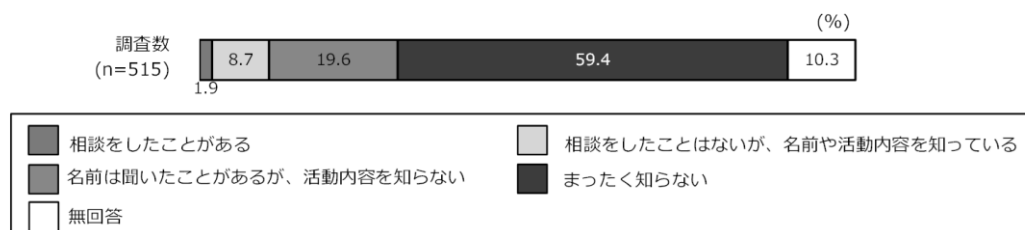
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「民生委員・児童委員の制度自体を知らない」が51.9 % と最も高く、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳では「誰が担当なのかわからない」がそれぞれ61.5 %、55.8 %、70.1 %、52.6 % と最も高く、70歳以上では「顔も名前も知っている」が35.4 % と最も高くなっています。



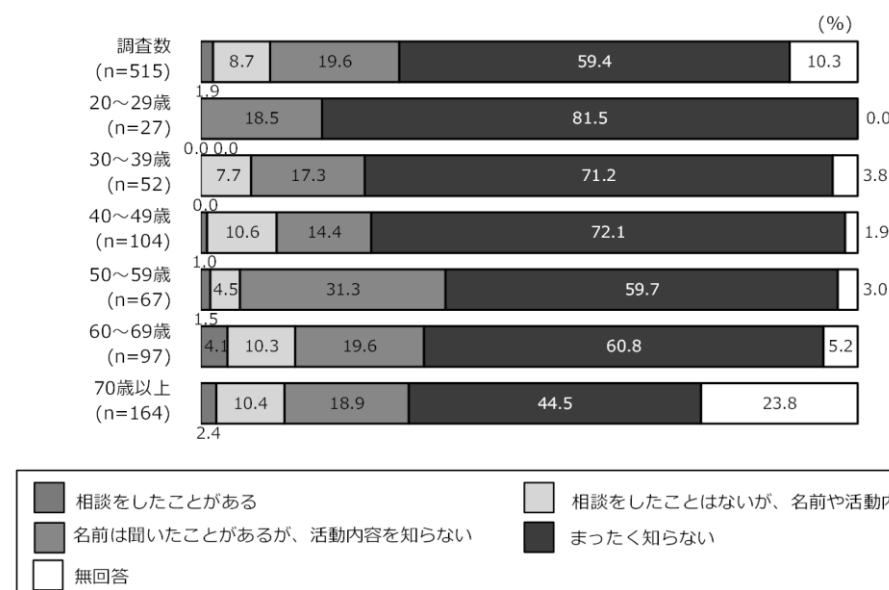
13. コミュニティーソーシャルワーカー（C S W）の認知度

コミュニティソーシャルワーカー（C S W）の認知度についてみると、「まったく知らない」が59.4 % と最も高く、次いで、「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」が19.6 %、「相談をしたことはないが、名前や活動内容を知っている」が8.7 %、「相談をしたことがある」が1.9 % となっています。



【年代別】

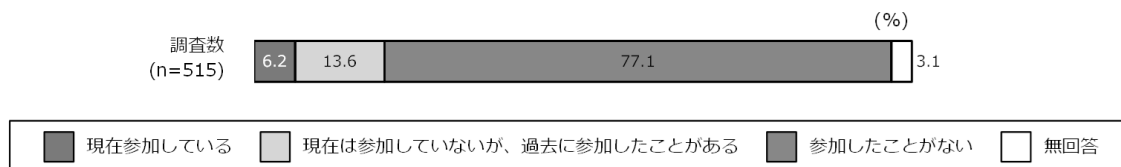
年代別でみると、すべてのカテゴリーで「まったく知らない」が高く、20～29歳では81.5 %、30～39歳では71.2 %、40～49歳では72.1 %、50～59歳では59.7 %、60～69歳では60.8 %、70歳以上では44.5 % となっています。



(2) ボランティア活動について

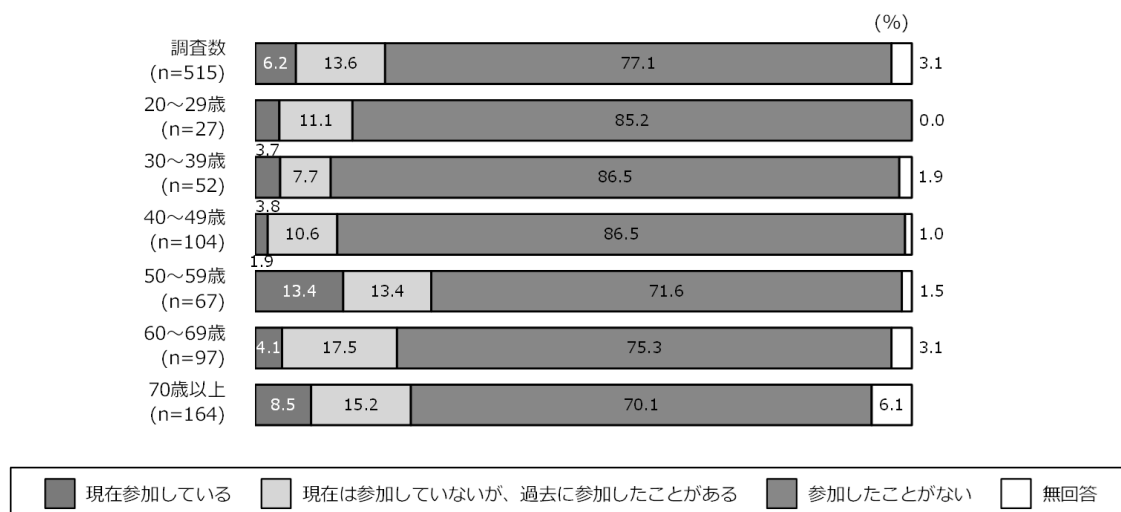
1. ボランティア活動への参加の有無

ボランティア活動への参加の有無についてみると、「参加したことがない」が77.1%と最も高く、次いで、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」が13.6%、「現在参加している」が6.2%となっています。



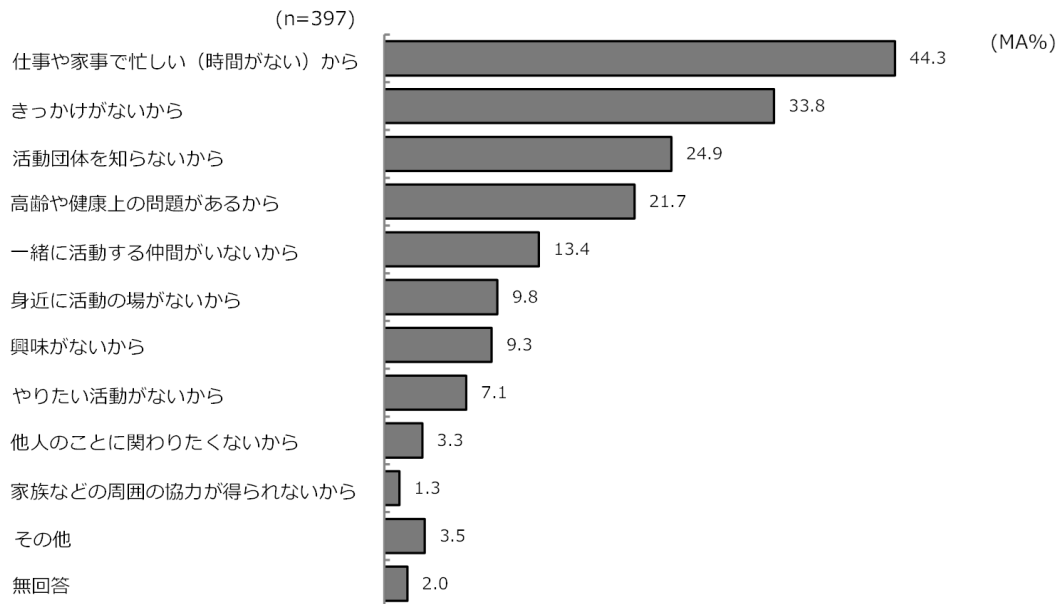
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「参加したことがない」が高く、20～29歳では85.2%、30～39歳では86.5%、40～49歳では86.5%、50～59歳では71.6%、60～69歳では75.3%、70歳以上では70.1%となっています。



2. ボランティア活動に参加したことがない理由

ボランティア活動に参加したことがない理由をみると、「仕事や家事で忙しい（時間がない）から」が44.3 % と最も高く、次いで、「きっかけがないから」が33.8 %、「活動団体を知らないから」が24.9 %、「高齢や健康上の問題があるから」が21.7 %、「一緒に活動する仲間がいないから」が13.4 % となっています。



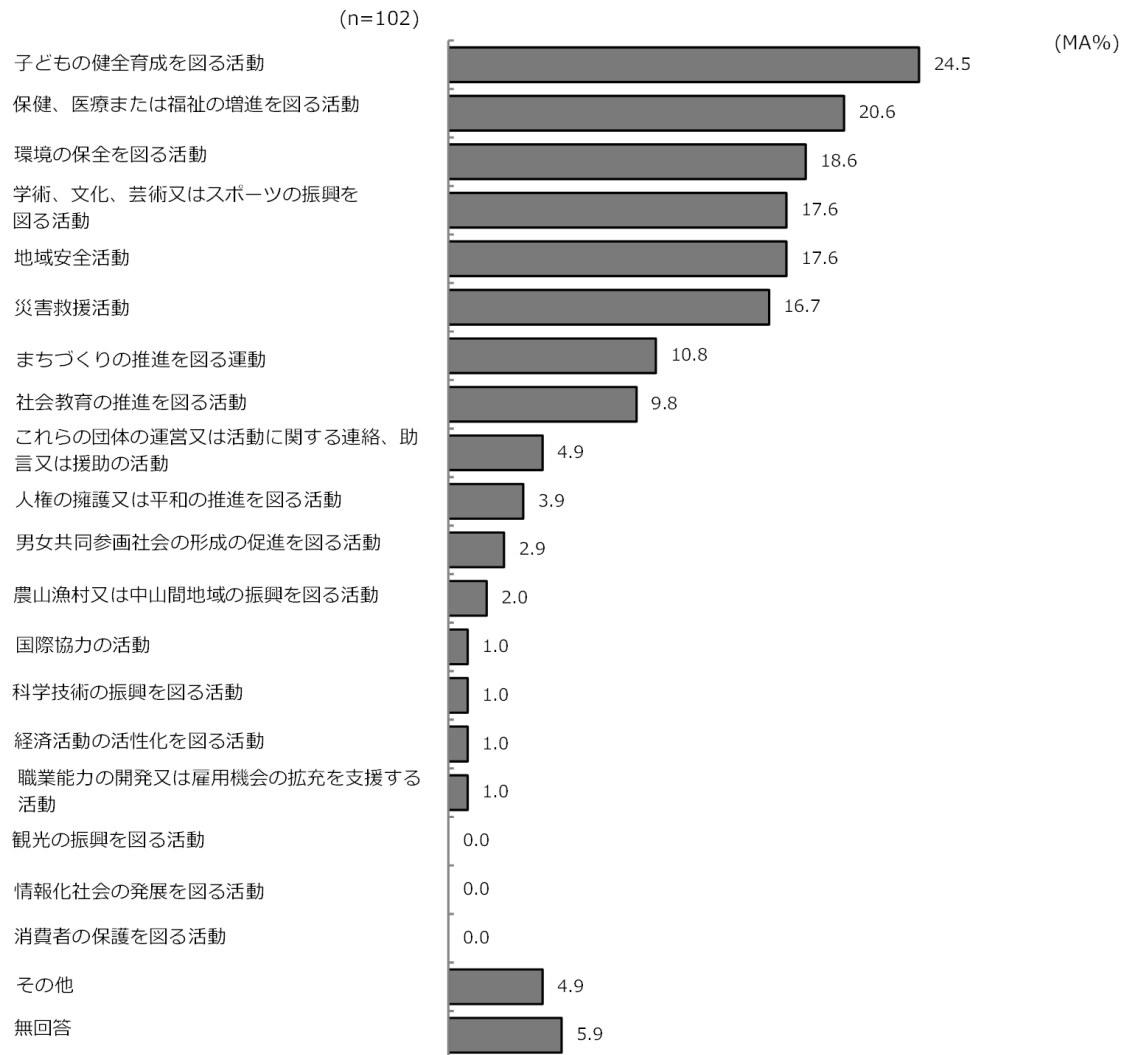
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳では「仕事や家事で忙しい（時間がない）から」がそれぞれ56.5 %、46.7 %、62.2 %、75.0 % と最も高く、60～69歳では「きっかけがないから」が39.7 % と最も高く、70歳以上では「高齢や健康上の問題があるから」が53.0 % と最も高くなっています。

	調査数	一緒に活動する仲間	仕事や家事で忙しい	家族など周囲の協力	身近に活動の場がない	やりたい活動がない	他人のことに関わりたくない	活動団体を知らない	高齢や健康上の問題	興味がないから	きっかけがないから	その他	無回答
調査数	397	53	176	5	39	28	13	99	86	37	134	14	8
	100.0	13.4	44.3	1.3	9.8	7.1	3.3	24.9	21.7	9.3	33.8	3.5	2.0
20～29歳	23	4	13	-	3	3	-	4	-	5	8	-	1
	100.0	17.4	56.5	-	13.0	13.0	-	17.4	-	21.7	34.8	-	4.3
30～39歳	45	2	21	-	2	3	3	11	3	9	18	1	-
	100.0	4.4	46.7	-	4.4	6.7	6.7	24.4	6.7	20.0	40.0	2.2	-
40～49歳	90	19	56	1	10	12	3	30	3	10	31	3	1
	100.0	21.1	62.2	1.1	11.1	13.3	3.3	33.3	3.3	11.1	34.4	3.3	1.1
50～59歳	48	3	36	-	1	-	1	7	2	5	14	3	-
	100.0	6.3	75.0	-	2.1	-	2.1	14.6	4.2	10.4	29.2	6.3	-
60～69歳	73	10	28	4	6	4	3	21	15	2	29	-	1
	100.0	13.7	38.4	5.5	8.2	5.5	4.1	28.8	20.5	2.7	39.7	-	1.4
70歳以上	115	14	20	-	17	5	3	25	61	6	32	7	5
	100.0	12.2	17.4	-	14.8	4.3	2.6	21.7	53.0	5.2	27.8	6.1	4.3
無回答	3	1	2	-	-	1	-	1	2	-	2	-	-
	100.0	33.3	66.7	-	-	33.3	-	33.3	66.7	-	66.7	-	-

3. ボランティア活動の内容

ボランティア活動の内容についてみると、「子どもの健全育成を図る活動」が24.5 % と最も高く、次いで、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」が20.6 % 、「環境の保全を図る活動」が18.6 % 、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「地域安全活動」がそれぞれ17.6 % 、「災害救援活動」が16.7 % となっています。



ねんだいべつ
【年代別】

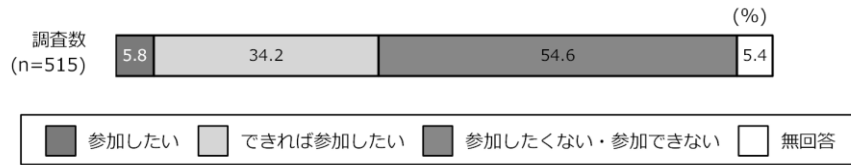
年代別でみると、20～29歳、70歳以上では「保健、医療または福祉の増進を図る活動」がそれぞれ50.0 %、28.2 % と最も高く、30～39歳では「保健、医療または福祉の増進を図る活動」と「環境の保全を図る活動」が33.3 % と最も高く、40～49歳では「子どもの健全育成を図る活動」が38.5 % と最も高く、50～59歳では「子どもの健全育成を図る活動」と「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が38.9 % と最も高く、60～69歳では「地域安全活動」が28.6 % と最も高くなっています。

	調査数	保健、医療または福祉の増進を図る活動	社会教育の推進を図る活動	まちづくりの推進を図る活動	観光の振興を図る活動	地域・山村の振興を図る活動	学術、文化、芸術の振興を図る活動	災害救援活動	環境の保全を図る活動	地域安全活動	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
調査数	102 100.0	21 20.6	10 9.8	11 10.8	-	2 2.0	18 17.6	17 16.7	19 18.6	18 17.6	4 3.9
20～29歳	4 100.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	1 25.0	-	-	-
30～39歳	6 100.0	2 33.3	-	-	-	-	-	1 16.7	2 33.3	1 16.7	-
40～49歳	13 100.0	1 7.7	1 7.7	-	-	-	3 23.1	3 23.1	3 23.1	-	-
50～59歳	18 100.0	2 11.1	-	-	-	1 5.6	7 38.9	2 11.1	2 11.1	2 11.1	-
60～69歳	21 100.0	3 14.3	3 14.3	4 19.0	-	-	3 14.3	4 19.0	4 19.0	6 28.6	-
70歳以上	39 100.0	11 28.2	5 12.8	7 17.9	-	-	5 12.8	6 15.4	8 20.5	9 23.1	4 10.3
無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	調査数	国際協力の活動	男女共同参画の活動	子どもの健全育成を図る活動	情報化社会の発展を図る活動	科学技術の振興を図る活動	経済活動の活性化を図る活動	雇用機会の拡大を図る活動	消費者の保護を図る活動	活動者の保護を図る活動	活動者の保護を図る活動	その他	無回答
調査数	102 100.0	1 1.0	3 2.9	25 24.5	-	1 1.0	1 1.0	1 1.0	-	-	5 4.9	5 4.9	6 5.9
20～29歳	4 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 25.0
30～39歳	6 100.0	-	-	1 16.7	-	-	1 16.7	-	-	-	-	1 16.7	-
40～49歳	13 100.0	1 7.7	-	5 38.5	-	-	-	-	-	-	-	1 7.7	1 7.7
50～59歳	18 100.0	-	-	7 38.9	-	1 5.6	-	1 5.6	-	-	1 5.6	-	-
60～69歳	21 100.0	-	2 9.5	5 23.8	-	-	-	-	-	-	-	3 14.3	1 4.8
70歳以上	39 100.0	-	1 2.6	7 17.9	-	-	-	-	-	-	3 7.7	-	3 7.7
無回答	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-

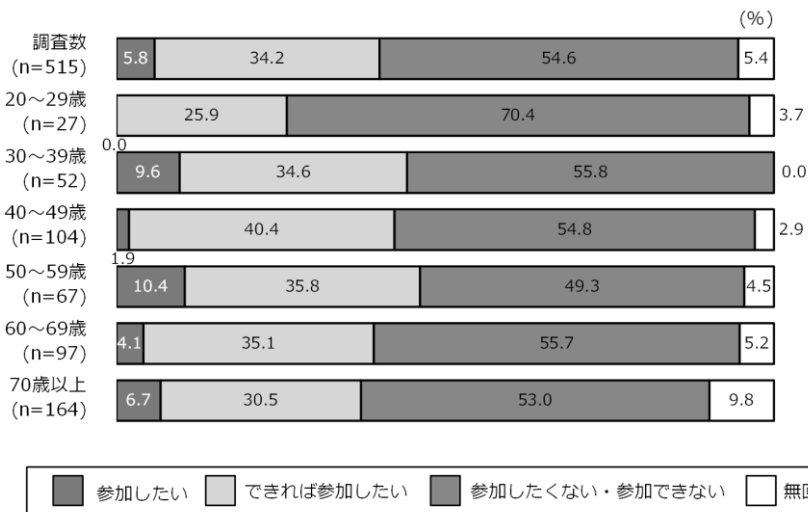
4. 今後、もしくはこれからもボランティア活動に参加したい

今後、もしくはこれからもボランティア活動に参加したいかどうかについてみると、「参加したくない・参加できない」が54.6 % と最も高く、次いで、「できれば参加したい」が34.2 % 、「参加したい」が5.8 % となっています。



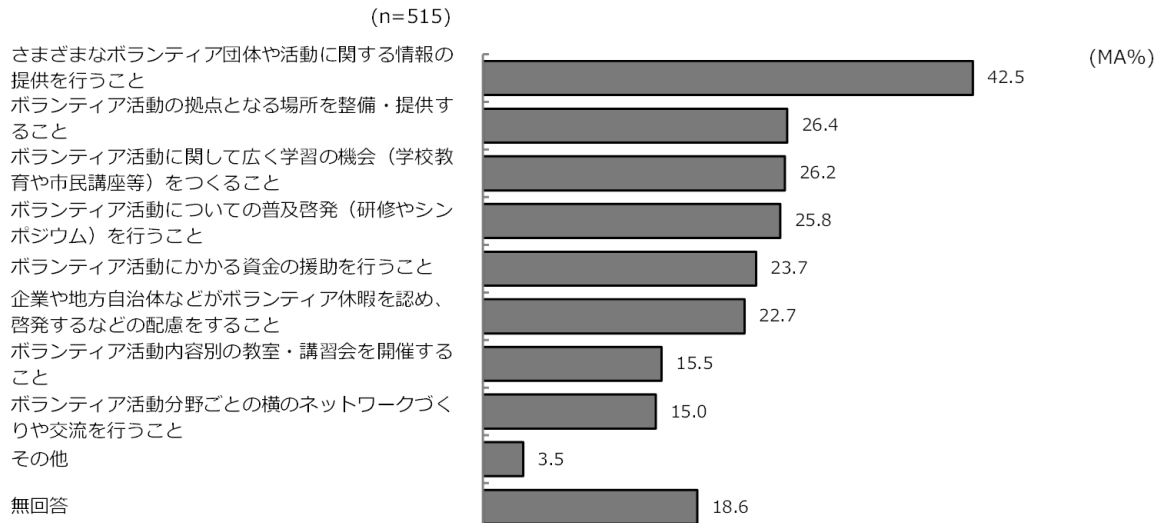
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「参加したくない・参加できない」が高く、20～29歳では70.4 % 、30～39歳では55.8 % 、40～49歳では54.8 % 、50～59歳では49.3 % 、60～69歳では55.7 % 、70歳以上では53.0 % となっています。



5. ボランティア活動の普及に必要なこと

ボランティア活動の普及に必要なことをみると、「さまざまなボランティア団体や活動に関する情報の提供を行うこと」が42.5 % と最も高く、次いで、「ボランティア活動の拠点となる場所を整備・提供すること」が26.4 %、「ボランティア活動に関して広く学習の機会（学校教育や市民講座等）をつくること」が26.2 %、「ボランティア活動についての普及啓発（研修やシンポジウム）を行うこと」が25.8 %、「ボランティア活動にかかる資金の援助を行うこと」が23.7 % となっています。



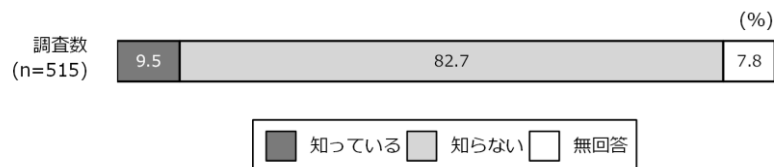
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「企業や地方自治体などがボランティア休暇を認め、啓発するなどの配慮をすること」が37.0 % と最も高く、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「さまざまなボランティア団体や活動に関する情報の提供を行うこと」がそれぞれ53.8 %、48.1 %、38.8 %、51.5 %、34.8 % と最も高くなっています。

	調査数	ボランティア活動の普及啓発（研修やシンポジウム）を行うこと	ボランティア活動の拠点となる場所を整備・提供すること	ボランティア活動に関して広く学習の機会（学校教育や市民講座等）をつくること	ボランティア活動の推進となること	ボランティア活動の推進となること	ボランティア活動の推進となること	ボランティア活動の推進となること	ボランティア活動の推進となること	ボランティア活動の推進となること	ボランティア活動の推進となること	その他	無回答
調査数	515 100.0	133 25.8	117 22.7	135 26.2	136 26.4	219 42.5	80 15.5	77 15.0	122 23.7	18 3.5	96 18.6		
20～29歳	27 100.0	5 18.5	10 37.0	3 11.1	5 18.5	8 29.6	1 3.7	4 14.8	5 18.5	1 3.7	4 14.8		
30～39歳	52 100.0	9 17.3	19 36.5	21 40.4	14 26.9	28 53.8	12 23.1	10 19.2	14 26.9	2 3.8	2 3.8		
40～49歳	104 100.0	28 26.9	27 26.0	33 31.7	29 27.9	50 48.1	20 19.2	22 21.2	32 30.8	5 4.8	10 9.6		
50～59歳	67 100.0	18 26.9	24 35.8	17 25.4	20 29.9	26 38.8	9 13.4	10 14.9	17 25.4	3 4.5	6 9.0		
60～69歳	97 100.0	29 29.9	19 19.6	31 32.0	29 29.9	50 51.5	19 19.6	13 13.4	20 20.6	2 2.1	19 19.6		
70歳以上	164 100.0	43 26.2	17 10.4	29 17.7	37 22.6	57 34.8	18 11.0	18 11.0	33 20.1	5 3.0	55 33.5		
無回答	4 100.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	-	1 25.0	-	-		

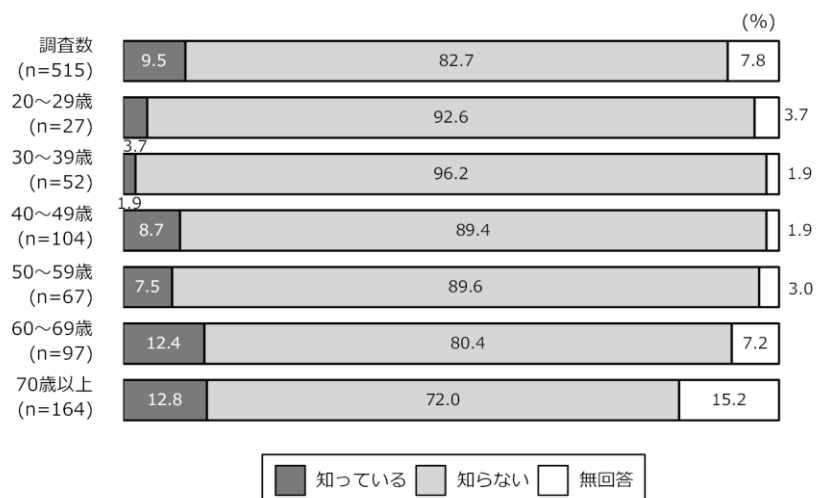
(3) 非常時の対応について

1. 四條畷市避難行動要支援者支援プラン（なわて災害時地域支えあい制度）の認知度
 四條畷市避難行動要支援者支援プランの認知度についてみると、「知らない」が82.7 %
 と最も高く、次いで、「知っている」が9.5 % となっています。



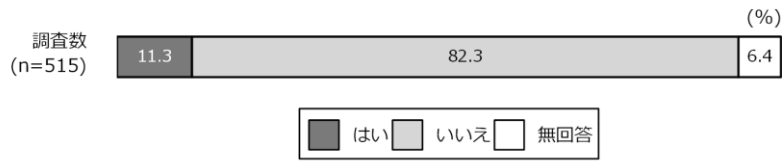
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「知らない」が高く、20～29歳では92.6 %、30～39歳では96.2 %、40～49歳では89.4 %、50～59歳では89.6 %、60～69歳では80.4 %、70歳以上では72.0 % となっています。



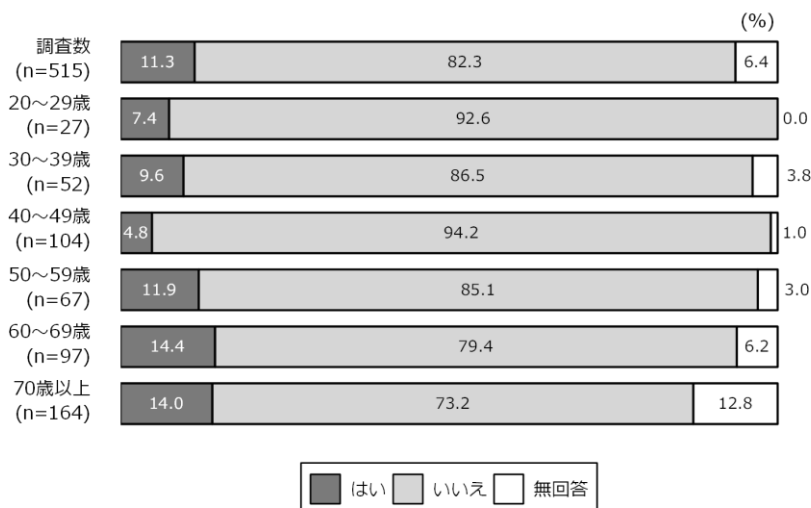
2. 自力避難が困難で支援を必要としている人の割合

自身も含め、現在一緒に住んでいるご家族の中に、自力避難が困難で支援が必要な高齢者や障がい者等がいる人についてみると、「いいえ」が82.3 % と最も高く、次いで、「はい」が11.3 % となっています。



年代別

年代別でみると、すべてのカテゴリで「いいえ」が高く、20～29歳では92.6 % 、30～39歳では86.5 % 、40～49歳では94.2 % 、50～59歳では85.1 % 、60～69歳では79.4 % 、70歳以上では73.2 % となっています。



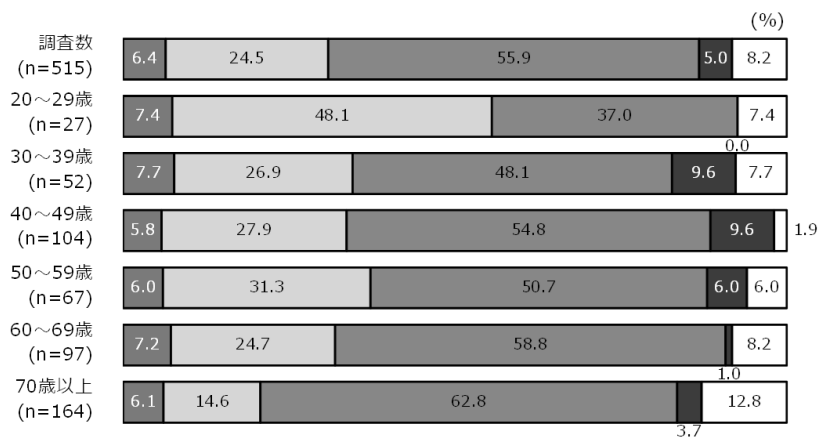
3. 地域における個人情報^{ちいき こじんじょうほう はあく}の把握

災害^{さいがい}に備えた地域^{そな ちいき}における個人情報^{こじんじょうほう はあく}の把握^{はあく}についてみると、「災害^{さいがい}があったときに効率よく救助^{きゅうじょ}できるように、行政^{ぎょうせい}、自治会^{じちかい}、民生委員^{みんせいいいん}等に情報^{じょうほう}を知^しってほしい」が55.9 % と最も高く、次いで、「行政^{ぎょうせい}や関係機関^{かんけいきかん}だけで把握^{はあく}すべきであり、自治会^{じちかい}や民生委員^{みんせいいいん}に知られたくない」が24.5 %、「個人の情報^{こじんじょうほう}なのでどこにも知られたくない」が6.4 % となっています。



【年代別】

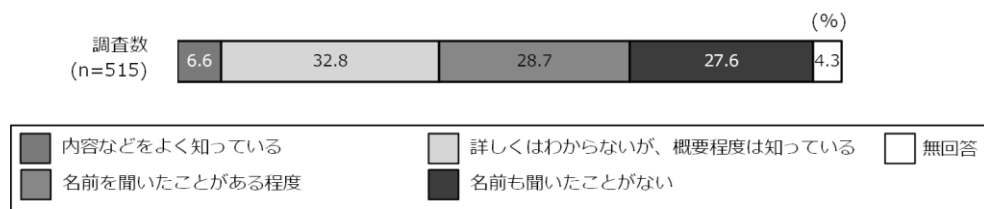
年代別^{ねんだいべつ}でみると、20～29歳^{さい}では「行政^{ぎょうせい}や関係機関^{かんけいきかん}だけで把握^{はあく}すべきであり、自治会^{じちかい}や民生委員^{みんせいいいん}に知られたくない」が48.1 % と最も高く、30～39歳^{さい}、40～49歳^{さい}、50～59歳^{さい}、60～69歳^{さい}、70歳以上^{さいいじょう}では「災害^{さいがい}があったときに効率よく救助^{きゅうじょ}できるように、行政^{ぎょうせい}、自治会^{じちかい}、民生委員^{みんせいいいん}等に情報^{じょうほう}を知^しってほしい」がそれぞれ48.1 %、54.8 %、50.7 %、58.8 %、62.8 % と最も高くなっています。



(4) 各種制度について

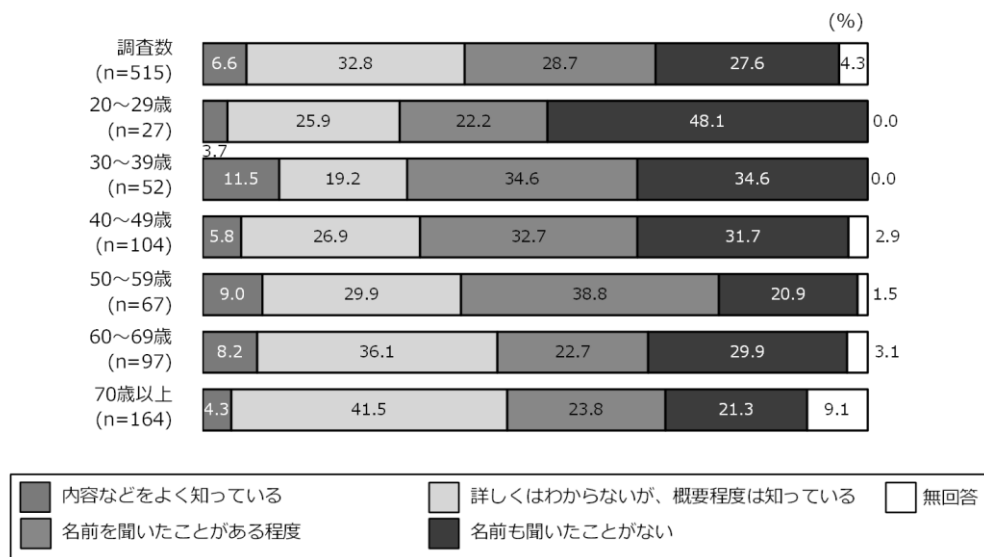
1. 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度についてみると、「詳しくはわからないが、概要程度は知っている」が32.8 % と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがある程度」が28.7 %、「名前も聞いたことがない」が27.6 %、「内容などをよく知っている」が6.6 % となっています。



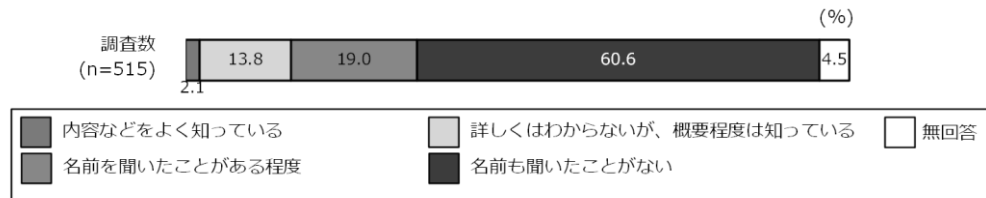
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「名前も聞いたことがない」が48.1 % と最も高く、30～39歳では「名前を聞いたことがある程度」と「名前も聞いたことがない」が34.6 % と最も高く、40～49歳、50～59歳では「名前を聞いたことがある程度」がそれぞれ32.7 %、38.8 % と最も高く、60～69歳、70歳以上では「詳しくはわからないが、概要程度は知っている」がそれぞれ36.1 %、41.5 % と最も高くなっています。



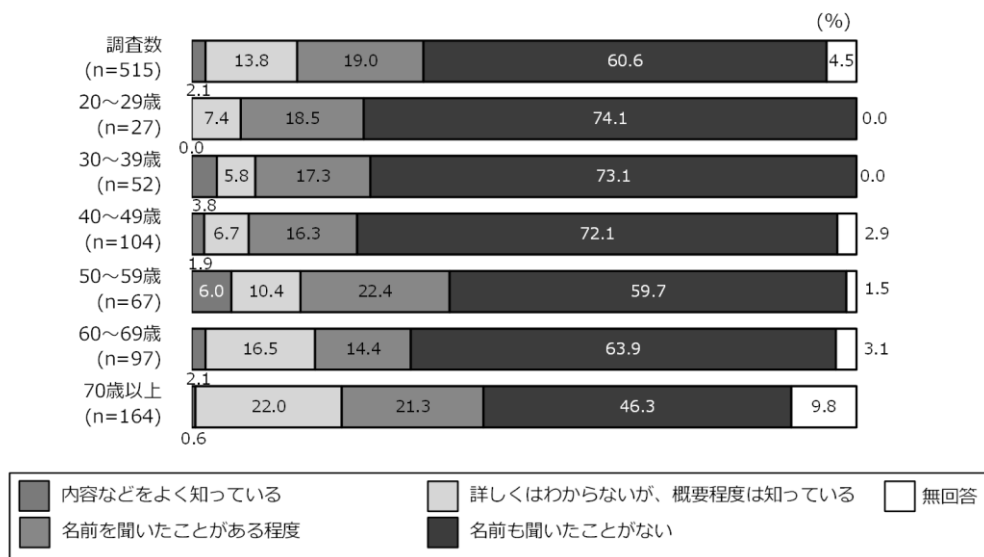
2. 市民後見人制度の認知度

市民後見人制度の認知度についてみると、「名前も聞いたことがない」が60.6 % と最も高く、次いで、「名前を聞いたことがある程度」が19.0 % 、「詳しくはわからないが、概要程度は知っている」が13.8 % 、「内容などをよく知っている」が2.1 % となっています。



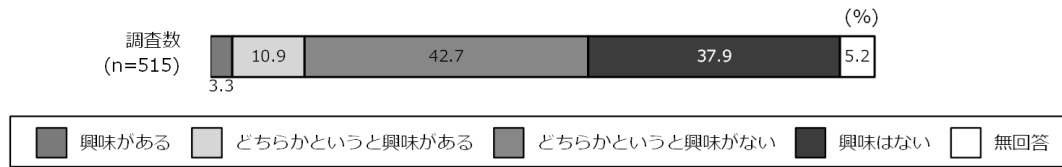
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリーで「名前も聞いたことがない」が高く、20～29歳では74.1 % 、30～39歳では73.1 % 、40～49歳では72.1 % 、50～59歳では59.7 % 、60～69歳では63.9 % 、70歳以上では46.3 % となっています。



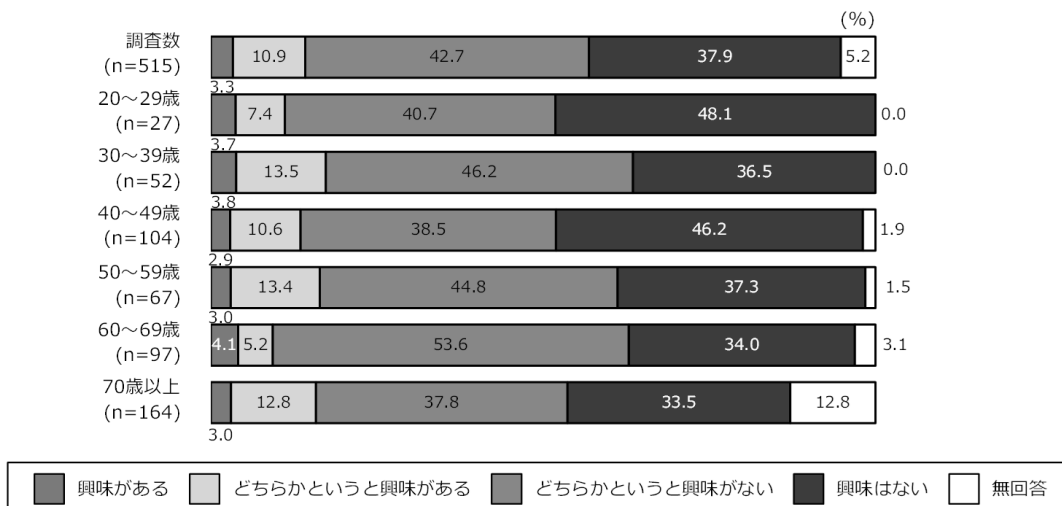
3. 市民後見人制度への興味度

市民後見人制度への興味度についてみると、「どちらかという興味がない」が42.7 % と最も高く、次いで、「興味はない」が37.9 %、「どちらかという興味がある」が10.9 %、「興味がある」が3.3 %となっています。



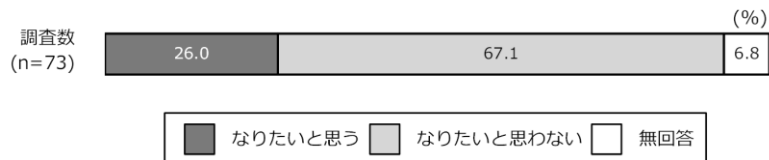
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、40～49歳では「興味はない」がそれぞれ48.1 %、46.2 % と最も高く、30～39歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「どちらかという興味がない」がそれぞれ46.2 %、44.8 %、53.6 %、37.8 % と最も高くなっています。



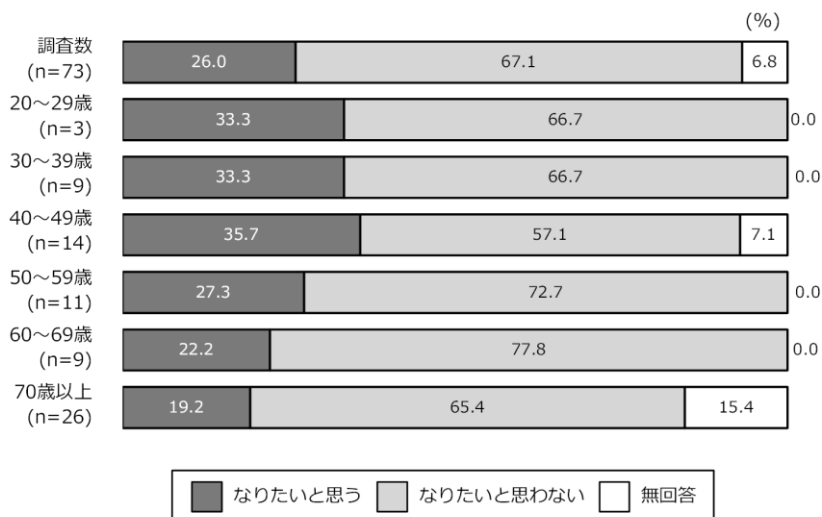
4. 自身が市民後見人になりたい

市民後見人になりたいかどうかについてみると、「なりたいたと思わない」が67.1 % と最も高く、次いで、「なりたいたと思う」が26.0 % となっています。



ねんだいべつ
【年代別】

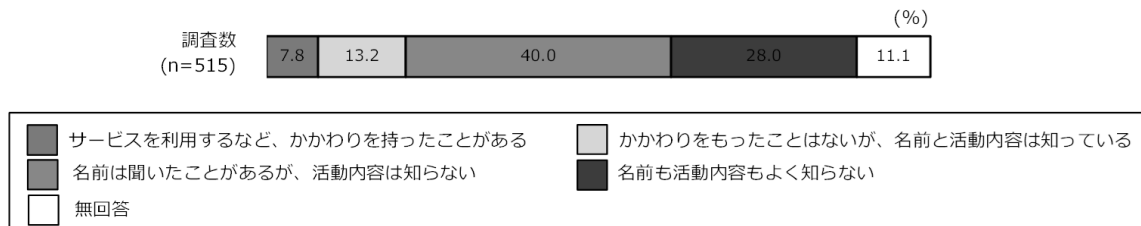
年代別でみると、すべてのカテゴリーで「なりたいたいと思わない」が高く、20～29歳では66.7 %、30～39歳では66.7 %、40～49歳では57.1 %、50～59歳では72.7 %、60～69歳では77.8 %、70歳以上では65.4 % となっています。



(5) 地域の団体について

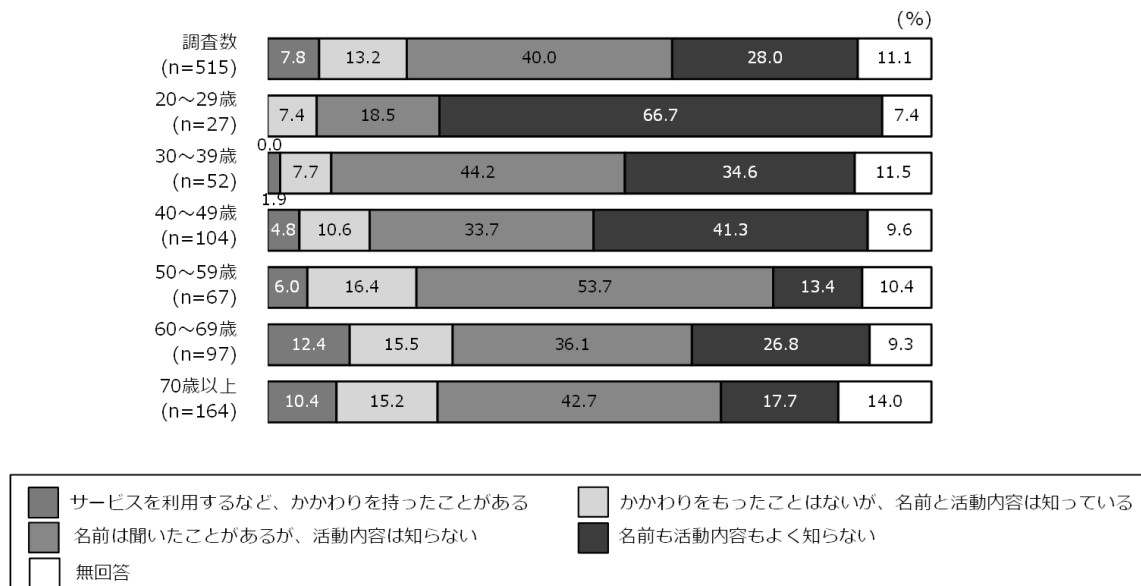
1. 四條畷市社会福祉協議会の認知度

四條畷市社会福祉協議会の認知度をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が40.0 % と最も高く、次いで、「名前も活動内容もよく知らない」が28.0 %、「かわりをもったことはないが、名前と活動内容は知っている」が13.2 %、「かわりをもったことはないが、名前と活動内容は知っている」が13.2 %、「サービスを利用するなど、かわりをもったことがある」が7.8 % となっています。



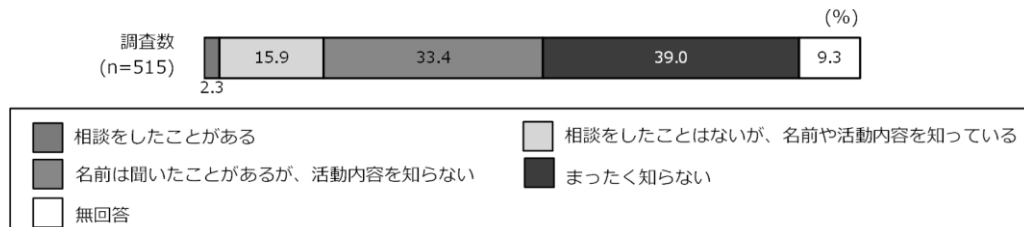
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、40～49歳では「名前も活動内容もよく知らない」がそれぞれ66.7 %、41.3 % と最も高く、30～39歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」がそれぞれ44.2 %、53.7 %、36.1 %、42.7 % と最も高くなっています。



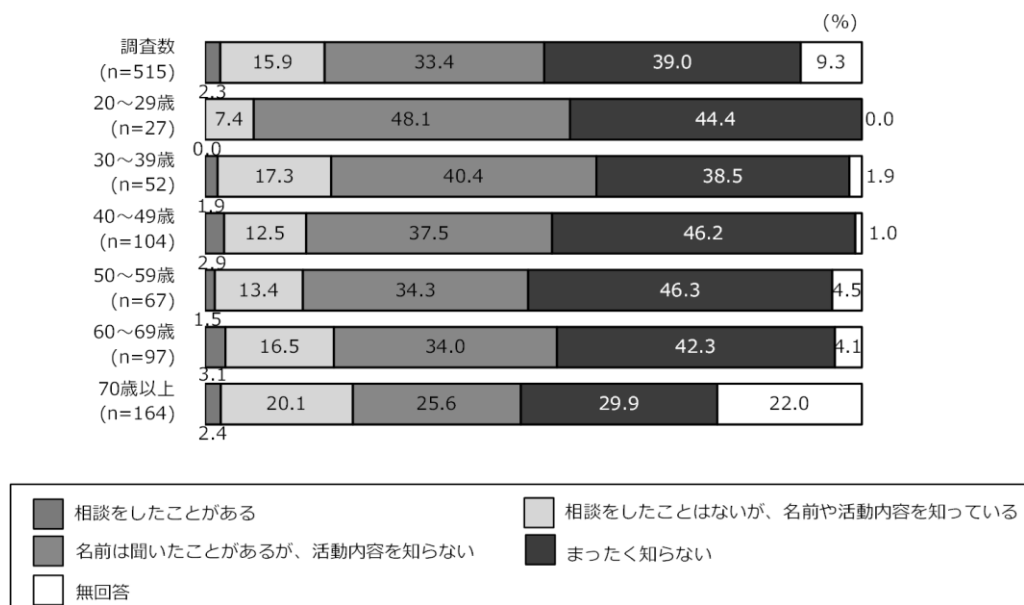
2. 障がい者相談支援センターの認知度

障がい者相談支援センターの認知度についてみると、「まったく知らない」が39.0 % と最も高く、次いで、「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」が33.4 % 、「相談をしたことはないが、名前や活動内容を知っている」が15.9 % 、「相談をしたことがある」が2.3 % となっています。



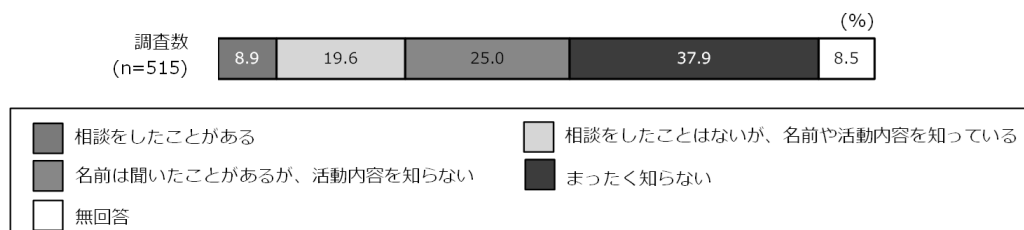
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、30～39歳では「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」がそれぞれ48.1 % 、40.4 % と最も高く、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「まったく知らない」がそれぞれ46.2 % 、46.3 % 、42.3 % 、29.9 % と最も高くなっています。



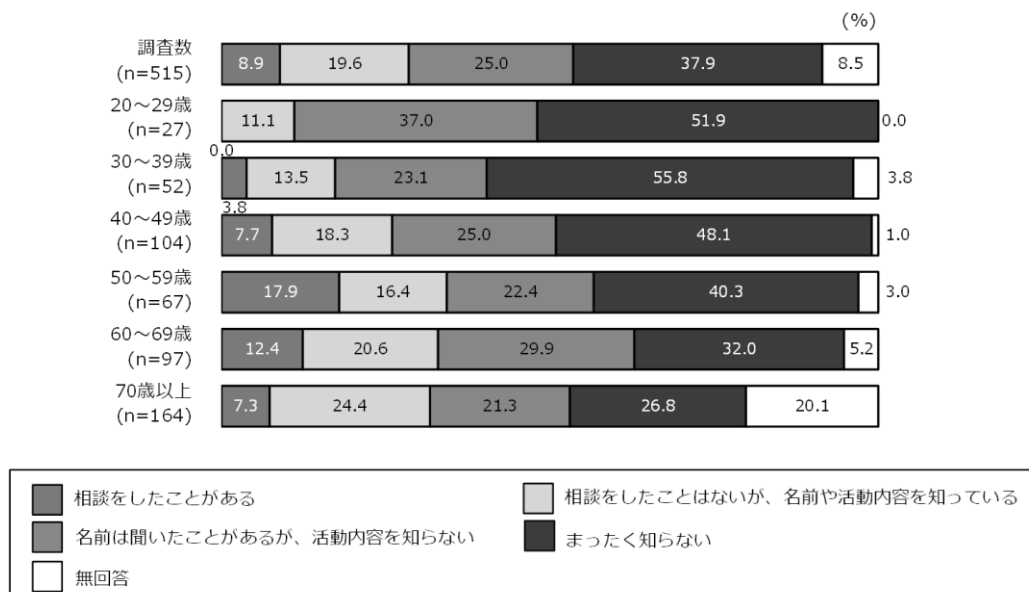
3. 地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度についてみると、「まったく知らない」が37.9 % と最も高く、次いで、「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」が25.0 % 、「相談をしたことはないが、名前や活動内容を知っている」が19.6 % 、「相談をしたことがある」が8.9 % となっています。



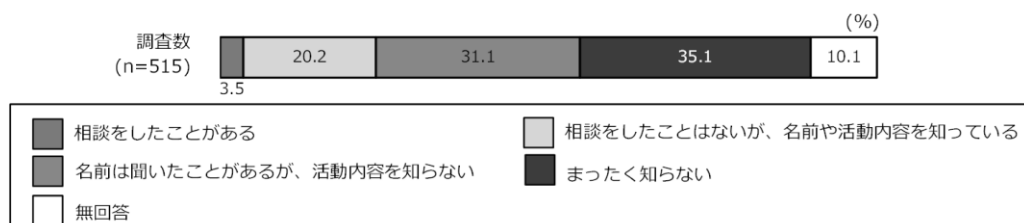
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリで「まったく知らない」が高く、20～29歳では51.9 % 、30～39歳では55.8 % 、40～49歳では48.1 % 、50～59歳では40.3 % 、60～69歳では32.0 % 、70歳以上では26.8 % となっています。



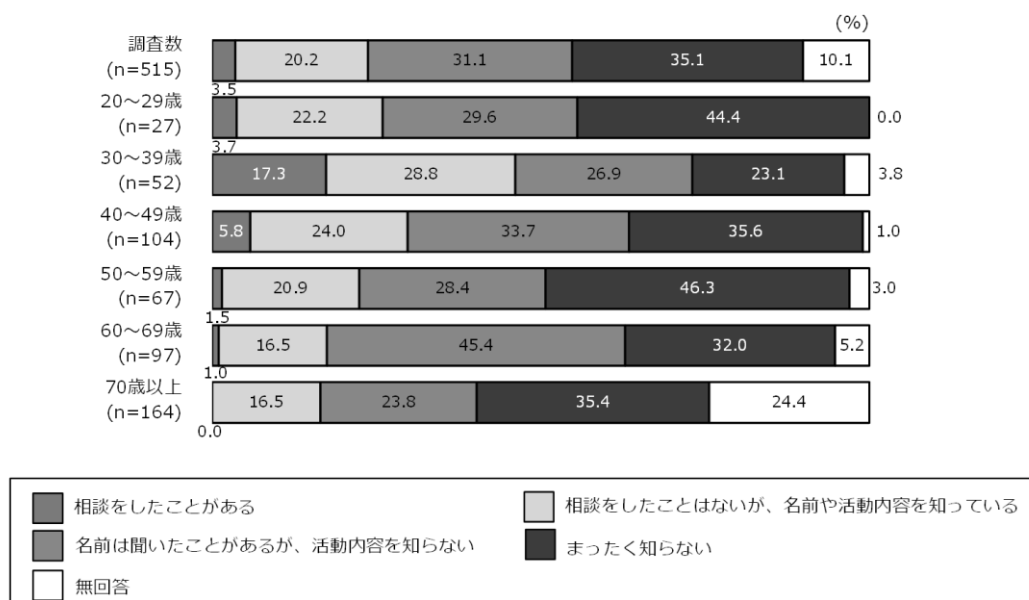
4. 子育て総合支援センターの認知度

子育て総合支援センターの認知度についてみると、「まったく知らない」が35.1%と最も高く、次いで、「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」が31.1%、「相談をしたことはないが、名前や活動内容を知っている」が20.2%、「相談をしたことがある」が3.5%となっています。



【年代別】

年代別でみると、20～29歳、40～49歳、50～59歳、70歳以上では「まったく知らない」がそれぞれ44.4%、35.6%、46.3%、35.4%と最も高く、30～39歳では「相談をしたことはないが、名前や活動内容を知っている」が28.8%と最も高く、60～69歳では「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」が45.4%と最も高くなっています。



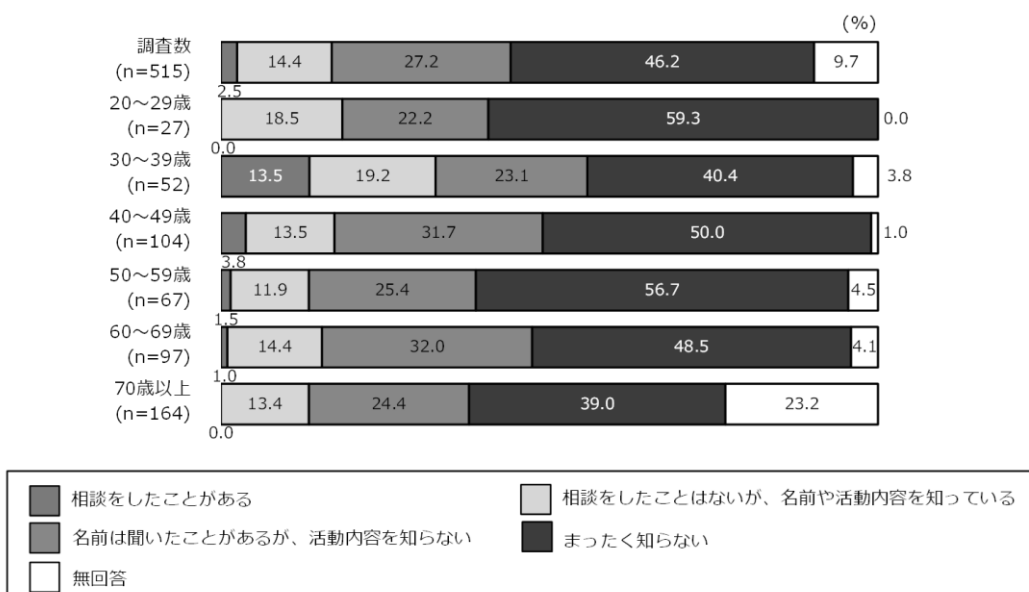
5. 児童発達支援センターの認知度

児童発達支援センターの認知度についてみると、「まったく知らない」が46.2 % と最も高く、次いで、「名前は聞いたことがあるが、活動内容を知らない」が27.2 % 、「相談をしたことはないが、名前や活動内容を知っている」が14.4 % 、「相談をしたことがある」が2.5 % となっています。



【年代別】

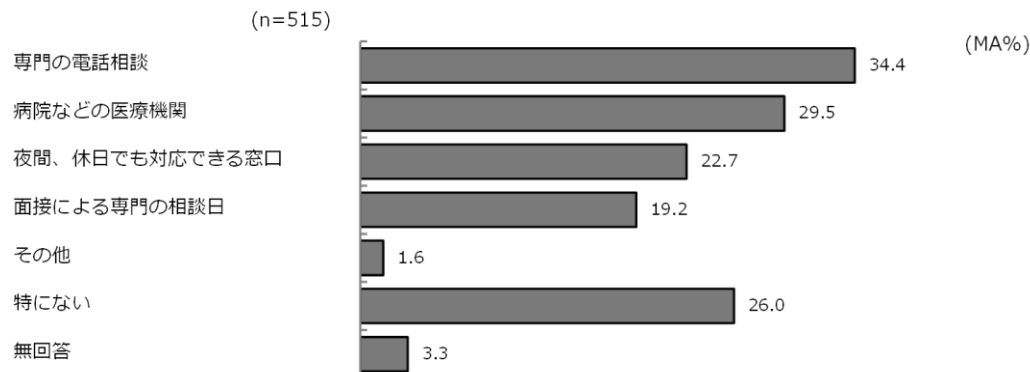
年代別でみると、すべてのカテゴリで「まったく知らない」が高く、20～29歳では59.3 % 、30～39歳では40.4 % 、40～49歳では50.0 % 、50～59歳では56.7 % 、60～69歳では48.5 % 、70歳以上では39.0 % となっています。



(6) 相談の方法・情報の入手について

1. こころの問題の相談方法

こころの問題の相談方法としてどのようなものが求められているかについてみると、「専門の電話相談」が34.4%と最も高く、次いで、「病院などの医療機関」が29.5%、「夜間、休日でも対応できる窓口」が22.7%、「面接による専門の相談日」が19.2%となっています。



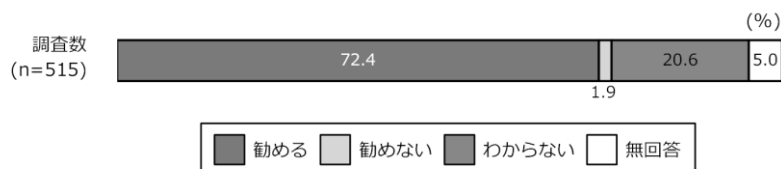
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「夜間、休日でも対応できる窓口」が40.7%と最も高く、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「専門の電話相談」がそれぞれ28.8%、42.3%、32.8%、39.2%、30.5%と最も高くなっています。

	調査数	専門の電話相談	面接による専門の相談日	夜間、休日でも対応できる窓口	病院などの医療機関	その他	特にない	無回答
調査数	515 100.0	177 34.4	99 19.2	117 22.7	152 29.5	8 1.6	134 26.0	17 3.3
20～29歳	27 100.0	8 29.6	2 7.4	11 40.7	7 25.9	-	6 22.2	-
30～39歳	52 100.0	15 28.8	7 13.5	14 26.9	14 26.9	-	14 26.9	2 3.8
40～49歳	104 100.0	44 42.3	24 23.1	34 32.7	38 36.5	2 1.9	19 18.3	2 1.9
50～59歳	67 100.0	22 32.8	16 23.9	17 25.4	17 25.4	1 1.5	19 28.4	1 1.5
60～69歳	97 100.0	38 39.2	21 21.6	15 15.5	25 25.8	3 3.1	29 29.9	2 2.1
70歳以上	164 100.0	50 30.5	29 17.7	25 15.2	49 29.9	2 1.2	46 28.0	10 6.1
無回答	4 100.0	-	-	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	-

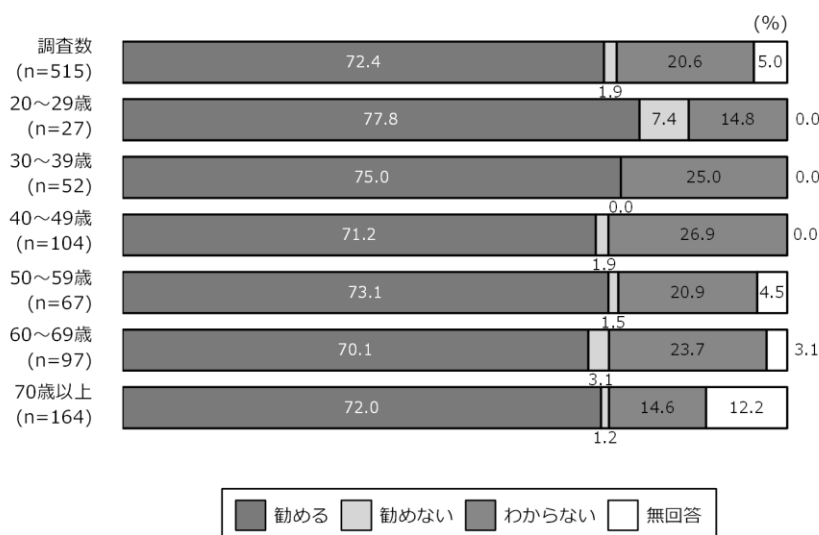
2. 身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき

自身の家族など身近な人の「うつ病のサイン」に気付いたとき専門の相談窓口に相談を勧め
るかについてみると、「勧める」が72.4 % と最も高く、次いで、「勧めない」が1.9 %
となっています。



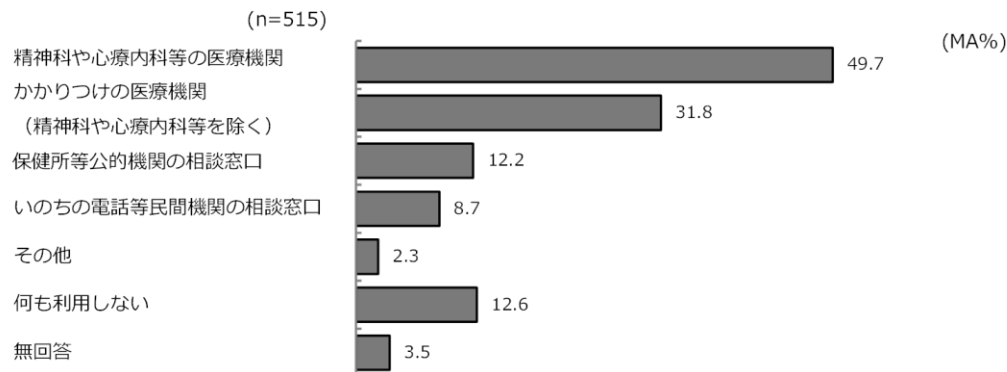
【年代別】

年代別でみると、すべてのカテゴリで「勧める」が高く、20～29歳では77.8 %、30～39歳では75.0 %、40～49歳では71.2 %、50～59歳では73.1 %、60～69歳では70.1 %、70歳以上では72.0 % となっています。



3. 利用したい専門の相談窓口

自分自身の「うつ病のサイン」に気付いたときにどの相談窓口を利用したいと思うかについてみると、「精神科や心療内科等の医療機関」が49.7 % と最も高く、次いで、「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」が31.8 %、「保健所等公的機関の相談窓口」が12.2 %、「いのちの電話等民間機関の相談窓口」が8.7 % となっています。



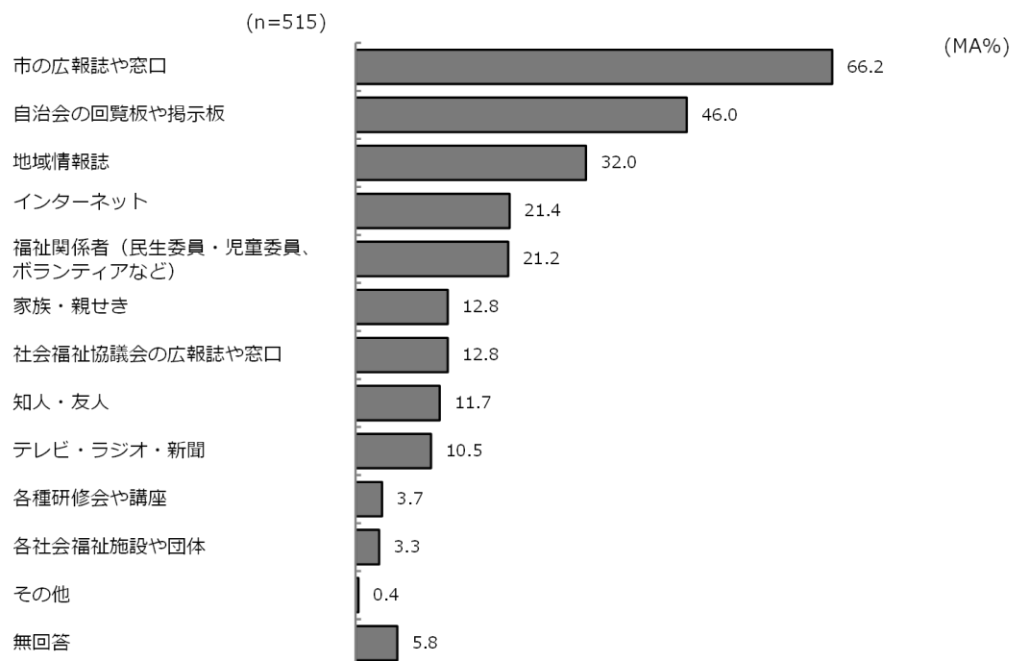
【年代別】

年代別でみると、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳では「精神科や心療内科等の医療機関」がそれぞれ63.0 %、55.8 %、65.4 %、58.2 %、47.4 % と最も高く、70歳以上では「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」が46.3 % と最も高くなっています。

	調査数	科等（を精神科や心療内科等を除く）	の精神科や心療内科等	相談窓等公的機関の	機関のちの相談窓口等民間	その他	何も利用しない	無回答
調査数	515	164	256	63	45	12	65	18
	100.0	31.8	49.7	12.2	8.7	2.3	12.6	3.5
20～29歳	27	6	17	2	4	-	2	-
	100.0	22.2	63.0	7.4	14.8	-	7.4	-
30～39歳	52	9	29	5	5	-	11	-
	100.0	17.3	55.8	9.6	9.6	-	21.2	-
40～49歳	104	23	68	14	13	2	15	1
	100.0	22.1	65.4	13.5	12.5	1.9	14.4	1.0
50～59歳	67	17	39	6	6	2	10	2
	100.0	25.4	58.2	9.0	9.0	3.0	14.9	3.0
60～69歳	97	31	46	16	7	2	16	2
	100.0	32.0	47.4	16.5	7.2	2.1	16.5	2.1
70歳以上	164	76	55	20	10	6	11	13
	100.0	46.3	33.5	12.2	6.1	3.7	6.7	7.9
無回答	4	2	2	-	-	-	-	-
	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-	-

4. 市の福祉や保健に関する情報源の希望先

市の福祉や保健に関する情報の希望する情報源についてみると、「市の広報誌や窓口」が66.2 % と最も高く、次いで、「自治会の回覧板や掲示板」が46.0 % 、「地域情報誌」が32.0 % 、「インターネット」が21.4 % 、「福祉関係者(民生委員・児童委員、ボランティアなど)」が21.2 % となっています。



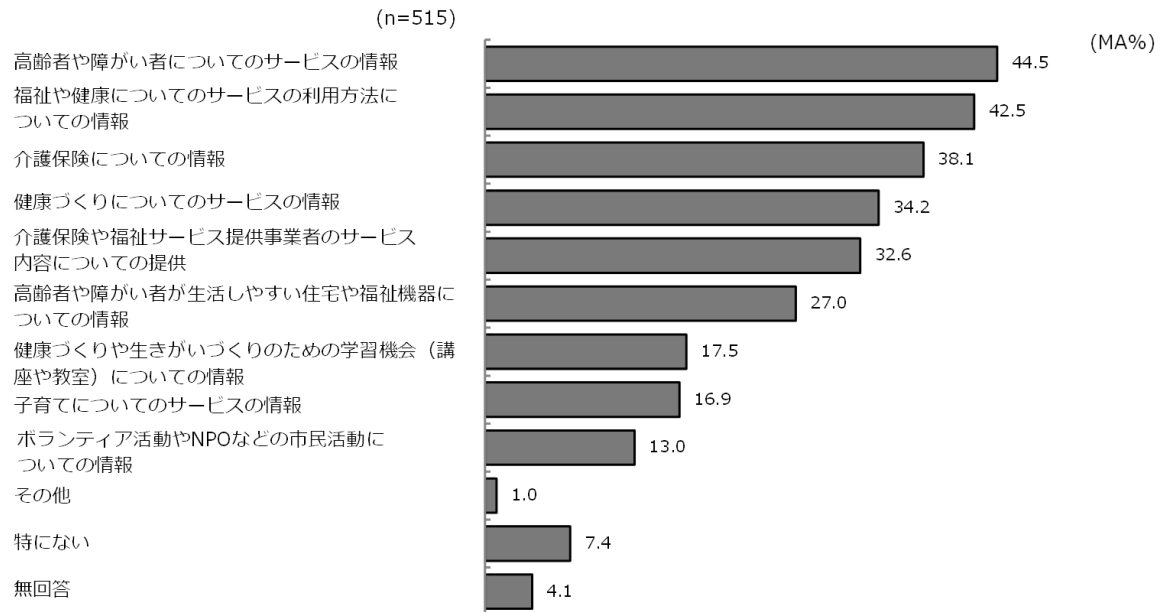
【年代別】

年代別でみると、20～29歳では「インターネット」が48.1 % と最も高く、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上では「市の広報誌や窓口」がそれぞれ59.6 % 、68.3 % 、82.1 % 、77.3 % と最も高くなっています。

	調査数	家族・親せき	知人・友人	民生委員・児童委員(ボランティアなど)	地域情報誌	市の広報誌や窓口	社会福祉協議会の広報誌や窓口	各種研修会や講座	各社会福祉施設や団体	自治会の回覧板や掲示板	テレビ・ラジオ・新聞	インターネット	その他	無回答
調査数	515	66	60	109	165	341	66	19	17	237	54	110	2	30
	100.0	12.8	11.7	21.2	32.0	66.2	12.8	3.7	3.3	46.0	10.5	21.4	0.4	5.8
20～29歳	27	7	1	-	12	11	-	-	-	5	4	13	1	-
	100.0	25.9	3.7	-	44.4	40.7	-	-	-	18.5	14.8	48.1	3.7	-
30～39歳	52	13	9	6	20	31	5	2	1	22	4	23	-	1
	100.0	25.0	17.3	11.5	38.5	59.6	9.6	3.8	1.9	42.3	7.7	44.2	-	1.9
40～49歳	104	18	13	15	39	71	9	8	4	43	11	32	1	1
	100.0	17.3	12.5	14.4	37.5	68.3	8.7	7.7	3.8	41.3	10.6	30.8	1.0	1.0
50～59歳	67	7	8	9	18	55	6	2	1	37	6	19	-	3
	100.0	10.4	11.9	13.4	26.9	82.1	9.0	3.0	1.5	55.2	9.0	28.4	-	4.5
60～69歳	97	6	12	19	30	75	17	4	5	54	11	14	-	4
	100.0	6.2	12.4	19.6	30.9	77.3	17.5	4.1	5.2	55.7	11.3	14.4	-	4.1
70歳以上	164	14	17	59	45	97	29	3	6	75	18	7	-	20
	100.0	8.5	10.4	36.0	27.4	59.1	17.7	1.8	3.7	45.7	11.0	4.3	-	12.2
無回答	4	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	2	-	1
	100.0	25.0	-	25.0	25.0	25.0	-	-	-	25.0	-	50.0	-	25.0

5. 福祉や健康について知りたい情報の内容

知りたい情報、どのような情報を充実してほしいかについてみると、「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」が44.5%と最も高く、次いで、「福祉や健康についてのサービスの利用方法についての情報」が42.5%、「介護保険についての情報」が38.1%、「健康づくりについてのサービスの情報」が34.2%、「介護保険や福祉サービス提供事業者のサービス内容についての提供」が32.6%となっています。



ねんだいべつ
【年代別】

ねんだいべつ年代別でみると、20～29歳、30～39歳では「子育てについてのサービスの情報」がそれぞれ33.3 %、50.0 % と最も高く、40～49歳、60～69歳では「福祉や健康についてのサービスの利用方法についての情報」がそれぞれ49.0 %、54.6 % と最も高く、50～59歳、70歳以上では「高齢者や障がい者についてのサービスの情報」がそれぞれ49.3 %、50.0 % と最も高くなっています。

	調査数	の健康サービスの情報について	子育てに関する情報	高齢者や障害者のサービスの情報	福祉や健康に関する情報の利用方法	介護保険についての情報	介護サービスの提供内容について	活動プログラムなどの活動情報	習い事や講座などの教育情報	健康情報	福祉施設やサービスに関する情報	その他	特になし	無回答
調査数	515 100.0	176 34.2	87 16.9	229 44.5	219 42.5	196 38.1	168 32.6	67 13.0	90 17.5	139 27.0	5 1.0	38 7.4	21 4.1	
20～29歳	27 100.0	8 29.6	9 33.3	1 3.7	6 22.2	3 11.1	3 11.1	-	1 3.7	1 3.7	1 3.7	8 29.6	-	
30～39歳	52 100.0	14 26.9	26 50.0	17 32.7	23 44.2	12 23.1	10 19.2	11 21.2	11 21.2	14 26.9	-	5 9.6	2 3.8	
40～49歳	104 100.0	38 36.5	33 31.7	44 42.3	51 49.0	45 43.3	35 33.7	23 22.1	22 21.2	34 32.7	1 1.0	5 4.8	3 2.9	
50～59歳	67 100.0	25 37.3	4 6.0	33 49.3	25 37.3	28 41.8	23 34.3	10 14.9	13 19.4	14 20.9	1 1.5	7 10.4	2 3.0	
60～69歳	97 100.0	43 44.3	10 10.3	51 52.6	53 54.6	42 43.3	36 37.1	13 13.4	20 20.6	28 28.9	-	3 3.1	1 1.0	
70歳以上	164 100.0	47 28.7	5 3.0	82 50.0	59 36.0	64 39.0	60 36.6	10 6.1	23 14.0	47 28.7	2 1.2	10 6.1	12 7.3	
無回答	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	2 50.0	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-	1 25.0	

3. ヒアリングからみた四條畷市の現状

福祉施設ヒアリングの実施

本市所管の社会福祉法人を対象とし、住民との交流状況や地域福祉に関する取組状況等を調査し、その結果を本計画策定の基礎資料としました。

調査の趣旨

平成30年度に第4期四條畷市地域福祉計画を策定するにあたり、住民との交流状況や地域福祉に関する取組み状況等を調査し、今後の地域福祉のあり方についての検討を行うため。

調査概要

対象：本市所管の社会福祉法人9法人
 保育所、認定子ども園関係法人3法人
 障がい者支援関係法人2法人
 介護関係法人3法人
 社会福祉協議会

調査期間：平成30年1月15日（月）～平成30年1月29日（月）

調査方法：ヒアリングシートを配布・回収

(1) 地域における助け合いについて

(地域（自治会）での見守りや助け合いによる地域内で問題解決を図れる体制づくりの推進など)

保育園

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
情報共有・発信	・民生児童委員との定期的な情報共有。
地域行事への参加	・積極的に地元自治会行事に参加し、異年令間交流に取り組む。
相談支援について	・要支援児童の受け入れ見守り支援、その保護者の育児の悩みを受け止め寄り添い相談に応じるなどを、地域向け事業、行事開放、育児相談、保育情報の提供、世代間交流、子育てサークルの支援、一時保育等の中で実施。 ・入園及び地域の乳幼児のよりよい生活と発達のため、社会資源としての保育園の機能を生かし育ちの支援をしている。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
市、機関、委員等との連携・情報共有	・フォーマルな機関との連携不足。
取組事業についての理解・認知	・支援が本当に必要な利用者に地域支援事業を実施していることが知られていないかどうか利用者が少数で限られている。
③問題を改善していくための今後の方向性	
現状に対する変革	・既存の枠組みの実効力を高めるよう、意見提言を行っていく。 ・園内研修を通して保育士の意識改革に取り組んでいる。
地域活動について	・事業報告活動の工夫。

障がい者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域活動について	・関西電力「かんでん見守り隊」協力

高齢者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域行事への参加	・地域の行事(商工会まつり、市民の集い、清滝地車、暇よっといでまつり等)参加。
保育園、施設等の有効利用	・既存の体制があり、必要に応じ協働。年末2日間、岡山自治会に年末警戒の活動拠点として施設を開放。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
情報の共有	・自治会、法人、学校等それぞれが防災等の課題検討をしているが、市全体では共有できていない。
取組事業についての理解・認知	・老人福祉の事業所も参加している中で、このような取り組みに参加している意図について理解いただく事が難しい。
③問題を改善していくための今後の方向性	
情報の共有	・全体として共有する機会を持ちたい。
地域とのつながり	・地域の方から気軽に声をかけていただける位までに知名度をあげ、相談に訪れて頂ける関係性を築きたい。

社会福祉協議会

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
情報の共有・発信	・複数の地区福祉委員会があつまり、課題を共有。 ・先進的な取り組みの周知を図っている。
地域活動について	・小地域ネットワーク活動の推進による地域の繋がりを維持、推進。 ・地区福祉委員会の活動のしやすさを支援。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
地域とのつながり	・協力者の高齢化、後任者の育成。 ・一人暮らし又は類する世帯で地域とのつながりが薄い方へのアプローチ方法。 ・地域福祉委員会の地形、人口、社会資源、歴史によって課題がまちまち。
資金確保	・活発な地区ほど資金難になりがち。
③問題を改善していくための今後の方向性	
情報の共有・発信	・地域で共通する課題については地区福祉委員会連絡会議などで取り組み情報や仕組みの共有を図る。
取組事業についての理解・認知	・各地域における活動の敷居を下げるような雰囲気作りで協力者を増やす。 ・内外の取り組みの周知による理解の促進。
資金確保	・公費助成財団法人などからの助成と自己財源の獲得を進める。

(2) 地域における交流活動の推進について（施設と地域住民との交流機会の創出など）

保育園

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域とのつながり	・行事や日々の開放を通じて交流実施。 ・月4回の園庭開放、じゃがいも堀り、夏祭、餅つき大会など、近隣の子育て世帯に参加を呼びかけ園児と一緒に遊ぶ。
保育園、施設等の有効利用	・子育て施設の機能を生かして、世代間で遊びや文化の伝承交流の場、悩みを持つ保護者に限らず子育て家庭の交流の場、育ちの場になればと思う。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
情報の共有	・園として月1回子育て支援関連の情報ペーパーを地域住民に配布していますが、さらに園独自の発信力を高める必要性を痛感している。
資源の確保	・園内保育を実施しながらの取り組みでは、場所・人員・時間の確保が限られていること。
③問題を改善していくための今後の方向性	
現状に対する変革	・園内研修を通して保育士の意識改革に取り組んでいる。

障がい者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域とのつながり	・「日曜市」にて花市、陶芸市、バザー、農家さんの朝採り野菜販売を展開。ハーブティー等を提供。毎月最終日曜日
地域活動について	・自治会の地域清掃への参加
②取り組んでいる中で感じる問題点	
地域活動について	・「日曜市」への参加団体が少ないので増やしたいが日曜日という事で難しい。 ・自治会の地域清掃が休日(閉所日)の為、別日で参加している。

高齢者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
保育園、施設等の有効利用	・昨年、地元自治会役員の方々と話し合い、当施設の一部を日曜日に開放、自治会のイベントなどにおいて利用可能となるような設定を行った。
交流について	・施設入居者、家族、住民、それぞれから希望があれば都度設定。 ・施設を開放し、月2回カフェ(集いの場)、年1回お祭りを実施。 ・介護予防マネジメントで関わる利用者さんと特別養護老人ホームの介護職員をつなぐことで利用者さんに施設向けの物品を作成してもらう。 ・リラ・プレカリアというハーブ奏者との関わりがあり利用者さん向けに音楽を通じた関わりを始める。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
情報の共有	・災害時の拠点として、地域に十分アピールできていない。
地域行事への参加	・いままで利用申し込みの機会はない。
その他	・立地条件が良くない。
③問題を改善していくための今後の方向性	
地域行事への参加	・単純に施設を開放するだけでなく、積極的なイベントを当法人が実施しそれに参加いただくような企画を考える。
地域とのつながり	・送迎の検討や呼びかけ。
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・イベントの協働や随時協議をおこなっていく。

社会福祉協議会

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・地域貢献委員会の結成を行い地区福祉委員会との連携を検討している。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
交流について	・施設・地区福祉委員会で交流の必要性の温暖差があること。 ・当該地域に該当する施設がないため、交流自体が困難な場合がある。
③問題を改善していくための今後の方向性	
地域とのつながり	・地域住民が福祉施設と交流する事例の周知をして地区福祉委員会、地域活動団体が福祉施設と交流できるきっかけを作る。

(3) 地域福祉の担い手について（ボランティアの育成、受入、マッチングなど）

保育園

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
ボランティア等について	・ボランティアの受け入れ(個人・団体)は継続し実施中。 ・学生ボランティアの受け入れ。
小・中・高校生への体験見学	・大阪府社会福祉協議会と連携しながら保育士養成の一助として「高校生5日間夢体験」を実施。
育成・教育	・児童福祉に関心のある人を対象に保育現場での体験実習を2,3日経験してもらうことによりボランティアの育成に取り組む。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
情報の共有	・地域のボランティアの実情が把握できていない。
③問題を改善していくための今後の方向性	
ボランティア等について	・子育て支援に関心をお持ちのボランティア希望者と繋がり、できることでできないことを理解し合える場を知るように努める。
現状に対する変革	・園内研修を通して保育士の意識改革に取り組んでいる。

障がい者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域とのつながり	・くすのき小学校4年生対象「車椅子体験」。 ・東小学校3年生対象ハニコウム見学、ハーブ園見学、石鹸作り体験。 ・中学生の「職業体験」受け入れ。

高齢者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
交流について	- 施設内の各種行事などにおいては、地域のボランティアの方にご参加いただいております。 - 担当窓口を設置し、ボランティアの受け入れ、マッチングを行っている。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
地域活動について	- 施設利用者のみの対応となっているが近隣の方の利用もできればと思う。 - 法人内でボランティアに関する理解が十分整理されていない。 - ボランティアのしたいこと、できることと受け入れ側がしてほしいことのマッチングが十分にできていないことがある。
育成・教育	定期的ボランティアさんのみで新規の方の受け入れができていない。
③問題を改善していくための今後の方向性	
情報の共有	- 待っているだけである為、こちらからの発信も必要。情報収集。 - 日常活動を支援して頂くという意味でのボランティアの受け入れ体制を作ることが課題であると考えている。
啓発を行う	あらゆる機会を通じて啓発を行う。

社会福祉協議会

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
ボランティア等について	- ボランティアセンターを運営していく中で、活動の周知や研修会を開催して新規活動の育成やボランティア情報の周知を行っている。 - 講座開催や相談受付を行う過程でボランティア活動者の増加に取り組んでいる。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
市、機関、委員等との連携・情報の共有	福祉に特化している分、他分野の非営利活動団体との関連が薄い。
育成・教育	ボランティア活動者の高齢化、リーダー役の不足。
③問題を改善していくための今後の方向性	
育成・教育	- 単発のボランティア活動の増加によるグループに属さない活動者を増やす。 - ボランティア団体の自主性を高めて自身でも資金獲得、会員増加を図れるように支援する。

(4) 身近な相談窓口機能について（地域の相談窓口として、施設が担える役割など）

ほいくえん
保育園

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
待機児童について	・主に待機児（入所が出来ない）という訴えが多く、本来想定している「子育て上の悩み」や「虐待相談」「発達相談」の件数は少ない。
相談支援について	・本園には知事から認定を受けたスマイルサポーターが6名在籍しており、子育て上の悩み以外にも、夫婦間の問題、仕事上の悩みや経済的な問題も含め、生活課題を抱える保護者への支援窓口も開設している。 ・相談窓口を有し、相談員がいる園であることの掲示板表示をしている。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
相談支援について	・対象となる地域住民のニーズに沿う形で、窓口の想定が出来ていないと感じる。 ・現時点では子育てに関する相談が大半を占めており、大きな問題は発生していませんが、それ以外の問題でも気軽に相談できる体制作りが肝要と考ええる。
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・子育て支援以外の分野に精通していないこと、子ども以外の課題に対処するために関係機関と協同していくことが必要になった場合、現時点での連携が希薄であること。
③問題を改善していくための今後の方向性	
相談支援について	・SNSの活用を広げ、相談を受け付けに活用することで、一度窓口のインターフェースを広げ、地域のニーズの再精査を行う。 ・児童分野以外の課題解決のスキルを高めるための研修。
現状に対する変革	・子育て関連3法や社会福祉法の改正により、保育士の業務範囲が拡大し、負担が過重になる中、園内研修を通して保育士の意識改革に取り組んでいる。
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・市内の福祉相談窓口を知り、連携に努める。

しょう
障がい者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
相談支援について	・利用者の相談や支援で精一杯。

高齢者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
相談支援について	・介護相談や立ち寄りやすい雰囲気作りはしている。 ・法人として、四條 畷 第1地域包括支援センターを受託し、対象を高齢者に限定せず、積極的に総合相談に応じている。 ・ケアプランセンターにおいては介護保険だけでなく障がいのある方、社会貢献事業の検討が必要な方など幅広い相談に対応。法人内各所でも相談対応できるよう努めている。 ※できていないと回答している団体もある
②取り組んでいる中で感じる問題点	
相談支援について	・施設として雰囲気作りはしているが、まだまだ地域のニーズには応えきれていない。 ・夜間は電話や宿直による対応を行っていますが十分とは言えない。
役割の認識	・社会福祉法人としての役割は民間事業とは違うことを理解してもらいたい。 ・本来生活保護で対応すべきものであるにもかかわらず社会貢献事業での対応を求められることがあり問題だと認識している。
人材不足	・福祉に関する幅広い内容に対応できるような窓口が提供できれば良いと考えるが、人・時間などに限りがある。
③問題を改善していくための今後の方向性	
情報の共有	・待っているだけでなくこちらからの発信が必要。定期的に介護の勉強会等も実施していく。 ・都度関係者と協議を行う。

社会福祉協議会

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・公的機関から受託している相談窓口を関係機関などに意識的に繋げるよう取り組んでいる。
相談支援について	・受託していない相談であっても「福祉の総合相談」を行うミッションを掲げている法人である使命を役員、職員が理解して事業を行っている。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
人材不足	・福祉の総合相談に応じる人材(経験、知識)の絶対数の不足。人材を維持・募集するための待遇面の向上が困難。
③問題を改善していくための今後の方向性	
育成・教育	・福祉の総合相談に応じることができるよう研修の積極的な受講。
現状に対する変革	・長期在職できるよう職員の待遇改善に取り組む。

(5) 防災・防犯に取り組む地域づくり（災害時の対応、地域との連携など）

保育園

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
災害時の対応	・ A E D 訓練などを地域向けに実施。 ・ 大阪府の 880 万人防災訓練を意識して広域避難場所での避難訓練など実施している。 ・ 毎月の避難訓練や警察による防犯教室を開催し、保育士、園児共に防災、防犯に対する意識の高揚に努める。
情報の共有	・ 消防、警察など関連機関との連携を維持しながら、毎月の避難訓練や警察による防犯教室を開催し、保育士、園児共に防災、防犯に対する意識の高揚に努める。
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・ 消防、警察など関連機関との連携を維持。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
現状に対する変革	・ 意識が希薄。
取組事業についての理解・認知	・ 過去に共に訓練をしたいと考え、地域ビラで訓練参加を呼びかけたが、参加者がなかった。
その他	・ 実際に災害が発生したとき、小学校全体の中で混乱なく統一行動が取れるか心配。
③問題を改善していくための今後の方向性	
災害時の対応	・ 現在行っている訓練系の取り組みにはニーズは薄い。 ・ 施設としてハード面での機能を強化していく。 ・ ミルク、紙おむつなど備蓄は行政では少ないのでその辺りを強化していく。
現状に対する変革	・ 園内研修を通して保育士の意識改革に取り組んでいる。
取組事業についての理解・認知	・ 地域で共に防災・防犯に取り組むために、対策や訓練の必要性を共有する方法をとる。

障がい者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
設備に関する対応	・ 障がい者用トイレを 3 カ所設置。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
地域とのつながり	・ 障がい者(要支援者)通所施設のため、日ごろから地域交流が重要と感じる
設備に関する対応	・ 平地と平屋建て施設 540 坪を災害時避難場所に提供しようと考えていましたが、3 年前に土砂災害警戒区域に指定され、避難しなければいけなくなった。

高齢者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
情報共有	・地域包括支援センターとして地域住民の情報把握。
地域とのつながり	・「こども110番」を掲げ活動。 ・地域の防災関連イベントへ積極的に参加。
市、機関、委員等との連携・情報共有	・福祉避難所として四條畷市との協定を締結。 ・災害発生時には自治会と連携が図れるよう自治会長と話し合いを実施。
災害時の対応	・福祉避難所として登録 ・法人内で非常災害に備え、訓練、シミュレーションを実施。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
情報共有	・自治会、法人、学校等それぞれが防災等の課題検討をしていますが、市全体では共有できていません。 ・災害時対応について法人内で十分共有できていない。地域の方々とも共有できていない。
災害時の対応	・具体的な災害事例が発生しておらず連絡網の構築も未整備である。
取組事業について の理解・認知	・地域の方が理解してくれているか。
③問題を改善していくための今後の方向性	
市、機関、委員等との連携・情報共有	・行政からの呼びかけ、協力、また、市全体での避難訓練の実施 ・都度関係者と協議を行う。

社会福祉協議会

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
市、機関、委員等との連携・情報共有	・災害時の対応については四條畷市との連携が必須であり、四條畷市防災計画に定められている「仮称災害ボランティアセンター」の運営を行えるようマニュアルの策定や四條畷市との協定を締結できるよう取組を進めている。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
災害時の対応	・災害現場に派遣された経験のある職員が少ない。 ・災害活動における備品の不足。災害時のあらゆる想定についての対応が不十分。 ・防犯については、福祉分野とは関連しているものの福祉に直結している分野ではないため十分な取組が行われていない。
③問題を改善していくための今後の方向性	
災害時の対応	・災害時の不足する状況に対応できる代替え策の整備を進める。 ・災害時に職員を積極的に派遣すること。 ・災害時に必要と考えられる備品の整備を進めていく。

(6) 他団体・施設との交流やネットワークなど情報交換、他団体・施設との連携など)

保育園

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域とのつながり	・地域向けの園だよりを発行、子育てサークルと保護者の近隣の子育て家庭に配布し園の取組や子どもの育ちのこと、保健・食育情報を発信している。
市、機関、委員等との連携・情報の共有	・地域自治会、民生児童委員、ボランティア団体、福祉施設などと連携し、人の交流や情報交換を行っている。 ・市社協と共に設立した四條畷市地域貢献委員会の組織構成施設でもあり、常に関係関連諸団体との連携強化に努める。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
地域とのつながり	・組織と組織の繋がりというよりも個人的な繋がりに近い形で運用している。
施設の混合組織	・老人施設、児童施設の混合組織で統一行動がスムーズに行く、結節点をどこに求めるか。
情報の共有	・市域の子育て家庭のニーズの把握が弱いこと。
③問題を改善していくための今後の方向性	
現状に対する変革	・園内研修を通して保育士の意識改革に取り組んでいる。
情報の共有	・市域の状況や様々なニーズ、自施設に求められていることなどの把握に努めること。
その他	・属人から属組織への移行を進める。

障がい者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域とのつながり	・「ちゃんぷるフェスタ」での他団体との交流。 ・定期事業所部会での交流。 ・公民館フェスタ等での交流。 ・四條畷荘いっぷくステーション「よるか」への参加
②取り組んでいる中で感じる問題点	
人材不足	・人員配置上、日中に職員が抜けにくい
③問題を改善していくための今後の方向性	
交流について	・交流はうまくいっているのでこの方向で良い。

こうれいしゃしせつ
高齢者施設

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
情報 じょうほう の共有 きょうゆう	・あらゆる場面 ばめん で情報交換 じょうほうこうかん や連携 れんけい を行う。
地域 ちいき とのつながり	・近隣病院 きんりんびやういん や近隣の老健施設 きんりんろうけんしせつ などとの意見 いけん ・情報交換 じょうほうこうかん の場 ば を設けている。
市、機関、委員等との 連携・情報 れんけい の共有 きょうゆう	・四條畷福祉のまち実現会議 しじょうなわてふくしじつげんかいぎ においては働き手だけでなく、ボランティアや住民活動 じゅうみんかつどう を推進する人々も地域福祉人材 ちいきふくしじんざい と捉えて、人材確保 じんざいかくほ を目指して他法人・他団体等と協働 きょうどう し、考え方の共有 きょうゆう やイベントの企画、実施をおこなって行っている。
交流 こうりゅう について	・高齢、障害関係なく福祉に携わる事業所で賑わいを結成。 ・四條畷人材フェスティバル
②取り組んでいる中で感じる問題点	
情報 じょうほう の共有 きょうゆう	・意見や情報交換の相手に限られる。 ・ネットワークに入っていない事業所がある。
育成・教育 いくせい	・一人一人が主体的にリーダーシップをとるよう努めていますが十分ではない。
その他	・今の活動の方向性が明確ではない。
③問題を改善していくための今後の方向性	
情報 じょうほう の共有 きょうゆう	・価値を共有し、活動を継続する。
地域 ちいき とのつながり	・色々な事業所が参加、活動できるようにする。 ・地域の方と一緒に福祉活動を考えていける場面づくり。

しゃかいふくしきやうぎかい
社会福祉協議会

①地域福祉向上のためにできる役割や現状の取り組み状況	
地域 ちいき とのつながり	・本会自体が多様な団体で構成されている点を活かして、プラットフォームの役割を果たせるよう取組を進める。
市、機関、委員等との 連携・情報 れんけい の共有 きょうゆう	・ボランティア団体の連絡調整の事務局、地区福祉委員会の連絡調整の事務局、福祉施設の連絡調整の事務局など各分野における横の繋がりに効果のある事業を進めている。 ・社会のネットワークを活用し、他市町村社協等への視察を行う事で新たな活動を行えるきっかけを作った。
②取り組んでいる中で感じる問題点	
市、機関、委員等との 連携・情報 れんけい の共有 きょうゆう	・担当者が別になるため横の繋がりを持つ機能が新たな交流をできるような取組を進めていけない。
資金確保 しきんかくほ	・連絡調整機能について、関係職員の人件費確保が困難。
③問題を改善していくための今後の方向性	
市、機関、委員等との 連携・情報 れんけい の共有 きょうゆう	・横の連絡が各団体構成員にまで広がり、有機的な繋がりを工夫していくことが必要。
交流 こうりゅう について	・コミュニティワークの視点と技術向上の方向を考えていく。

(7) その他

高齢者施設

地域とのつながり	・社会福祉法人として、地域とより積極的に関わり福祉に関する様々な問題を解決できる機関として今後も更に努力が必要である。
人材不足	・当施設でも人材確保には苦勞しており活動の幅を広げることには困難を感じる。
今後の対応	・地域で必要とされているニーズを把握し、可能な限り積極的に対応していきたいと思う。

障がい者施設

地域行事への参加	・公園等里親ボランティアのメンバーとして施設全体で取り組み、川崎池公園や曙神社参道で花の植え替え、水やり、掃除を毎日続けている。 ・里親ボランティアの20程の個人団体さんに対して市から提供される花の苗を施設にて選んでもらっている。
----------	---

3. パブリックコメントの実施

本計画に対する住民意見を募るため、平成31年（2019年）1月15日から2月15日までパブリックコメントを募集しました。また、この結果について、行政等関係機関の意見を聞き、四條畷市福祉計画検討委員会及び四條畷市地域福祉計画策定専門部会にて協議を行い、対応を検討しました。

*パブコメ後に整備

4. 四條畷市福祉計画検討委員会及び、

しじょうなわて し ふくしけいかくけんとういいんかいおよ 四條畷市地域福祉計画策定専門部会への住民参画

○四條畷市福祉計画検討委員会条例

平成24年12月21日

条例第30号

改正 平成25年3月1日条例第1号

平成27年3月10日条例第5号

(設置)

第1条 本市における福祉に関する計画の策定に際し、市民その他の関係者の意見を聴くとともに、当該計画について必要な事項を調査審議し、及びその進行管理を行うため、四條畷市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 前条に規定する福祉に関する計画とは、次に掲げる計画をいう。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
- (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第8条第1項に規定する市町村障害福祉計画

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 医師
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、市民、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門部会の委員は、当該専門の事項に関する調査を行い、その結果を委員会に報告する。

4 専門部会の委員は、前項の規定による報告をするまでの間、在任する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年条例第1号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

○四條畷市福祉計画検討委員会規則

平成24年12月21日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市福祉計画検討委員会条例(平成24年条例第30号)第6条の規定に基づき、四條畷市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 委員会の専門部会(以下「専門部会」という。)に部会長及び副部会長1人を置き、専門部会の委員の互選によりこれを定める。

2 専門部会の部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門部会の部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○四條畷市福祉計画検討委員会 委員名簿

役職	氏名	区分
	高尾 美知子	(1号) 市民
	山上 一幸	(1号) 市民
	志村 いづみ	(1号) 市民
	浅井 茂	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
	湯元 洋司	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
	中西 庄司郎	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
	塩野 孝子	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
副委員長	北川 シズ子	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
	篠田 實	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
	福井 節子	(2号) 福祉に関する活動を行う団体を代表する者
	福田 益樹	(3号) 医師
	太地 康博	(3号) 医師
委員長	小寺 鐵也	(4号) 学識経験を有する委員
	村上 広美	(4号) 学識経験を有する委員
	中村 顕	(4号) 学識経験を有する委員
	猿屋 勝利	(5号) 市長が必要と認めた者
	橋垣 富美子	(5号) 市長が必要と認めた者
	平山 明子	(5号) 市長が必要と認めた者
	守屋 隆	(5号) 市長が必要と認めた者
	森田 友美	(5号) 市長が必要と認めた者
	穂園 洋子	(5号) 市長が必要と認めた者

○四條畷市地域福祉計画策定専門部会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、四條畷市福祉計画検討委員会条例（平成24年条例第30号、以下「条例」という。）第5条に基づき、四條畷市地域福祉計画策定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置するにあたり、条例及び四條畷市福祉計画検討委員会規則（平成24年規則第28号、以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第5条第2項の専門部会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉サービスを利用する者
- (3) コミュニティソーシャルワーカーの職にある者
- (4) 四條畷市民生委員児童委員協議会に属する者
- (5) 四條畷市ボランティア連絡会に属する者
- (6) 四條畷市社会福祉協議会地区福祉委員会に属する者
- (7) 四條畷市社会福祉協議会に属する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(庶務)

第3条 規則第5条の庶務は、次の部署において処理する。

- (1) 生活福祉課
- (2) 高齢福祉課
- (3) 障がい福祉課

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月21日から施行する。
(四條畷市地域福祉計画策定専門部会開催要綱の廃止)
- 2 四條畷市地域福祉計画策定専門部会開催要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

○四條畷市地域福祉計画策定専門部会 部会員名簿

役職	氏名	区分
部会長	小寺 鐵也	(1号) 学識経験を有する者
	堂棺 知絵理	(2号) 福祉サービスを利用する者
	羽田野 清英	(2号) 福祉サービスを利用する者
	森脇 雅代	(3号) コミュニティソーシャルワーカーの職にある者
	塙 正義	(3号) コミュニティソーシャルワーカーの職にある者
副部会長	石原 欽子	(4号) 四條畷市民生委員児童委員協議会に属する者
	北川 シズ子	(5号) 四條畷市ボランティア連絡会に属する者
	鈴木 信之	(6号) 四條畷市社会福祉協議会地区福祉委員会に属する者
	中村 真衣子	(7号) 四條畷市社会福祉協議会に属する者
	川岸 祥泰	(8号) その他市長が認めた者

5. さくていけいか策定経過

日 程	会 議	内 容
平成 30 年 1月 12 日～29 日		市民アンケート実施
3月 5 日	専門部会①	・委員初顔合わせ ・地域福祉についての講義 ・アンケート結果報告 ・意見聴取 ・部会員へのヒアリングシート作成依頼 (地域福祉の現状、問題点等) ・今後のスケジュール等
3月 16 日	検討委員会 I	・アンケート結果報告 ・意見聴取 ・今後のスケジュール等
4～6月		・庁内各課の地域福祉に関する事業抽出ヒアリング ・社会福祉施設からのヒアリング
7月	専門部会②	・各部会委員ヒアリングシート発表、意見交換 ・庁内各課、社会福祉施設ヒアリング結果の報告
8月		計画（素案）作成
8月 29 日	検討委員会 II	・計画策定経過の進捗報告 ・計画（素案）について意見交換
10月 5 日	専門部会③	計画（素案）について意見交換
11月 8 日	検討委員会 III	計画（素案）について意見交換
11月 27 日	専門部会④	計画（素案）について意見交換
1月 15 日～ 2月 15 日		計画（原案）パブリックコメント実施
3月 日	H30 検討委員会 IV	計画完成の報告

6. しゃかいふくしほう 社会福祉法 ばっすい (抜粋)

(昭和二十六年法律第四十五号)

平成二十九年六月二日公布 (平成二十九年法律第五十二号) 改正

施行日： 平成三十年四月一日

目次

- 第一章 総則 (第一条—第六条)
 - 第二章 地方社会福祉審議会 (第七条—第十三条)
 - 第三章 福祉に関する事務所 (第十四条—第十七条)
 - 第四章 社会福祉主事 (第十八条・第十九条)
 - 第五章 指導監督及び訓練 (第二十条・第二十一条)
 - 第六章 社会福祉法人
 - 第一節 通則 (第二十二條—第三十条)
 - 第二節 設立 (第三十一条—第三十五条)
 - 第三節 機関
 - 第一款 機関の設置 (第三十六条・第三十七条)
 - 第二款 評議員等の選任及び解任 (第三十八条—第四十五条の七)
 - 第三款 評議員及び評議員会 (第四十五条の八—第四十五条の十二)
 - 第四款 理事及び理事会 (第四十五条の十三—第四十五条の十七)
 - 第五款 監事 (第四十五条の十八)
 - 第六款 会計監査人 (第四十五条の十九)
 - 第七款 役員等の損害賠償責任 (第四十五条の二十一—第四十五条の二十二)
 - 第四節 計算
 - 第一款 会計の原則等 (第四十五条の二十三)
 - 第二款 会計帳簿 (第四十五条の二十四—第四十五条の二十六)
 - 第三款 計算書類等 (第四十五条の二十七—第四十五条の三十五)
 - 第五節 定款の変更 (第四十五条の三十六)
 - 第六節 解散及び清算並びに合併
 - 第一款 解散 (第四十六条・第四十六条の二)
 - 第二款 清算
 - 第一目 清算の開始 (第四十六条の三・第四十六条の四)
 - 第二目 清算法人の機関 (第四十六条の五—第四十六条の二十一)
 - 第三目 財産目録等 (第四十六条の二十二—第四十六条の二十九)
 - 第四目 債務の弁済等 (第四十六条の三十—第四十六条の三十四)
 - 第五目 残余財産の帰属 (第四十七条)
 - 第六目 清算事務の終了等 (第四十七条の二—第四十七条の七)
 - 第三款 合併
 - 第一目 通則 (第四十八条)
 - 第二目 吸収合併 (第四十九条—第五十四条の四)
 - 第三目 新設合併 (第五十四条の五—第五十四条の十一)
 - 第四目 合併の無効の訴え (第五十五条)
 - 第七節 社会福祉充実計画 (第五十五条の二—第五十五条の四)
 - 第八節 助成及び監督 (第五十六条—第五十九条の三)
- 第七章 社会福祉事業 (第六十条—第七十四条)
- 第八章 福祉サービスの適切な利用
 - 第一節 情報の提供等 (第七十五条—第七十九条)
 - 第二節 福祉サービスの利用の援助等 (第八十条—第八十七条)

第三節 社会福祉を目的とする事業を営業者への支援（第八十八条）

第九章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進

第一節 基本指針等（第八十九条―第九十二条）

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター（第九十三条―第九十八条）

第二款 中央福祉人材センター（第九十九条―第一百条）

第三節 福利厚生センター（第一百条―第一百六条）

第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備（第一百六条の二・第一百六条の三）

第二節 地域福祉計画（第一百七条・第一百八条）

第三節 社会福祉協議会（第一百九条―第一百十一条）

第四節 共同募金（第一百十二条―第一百二十四条）

第十一章 雑則（第一百二十五条―第一百三十条）

第十二章 罰則（第一百三十条の二―第一百三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営業者の事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を営業者の事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営業者の事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を営業者の事業
- 五 削除
- 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を営業者の事業
- 七 授産施設を営業者の事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 一〇二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営業者の事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 二〇二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を営業者の事業
- 二〇三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あっせん事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）

二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業

三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

【中略】

第二節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第八十条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第六十条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

【以下、略】